

# 第2期うるま市 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月  
うるま市



## はじめに



近年、家族形態の変化や就労の多様化など子どもを取り巻く環境は大きく変化しております。また、「幼児教育・保育の無償化」が開始され、さらなる幼児教育・保育環境の充実が求められております。

本市では、平成27年度に「うるま市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その計画の推進を目的に平成28年度に「こども部」を新設し、待機児童解消のため保育施設等の整備を始め、子育て支援策の実施に取り組んで参りました。令和2年4月からは、全ての市立幼稚園で3歳児からの受け入れを実施するとともに、令和4年度までに全ての市立幼稚園の認定こども園移行を進めております。

また、平成30年度には「うるま市子育て世代包括支援センターだいすき」を開設、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない子育て支援に取り組んでおります。

今回策定した「第2期うるま市子ども・子育て支援事業計画」においては、「子育てをみんなで支えあい、夢と希望にあふれるまち うるま」を引き続き基本理念として掲げ、「安心して子育てできる環境」と「子どもの育ちを見守る環境」をつくるため、様々な施策を展開し、推進してまいります。今後とも市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、第2期うるま市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました市民の皆様、計画策定にご尽力いただきました「うるま市子ども・子育て会議」の委員をはじめ、関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

令和2年（2020年）3月

うるま市長 島袋俊夫



# 目 次

## 【第 1 部 総論】

### 第 1 章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
(1) 法的根拠	2
(2) 計画の包含について	2
(3) 本市の他計画との関係	3
3. 国から示されている指針等	4
(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正(案)について	4
(2) 新・放課後子ども総合プラン	6
(3) 子育て安心プランについて	7
(4) 幼児教育・保育の無償化について	8
4. 計画の期間	9
5. 計画の策定体制	9

### 第 2 章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	11
2. 計画の体系	12
3. 教育・保育提供区域の設定	14
(1) 教育・保育提供区域とは	14
(2) うるま市における提供区域	14

### 第 3 章 うるま市の現状と課題

1. 人口動態と世帯状況	17
(1) 人口及び伸び率の状況	17
(2) 年齢構成	17
(3) 人口動態	18
① 自然動態	18
② 社会動態	18
(4) 合計特殊出生率	19
(5) 世帯数及び世帯構成	19
① 世帯構成の変化	20
② ひとり親世帯の状況	20
(6) 婚姻及び離婚率の動向	21
(7) 労働力人口及び失業率の状況	21
(8) 女性の就業者の状況	22

(9) 女性の年齢別就業状況	22
2. 人口、児童数等の将来推計	23
(1) 総人口の推計	23
(2) 児童人口の推計	24
① 0歳児	24
② 0～5歳児（就学前児童）	25
③ 6～11歳児（小学生）	26
(3) 区域別の人口	27
① あげな中学校区域の推計	27
② 具志川中学校区域の推計	28
③ 高江洲中学校区域の推計	29
④ 具志川東中学校区域の推計	30
⑤ 石川区域の推計	31
⑥ 与那城・勝連区域の推計	32
3. 子育て支援事業等の状況	33
(1) 幼稚園	33
① 市立幼稚園利用園児数	33
② 私立幼稚園利用園児数	33
(2) 保育施設等（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等）	34
① 申込者数の推移	34
② 保育施設等定員と利用児童数の推移（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等）	35
③ 待機児童数の推移	35
(3) 地域子ども・子育て支援の状況	36
① 延長保育事業	36
② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	36
③ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	37
④ 一時預かり事業	37
⑤ 病児・病後児保育事業	38
⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	38
⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	38
⑧ 利用者支援事業	39
⑨ 乳児家庭全戸訪問事業	39
⑩ 養育支援訪問事業	39
⑪ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	39
⑫ 妊婦健康診査	40
⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	40
(4) 認可外保育施設	40
① 認可外保育施設の推移	40

(5) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進	41
(6) 子どもの居場所づくり	41
①放課後子ども総合プランの推進	41
②児童館機能の充実	41
③児童館における中高校生の居場所づくり	42
(7) 保護を要する児童への対応の充実	42
①児童虐待防止対策の充実	42
②ひとり親家庭の支援の充実	43
③特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実	43
(8) 子どもと子育て家庭のための健康・保健の充実	44
(9) ニーズに対応した教育・保育施設等の円滑な利用の確保	45
(10) 人材の確保の推進	45
①保育士、幼稚園教諭等の確保	45
②放課後の居場所における人材確保（放課後児童支援員、地域人材）	45
③ファミリー・サポート・センターのサポーターの確保	46
(11) 集い、交流による子育て支援の充実	46
(12) 相談、情報提供の充実	46
4. ニーズ調査結果	47
(1) 調査の概要	47
①調査の目的	47
②調査の対象者	47
③調査方法	47
④調査期間	47
⑤回収率	47
(2) 就学前・小学生共通	48
①子育て家庭の状況	48
②母親の就労について	57
(3) 就学前児童の調査結果より	59
①教育・保育サービスの利用について	59
②土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の教育・保育サービスの利用	65
③地域子育て支援拠点事業について	66
④病児・病後児保育について	67
⑤一時預かりについて	68
⑥育児休業等について	69
(4) 小学校低学年児童の調査結果より	72
①放課後の過ごし方について	72
②放課後児童クラブ(学童保育)の利用について	74
③児童館の利用について	78

(5)自由回答のまとめ	79
①就学前児童保護者調査結果より	79
②小学校低学年保護者調査結果より	80
5. 課題	81

## 【第2部 基本施策】

### 第1章 基本目標1：安心して子育てできる環境

#### ■ 子ども・子育て支援事業の整備

1. 教育・保育事業	85
(1)量の見込みと確保方策	85
①うるま市全体	86
②あげな中学校区域	87
③具志川中学校区域	88
④高江洲中学校区域	89
⑤具志川東中学校区域	90
⑥石川区域	91
⑦与那城・勝連区域	92
2. 地域子ども・子育て支援事業	93
(1)量の見込みと確保方策	93
①延長保育事業	93
②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	94
③地域子育て支援拠点事業	95
④一時預かり事業	95
⑤病児・病後児保育事業	96
⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター〈就学児のみ〉）	97
⑦子育て短期支援事業（ショートステイ）	97
⑧利用者支援事業（子育て世代包括支援センターだいすき）	98
⑨乳児家庭全戸訪問事業	98
⑩養育支援訪問事業	99
⑪子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	99
⑫妊婦健康診査	99
⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業	100

#### ■ 子ども・子育て支援事業関連施策

3. 幼児期の教育・保育の一体的提供、推進	101
(1)認定こども園の普及についての基本的考え方	101
(2)教育・保育の質の確保	102

①研修等の充実	102
②教育・保育に関する評価、適正運営等の指導	102
③幼児教育アドバイザーの配置・確保	102
(3) 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保	102
(4) 保育園・幼稚園・認定こども園・小学校の連携の充実	103
(5) 教育・保育施設と地域型保育事業の連携	103
(6) 外国につながる幼児への支援・配慮	103
4. ニーズに対応した教育・保育や子育て支援の円滑な利用の確保	104
(1) ニーズに対応した教育・保育環境の整備等充実	104
(2) 認可外保育施設への支援	104
5. 子どもの居場所づくり	105
(1) 新・放課後子ども総合プランの推進	105
①放課後児童クラブの充実	105
②放課後子ども教室の充実	105
③放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携、一体的な実施の推進	106
(2) 放課後の居場所における人材確保（放課後児童支援員、地域人材）	106
(3) 児童館機能と整備の充実	106

## 第2章 基本目標2：子どもの育ちを見守る環境

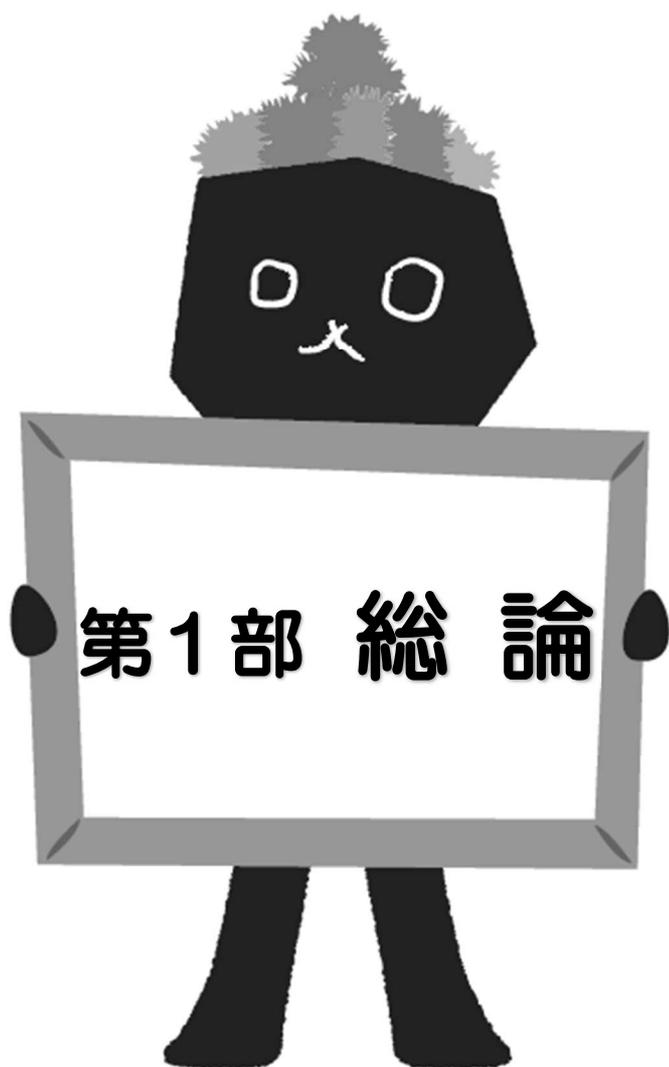
1. 子育て家庭のための相談・支援の充実	107
(1) 妊娠期からの切れ目のない支援	107
(2) 妊産婦と子どもの健康支援	108
(3) 「食育」の推進	109
①乳幼児期の食育	109
②食物アレルギーのある子どもへの対応	109
2. 児童虐待防止対策の充実	110
(1) 発生予防・早期発見	110
(2) 発生時の迅速・的確な対応	111
3. ひとり親家庭の支援の充実	112
(1) 子育て・生活支援策	112
(2) 就業支援策	112
(3) 経済的支援	112
4. 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実	114
(1) 障がいの早期発見	114
(2) ライフステージに応じた丁寧な支援	114
(3) 障がいの有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり	114
(4) 障害児福祉サービスの提供	114
5. 仕事と家庭生活との調和の実現(ワークライフバランス)のための働き方の見直し	116

### 第3章 計画の推進について

1. 計画の周知	117
2. 計画の推進体制	117
3. 事業等の実施状況、ニーズ等の定期的な把握	117
4. PDCAサイクルによる推進状況チェック	118

### 資料編

資料1 子ども・子育て支援法(第一章、第五章、第七章)より	119
資料2 うるま市子ども・子育て会議条例	124
資料3 うるま市子ども・子育て支援事業計画推進本部設置規程	126
資料4 第2期うるま市子ども・子育て支援事業計画策定経過	129
資料5 うるま市子ども・子育て会議委員名簿	130



第1部 総論



## 第1章 計画策定の概要

### 1. 計画策定の背景と趣旨

我が国においては、子どもと子育て家庭の支援の一層の充実を図るために、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、地域の実情に応じて質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保をするとともに、その利用を支援するため、市町村では「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に推進することが求められました。

本市においても全国と同様に共働き家庭の増加とともに保育に対するニーズの高まりが顕著となり、保育園への利用希望者が増えることに加え、幼稚園においても預かり保育等の保育機能の充実が求められる状況にありました。子育て家庭においては、幼児教育と保育機能の両面が求められており、本市ではこうしたニーズに対応した教育・保育施設の整備や、その他の子育て支援策を掲げた事業計画を平成27年3月に策定しました（第1期計画）。

平成27年度からの5年間で、保育ニーズは高まり、見込みを上回る状況となっています。また、平成30年10月より「幼児教育・保育の無償化」が始まり、3～5歳児及び市町村民税非課税世帯の0～2歳児が対象となり、今後さらなる需要の高まりが見込まれます。

こういった中で、「保育ニーズ」に対応できる幼児教育環境の充実や、なにより子どもの発達の連続性を意識した教育・保育の充実を目指し、本市では、認可保育園や地域型保育事業の整備に加え、それまで4・5歳児の受け入れにとどまっていた市立幼稚園で3歳児からの受け入れを推進するとともに、認定こども園への移行による教育・保育の一体的提供や質の確保を図るため、平成30年10月に「うるま市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等基本計画」を策定し、認定こども園への移行を計画的に進めているところです。

子ども・子育て支援事業計画は5年を1期として策定をすることとなり、第2期計画策定に向けたニーズ調査の結果から、保育ニーズが今後も高まることが把握されました。

保育ニーズを踏まえたうえでの教育・保育施設等の整備を引き続き目指すとともに、幼児教育・保育の質の確保、保幼小連携、地域子ども・子育て支援事業、母子保健、要保護児童対策など、子どもと子育て家庭が安心して過ごしていける環境となるよう、これまでの取り組みを一層強化するものです。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」も本計画に位置付け一体的に策定しています。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

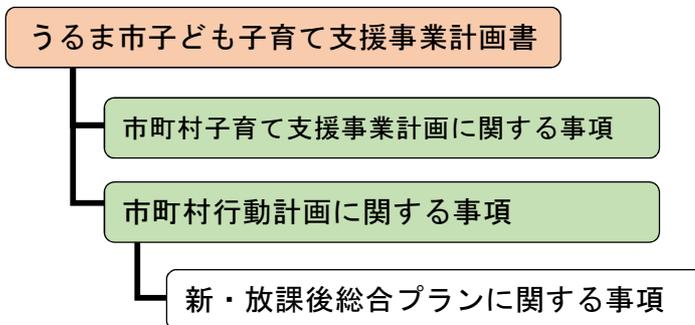
第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

(2) 計画の包含について

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、次の3つの計画を包含しています。

- 市町村子ども・子育て支援事業計画
- 市町村行動計画
- 新・放課後子ども総合プラン

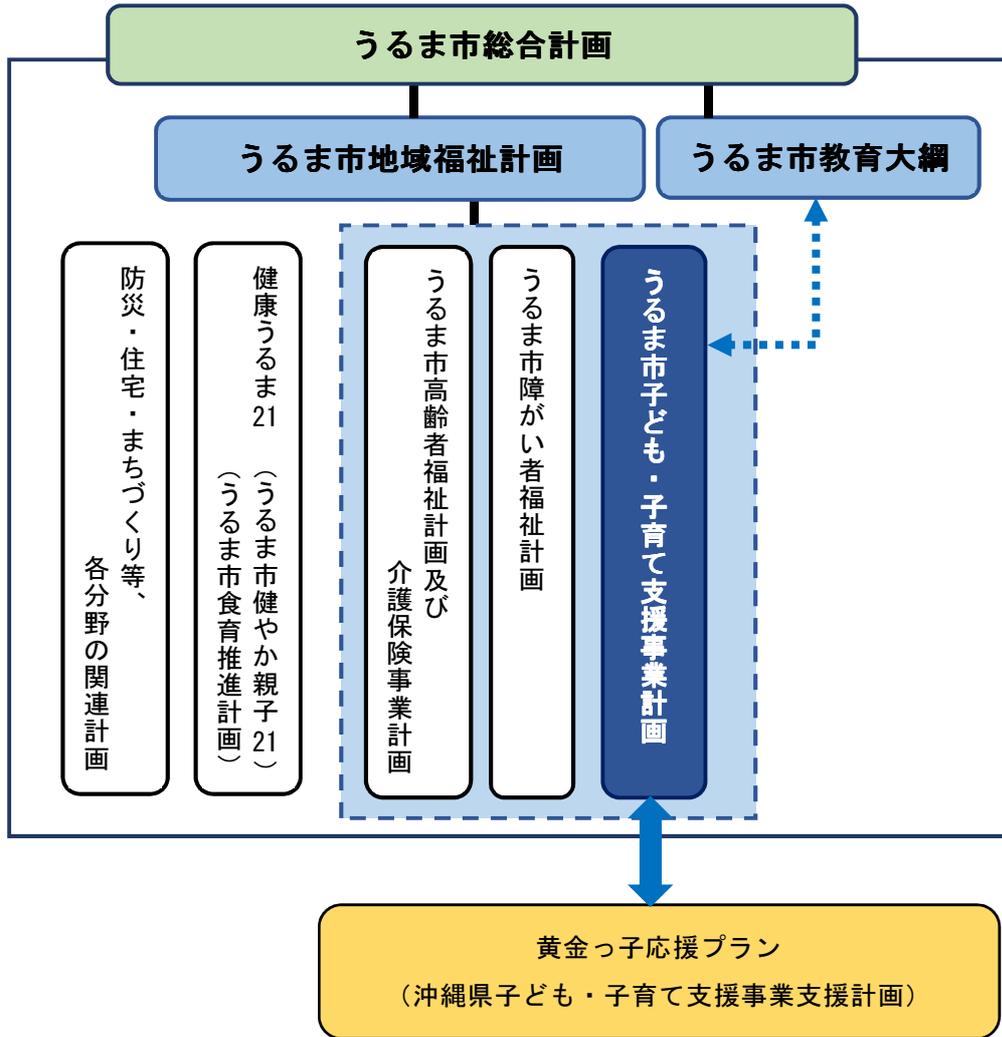
「新・放課後子ども総合プラン」は市町村子ども・子育て支援事業計画又は市町村行動計画に盛り込むべき内容とされておりま。



(3) 本市の他計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「うるま市総合計画」の理念を踏襲するとともに、子どもの福祉や教育に関する本市の他計画などとの整合性を図り、調和を保って策定しています。

また、沖縄県の「黄金っ子応援プラン（沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）」との整合性を図り策定しています。



## 3. 国から示されている指針等

## (1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正(案)について

市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたっての基本指針は、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日公表)の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正が行われました。改正後の指針を踏まえ、本計画を策定しています。

## (1) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記

- ・放課後児童健全育成事業の実施に当たって、2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後子ども総合プラン」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。(第三の二3(二)関係)
- ・目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」において、女性就業率が80%程度となることを想定して2019年度から2023年度末までに約30万人分の整備を行うこととしており、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。(別表第三の三関係)

## (2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

- ①児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえ、以下の事項等を追記。(第三の三2(一)、四5(一)、別表第三の四関係)
  - ・子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
  - ・児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ること。
- ②社会的養育の充実について、平成28年改正児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」(平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、策定すること。(第三の四5(二)関係)

## (3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

- ・幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。(第二の一関係)

- ・児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画・都道府県計画の作成に当たって調和を保つべき計画として明記すること。（第三の一六関係）
  - ・保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。（第三の二二（一）、（二）（一）関係）
  - ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。（第三の二二（二）（一）関係）
  - ・医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項（第三の三二（三）関係）及び都道府県計画の作成に関する基本的記載事項（第三の四五（四）関係）に追加すること。  
また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。（第三の四五（四）関係）
  - ・地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。（第三の六三関係）
- (4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。
- ・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。（第三の二四関係）
  - ・都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。（第三の四三関係）

## (2) 新・放課後子ども総合プラン

国では第1期計画策定の際に「放課後子ども総合プラン」を定め、放課後の居場所づくりを進めてきました。第2期では、「新・放課後子ども総合プラン」を策定しており、市町村においてもこれに基づいた計画づくりが必要となっています。

引き続き共働き家庭等の「小1の壁<sup>\*</sup>」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、新たなプランを策定されました。

※小1の壁：おもに共働きやひとり親世帯において、子どもの小学校入学を期に仕事と育児の両立が難しくなること。（放課後児童クラブでは、延長保育のある保育園よりも預かり時間が短いため、就労形態の変更が必要となる場合があるなど。）

### 「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ 2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

### 市町村行動計画等に盛り込むべき内容

- ①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
- ②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量
- ③放課後子供教室の2023年度までの実施計画
- ④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- ⑥放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
- ⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
- ⑨各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
- ⑩放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等

(3) 子育て安心プランについて

国においては、提供体制確保の実施時期の設定について、「2020 年度(令和2年度)末までに、量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する」としています。

これは、国の「子育て安心プラン」において、待機児童の解消を図るとともに、女性の就業率 80%に対応できるよう、2020 年度末(令和2年度末)までに 32 万人分の保育の受け皿を整備するという方針との整合性を図るための目標となっています。

市町村においては、ニーズ調査から潜在的保育ニーズの把握を行うとともに、上記の考え方を考慮しながら、保育の量の見込みを算定する必要があります。

<<参考：国の動き～待機児童解消に向けた取り組み～>>

**【保育の受け皿拡大の状況】**

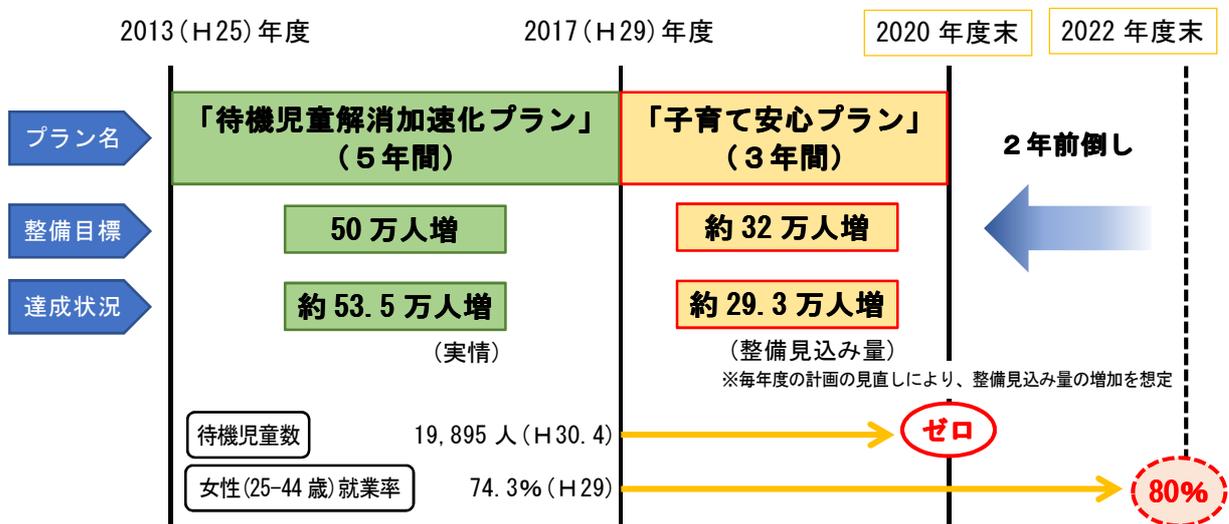
○待機児童解消加速化プラン(2013 年度から 2017 年度末までの 5 年間)による保育の受け皿拡大量は約 53.5 万人分(※)。待機児童解消加速化プランの政府目標 50 万人分を達成。

○子育て安心プラン(2018 年度から 2020 年度末までの 3 年間で)による保育の受け皿拡大量の目標は約 32 万人。市区町村等の計画を積み上げると、2018 年度当初の予定としては、3 年間の整備見込み量は約 29.3 万人分(※)。

※これまでの経緯を踏まえれば、毎年度の計画の見直しにより、整備見込み量の増加が想定される。

**【保育の申込者数、待機児童数の状況】**

○2018 年 4 月時点の待機児童数は、19,895 人となり、10 年ぶりに 2 万人を下回る結果。



#### (4) 幼児教育・保育の無償化について

国では、令和元年10月より「幼児教育・保育の無償化」を実施し、3～5歳の教育・保育施設利用者及び0～2歳の利用者の一部の保育料が無料となりました。

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

##### 1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

##### 2. 子育てのための施設等利用給付の創設

###### (1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

###### ①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

###### ②支給要件以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

###### (2) 費用負担

・本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

###### (3) その他

- ・市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

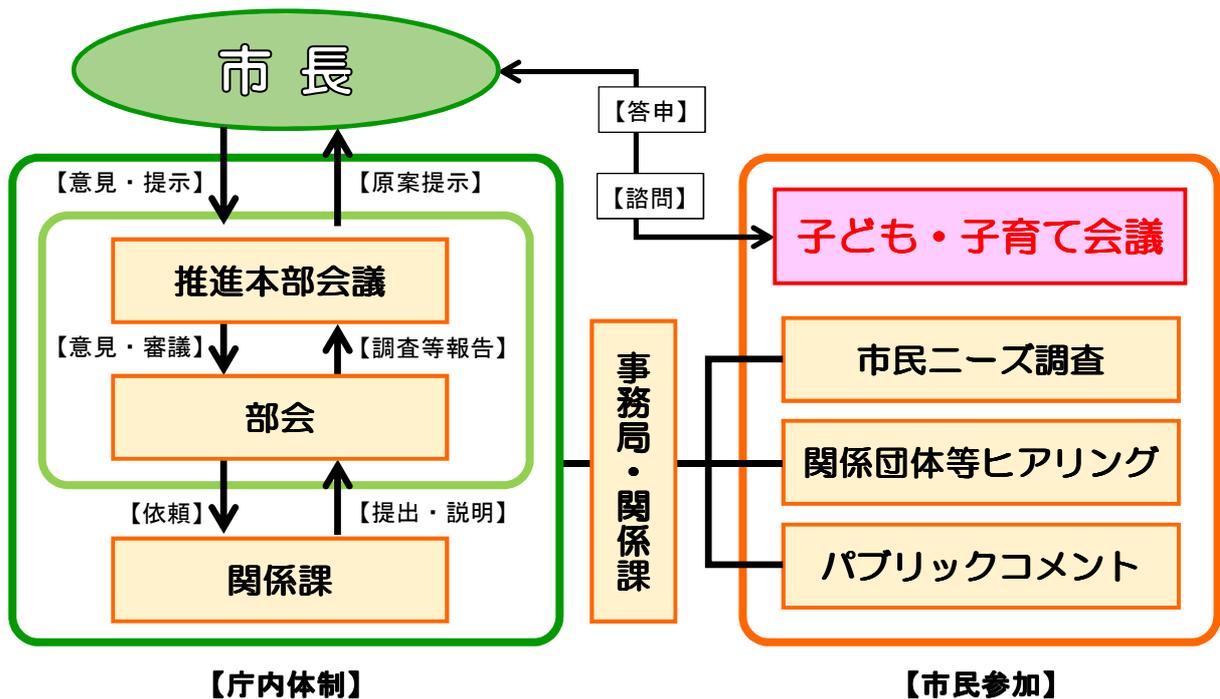
#### 4. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5カ年計画であり、年度ごとに事業の実施状況を確認し、本計画の期間中であっても必要に応じて見直しを行います。



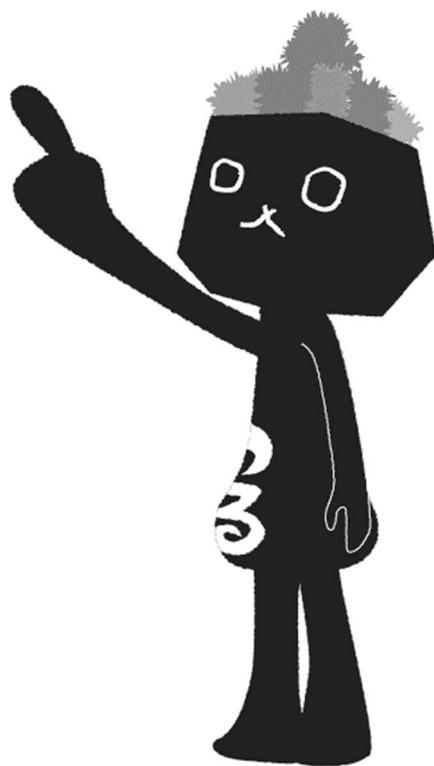
#### 5. 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、庁内に設置した「うるま市子ども・子育て支援計画推進本部会議」での審議、有識者、子どもの保護者、事業主・労働者を代表する者、事業従事者等で構成される「うるま市子ども・子育て会議」でのご意見・ご提言を踏まえて策定しています。





## 第2部 基本施策





## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

子ども・子育て支援とは、保護者が子どもと向き合い子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことです。「次世代育成支援行動計画」から継承してきた、地域の中で安心して子どもを産み育てていくことができる子育て支援を目指すべき姿としています。

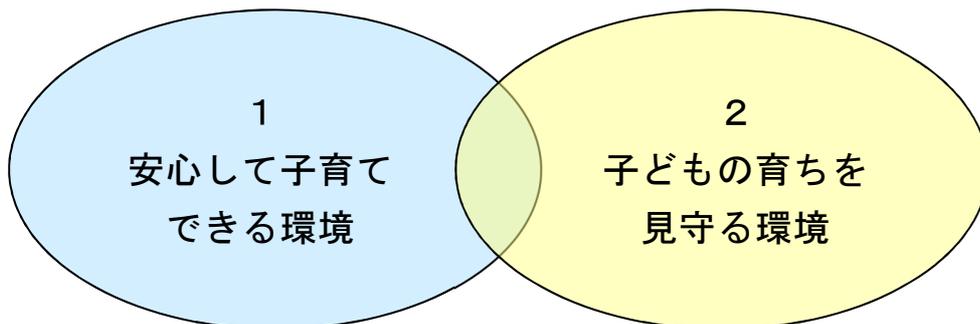
＝基本理念＝

子育てをみんなで支えあい、

夢と希望にあふれるまち うるま

第2期計画では、安心して子育てできる環境に各事業の提供体制の整備をまとめ、子どもの育ちを見守る環境へ相談事業等をまとめました。それぞれの目標が充実することにより、子育て家庭のニーズが適切な施設・事業の利用につながることを目指します。

＝基本目標＝



ニーズに応じた施設・事業の利用

2. 計画の体系

基本理念

基本目標

基本施策

子育てをみんなので支えあい、夢と希望にあふれるまち うるま

安心して子育てできる環境

1

子どもの育ちを見守る環境

2

■子ども・子育て支援事業の整備

1. 教育・保育事業

(1) 量の見込みと確保方策

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 量の見込みと確保方策

■子ども・子育て支援事業関連施策

3. 幼児期の教育・保育の一体的提供、推進

- (1) 認定こども園の普及についての基本的考え方
- (2) 教育・保育の質の確保
- (3) 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保
- (4) 保育園・幼稚園・認定こども園・小学校の連携の充実
- (5) 教育・保育施設と地域型保育事業の連携
- (6) 外国につながる幼児への支援・配慮

4. ニーズに対応した教育・保育や子育て支援の円滑な利用の確保

- (1) ニーズに対応した教育・保育環境の整備等充実
- (2) 認可外保育施設への支援

5. 子どもの居場所づくり

- (1) 新・放課後子ども総合プランの推進
- (2) 放課後の居場所における人材確保(放課後児童支援員、地域人材)
- (3) 児童館機能と整備の充実

1. 子育て家庭のための相談・支援の充実

- (1) 妊娠期からの切れ目のない支援
- (2) 妊産婦と子どもの健康支援
- (3) 「食育」の推進

2. 児童虐待防止対策の充実

- (1) 発生予防・早期発見
- (2) 発生時の迅速・的確な対応

3. ひとり親家庭の支援の充実

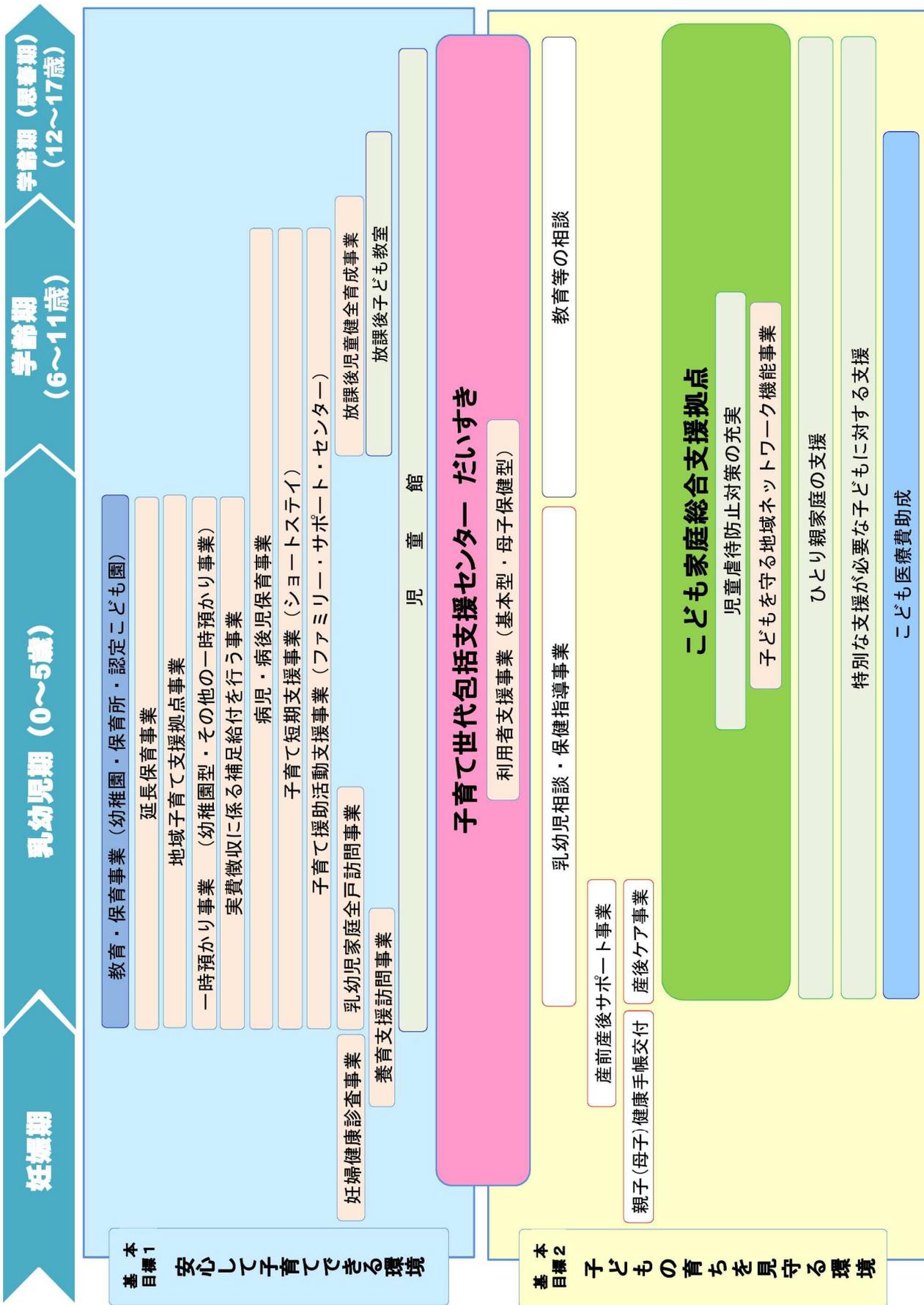
- (1) 子育て・生活支援策
- (2) 就業支援策
- (3) 経済的支援

4. 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

- (1) 障がいの早期発見
- (2) ライフステージに応じた丁寧な支援
- (3) 障がいの有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり
- (4) 障害児福祉サービスの提供

5. 仕事と家庭生活との調和の実現(ワークライフバランス)のための働き方の見直し

# ライフステージ別に見る事業の体系



## 3. 教育・保育提供区域の設定

## (1) 教育・保育提供区域とは

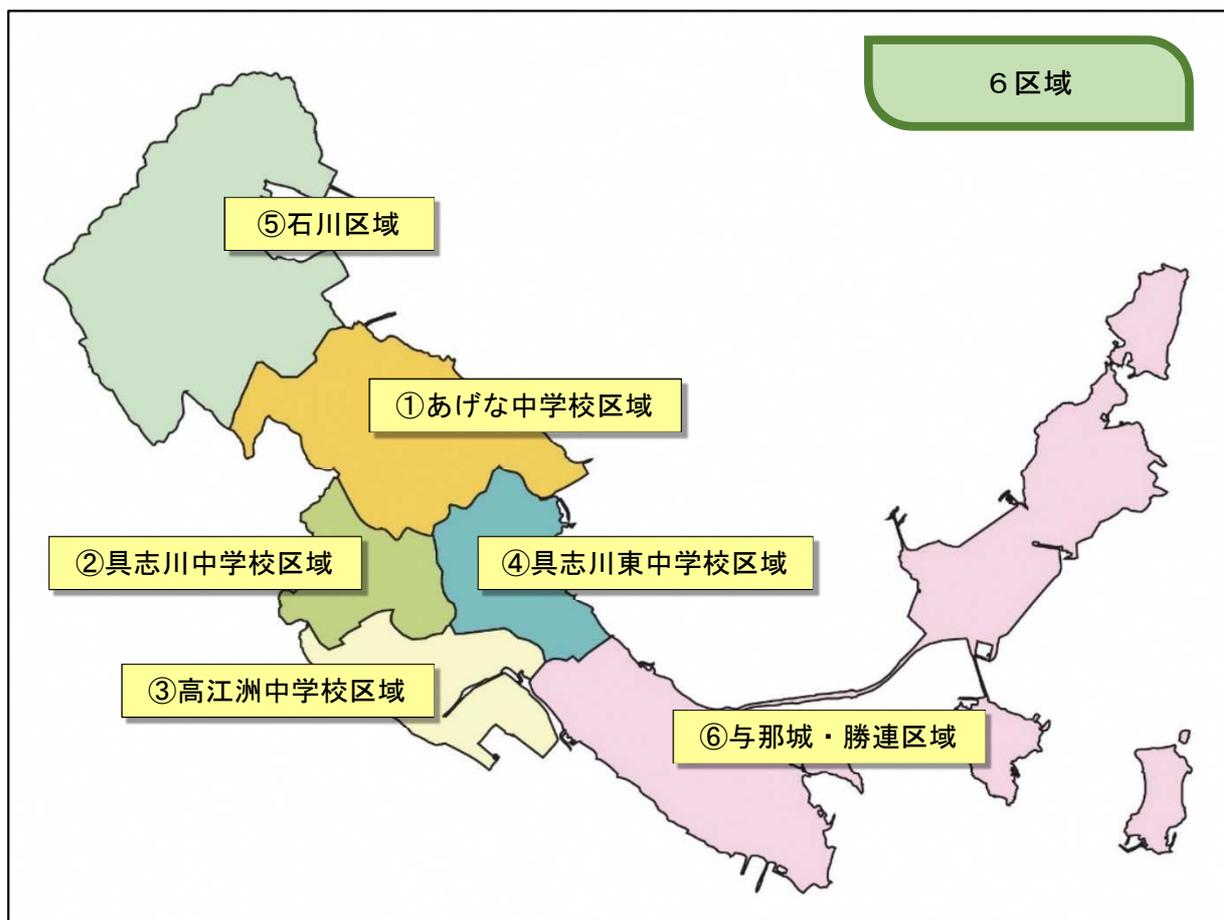
本計画では、教育・保育事業の「量の見込み\*」・「確保方策」を設定する単位として、市内を分けし、区域ごとの見込みと、確保方策を示しています。

本市全体の整備量だけではなく区域別の整備量を定めることにより、地域の実情に応じ、ニーズに対して偏りなく教育・保育施設等を整備するよう図ります。

## (2) うるま市における提供区域

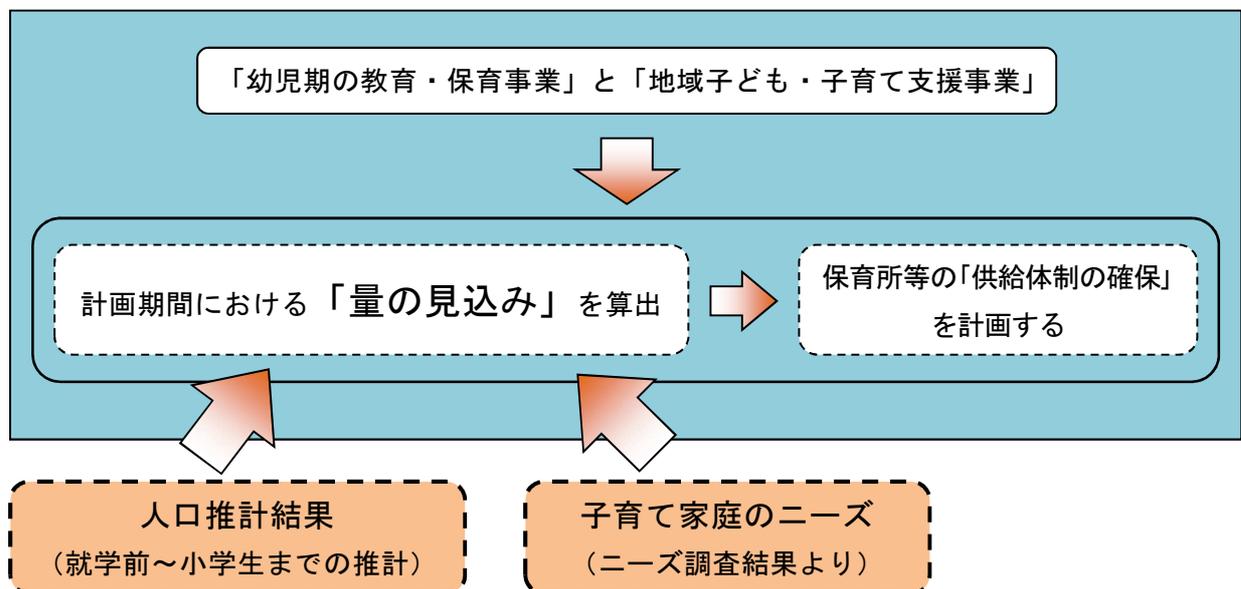
第1期子ども・子育て支援事業計画の区域の設定を引き継ぎ、量の見込みと確保方策を示しています。

子ども達や子育て家庭の日常生活圏を基本として、具志川、石川、与那城・勝連地域へ分け、具志川地域は他の地域と比較して人口が過密であることから、さらに4つの中学校区域ごとに設定を行い、下図のとおり6区域に設定しています。



## ※「量の見込み」とは

- 「量の見込み」＝幼稚園や保育所、延長保育や一時保育、学童クラブなどについて、将来必要となる利用人数を見込むこと。
- 「子ども・子育て支援事業計画」では、計画期間における「幼児期の教育・保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」を算出し、見込みに基づいた供給体制の確保策を掲げなくてはなりません。
- 「量の見込み」を算出するためには、将来の子ども数の推計結果と、子育て家庭の教育・保育事業の利用状況や利用意向を用いて見込みを行います（国から示された計算方法を基本とする）。



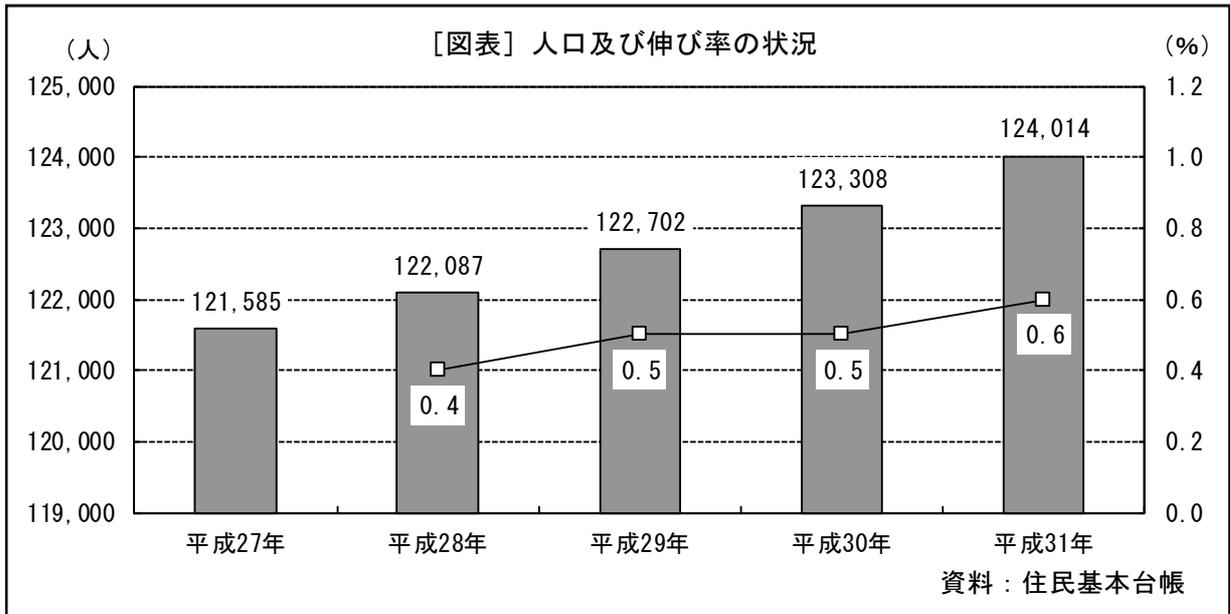


### 第3章 うるま市の現状と課題

#### 1. 人口動態と世帯状況

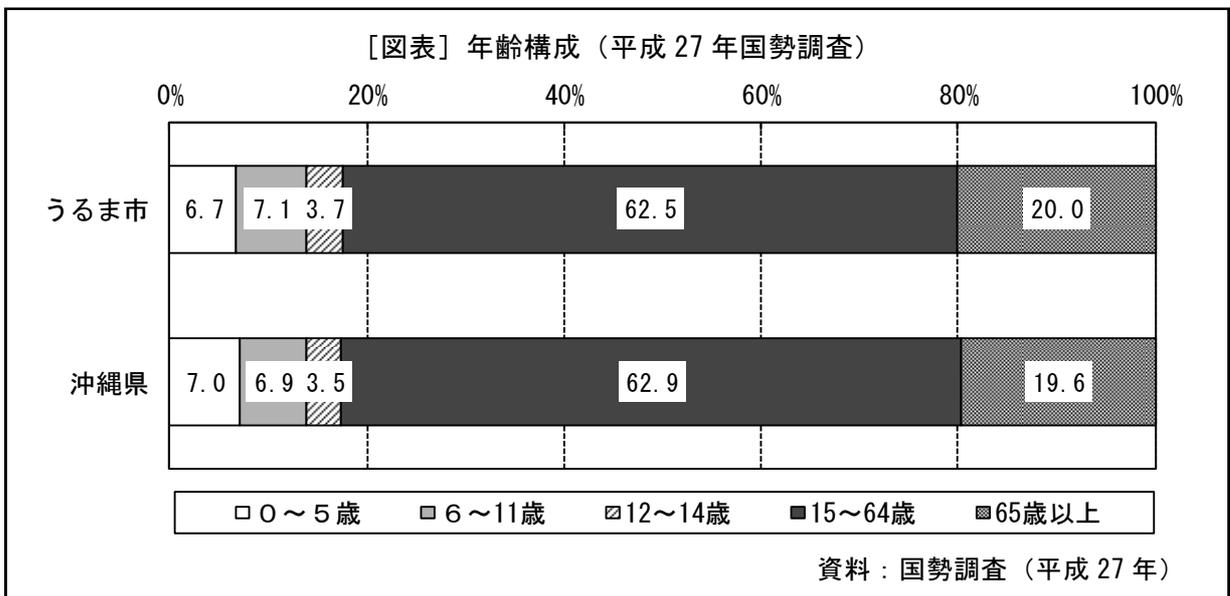
##### (1) 人口及び伸び率の状況

総人口は毎年増加しており、1年当たりの伸び率は0.5%前後となっています。



##### (2) 年齢構成

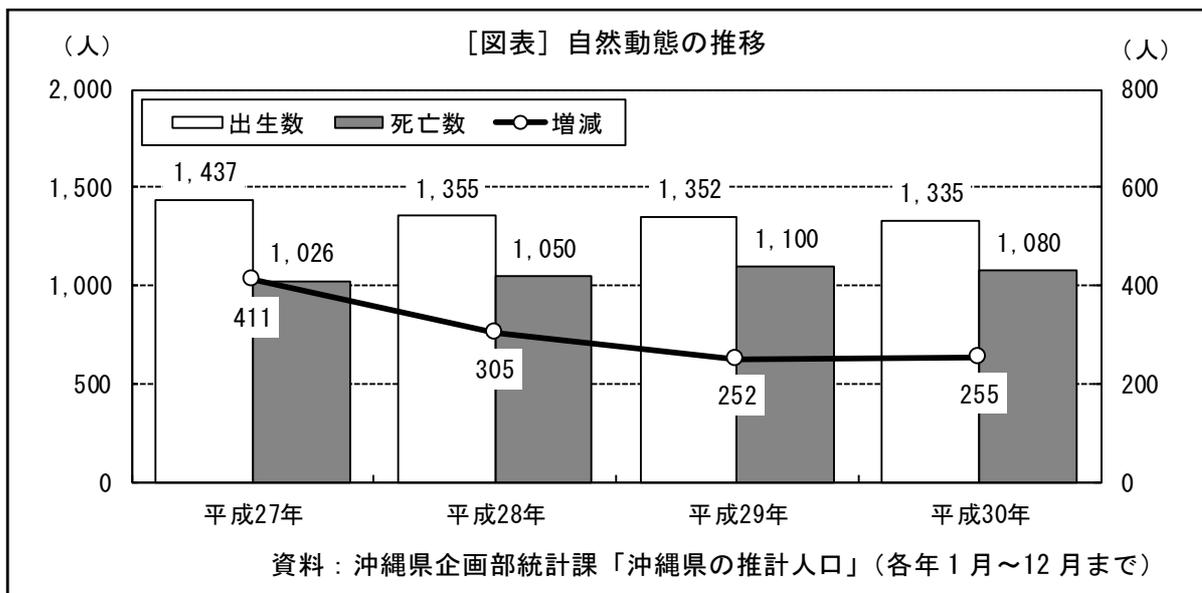
年齢構成は、平成27年国勢調査によると、就学前児童に当たる0～5歳児は6.7%、小学生に当たる6～11歳児は7.1%、中学生に当たる12～14歳は3.7%となっています。沖縄県と比べて大きな差はありませんが、就学前児童の割合が沖縄県より僅かに低くなっています。



(3) 人口動態

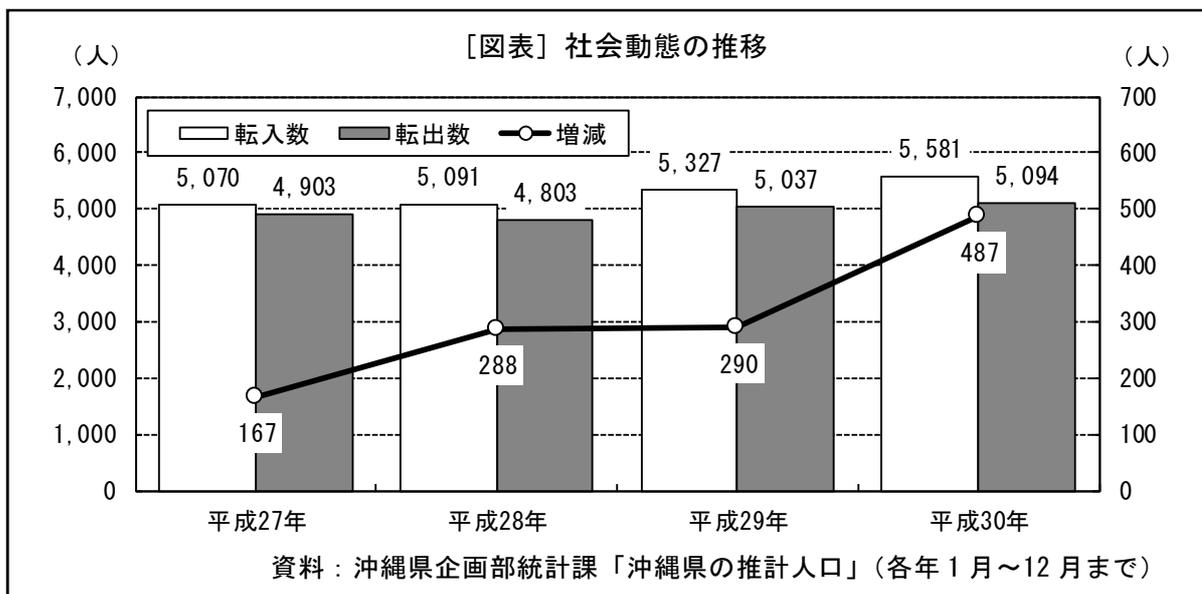
① 自然動態

各年、出生数が死亡数を上回っています。出生数は平成27年から平成28年には減少、以降は横ばいとなっています。死亡数は緩やかな増加傾向であることから、自然動態は減少傾向となっています。



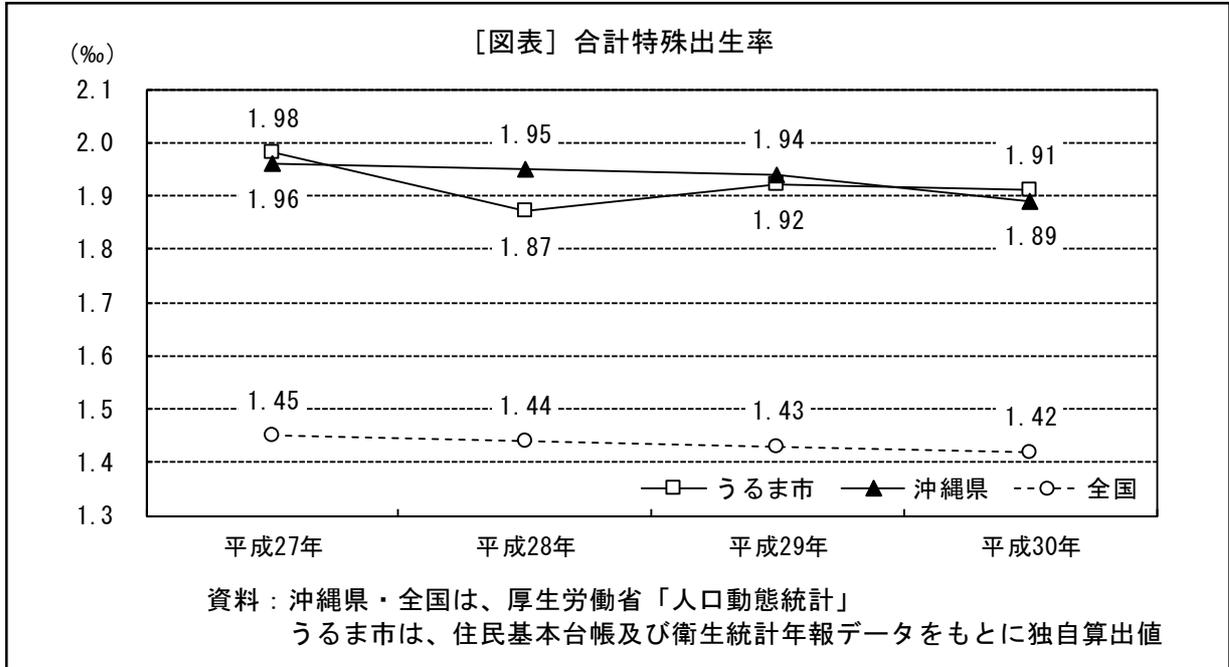
② 社会動態

転入数は毎年増加しています。転出数も平成28年以降は増加していますが、転入数の増加幅が大きく、社会動態は増加傾向となっています。



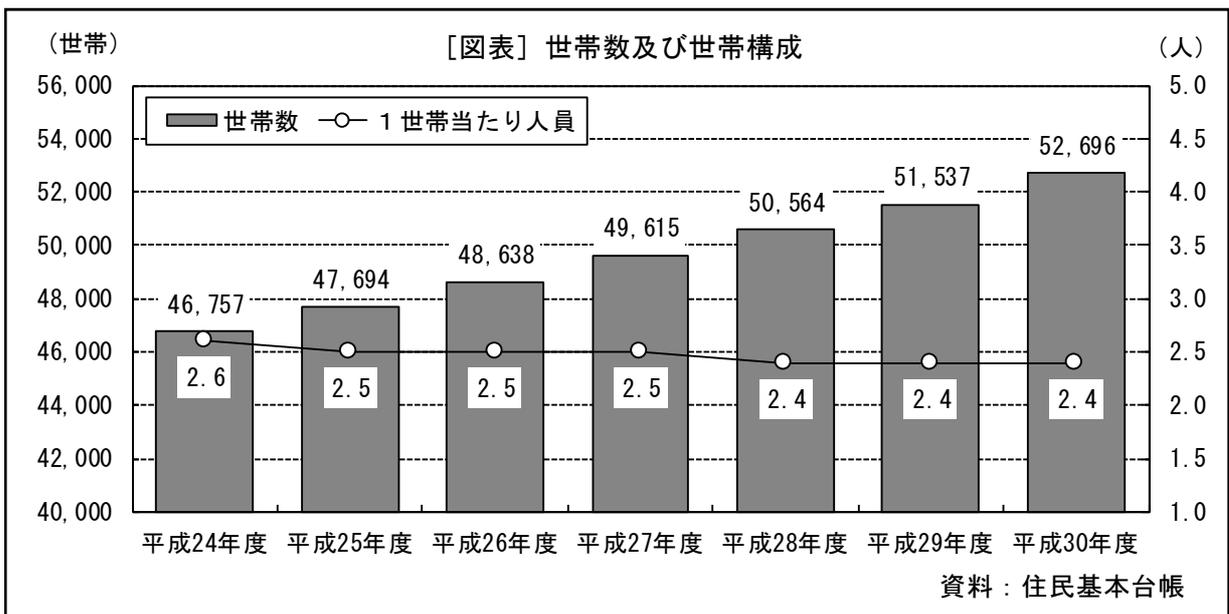
(4) 合計特殊出生率

1人の女性が生涯に生むと見込まれる子どもの数を示す「合計特殊出生率」は、本市では近年1.95前後で推移しており、平成30年では1.91となっています。沖縄県と比べて大きな差はありませんが、全国値の1.4程度と比べると、高く推移しています。



(5) 世帯数及び世帯構成

世帯数は、毎年増加していますが、1世帯当たりの人員は、やや減少傾向にあります。



### ①世帯構成の変化

世帯構成は、平成27年では、一般世帯数に占める核家族世帯が61.3%、三世帯世帯等（その他親族世帯）が10.5%、単独世帯は26.6%となっています。また、18歳未満の親族がいる世帯は19.8%、ひとり親世帯で18歳未満の親族がいる世帯は4.9%となっています。

	平成22年		平成27年		平成27年 沖縄県(%)
		%		%	
一般世帯数	38,277		42,269		
親族のみの世帯	29,665	77.5	30,350	71.8	66.0
核家族世帯	24,436	63.8	25,920	61.3	58.6
夫婦のみ世帯	4,779	12.5	5,839	13.8	15.4
夫婦と子ども世帯	13,988	36.5	13,979	33.1	30.5
18歳未満の親族がいる世帯	8,360	21.8	8,372	19.8	19.5
ひとり親世帯	5,669	14.8	6,102	14.4	12.7
18歳未満の親族がいる世帯	1,895	5.0	2,065	4.9	4.4
その他親族世帯	5,229	13.7	4,430	10.5	7.5
非親族世帯(非親族を含む世帯)	209	0.5	599	1.4	1.3
単独世帯	8,401	21.9	11,241	26.6	32.4
一世帯当たり人員	2.99		2.74		2.50

資料：国勢調査 ※一世帯当たり人員は、「一般世帯人員」÷「一般世帯」で算出  
※ひとり親世帯は、父(母)親の単身赴任や長期出張などによって、調査時に父(母)親と子どものみとなっている世帯を含まれています。

### ②ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯は平成22年が1,439世帯であり、一般世帯に占める割合は3.8%となっています。平成27年には1,393世帯へと減少し、割合も3.3%に下がっています。沖縄県と比べ、ひとり親家庭の割合は僅かに高くなっています。

	平成22年		平成27年		平成27年 沖縄県(%)
		%		%	
一般世帯数	38,277		42,269		
ひとり親世帯	1,439	3.8	1,393	3.3	2.9
母子世帯	1,266	3.3	1,213	2.9	2.6
父子世帯	173	0.5	180	0.4	0.3

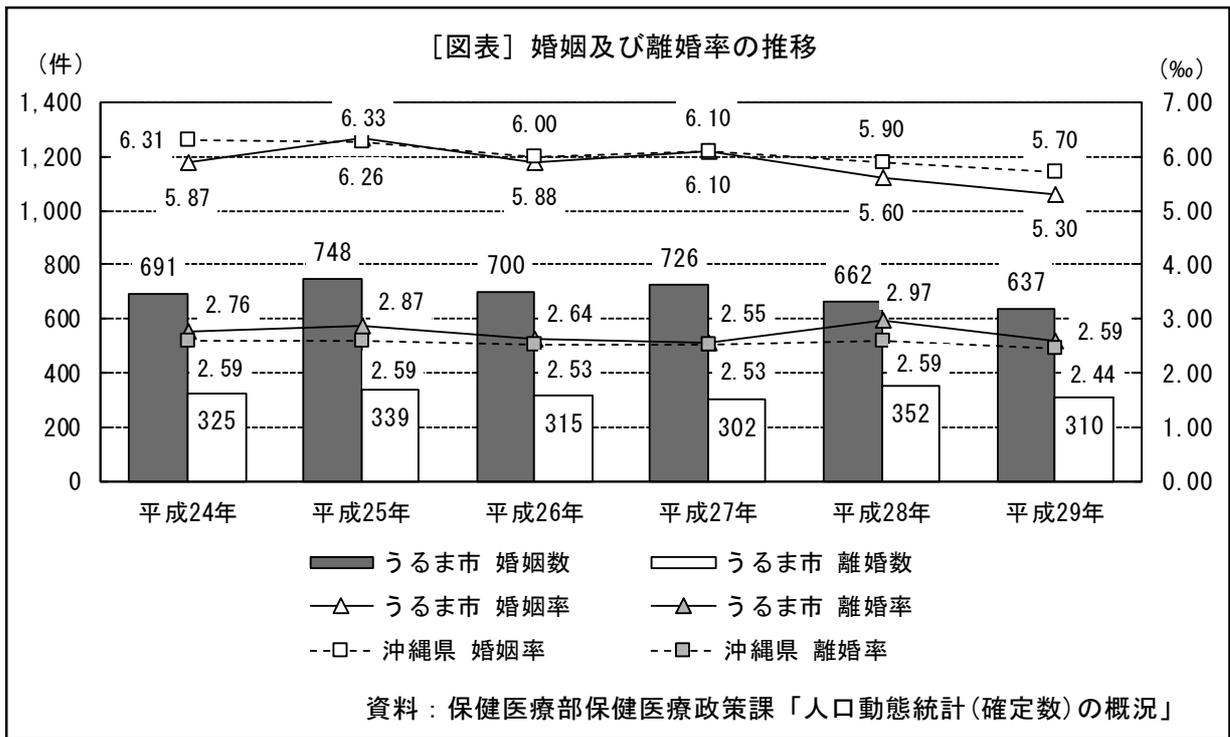
資料：国勢調査

※ひとり親世帯は、未婚、死別または離別の親と未婚の20歳未満の子どものみから成る世帯と定義しているため、20歳以上の子どもが1人でもいる世帯や父(母)親の単身赴任や長期出張などによって、調査時に父(母)親と子どものみとなっている世帯は含めていません。

(6) 婚姻及び離婚率の動向

婚姻数は、一時増加しますが、平成27年以降は減少しています。また、離婚数は増減を繰り返す推移となっています。

婚姻率は、平成28、29年は沖縄県に比べやや低く、離婚率は、沖縄県より高い年が多くなっています。



(7) 労働力人口及び失業率の状況

労働力人口は、平成27年で49,206人となっており、完全失業者数は3,687人、完全失業率は7.5%となっています。沖縄県の完全失業率よりやや高くなっています。

	平成27年
労働力人口	49,206
完全失業者数	3,687
完全失業率(うるま市)	7.5%
完全失業率(沖縄県)	6.3%

資料：国勢調査(平成27年)

(8) 女性の就業者の状況

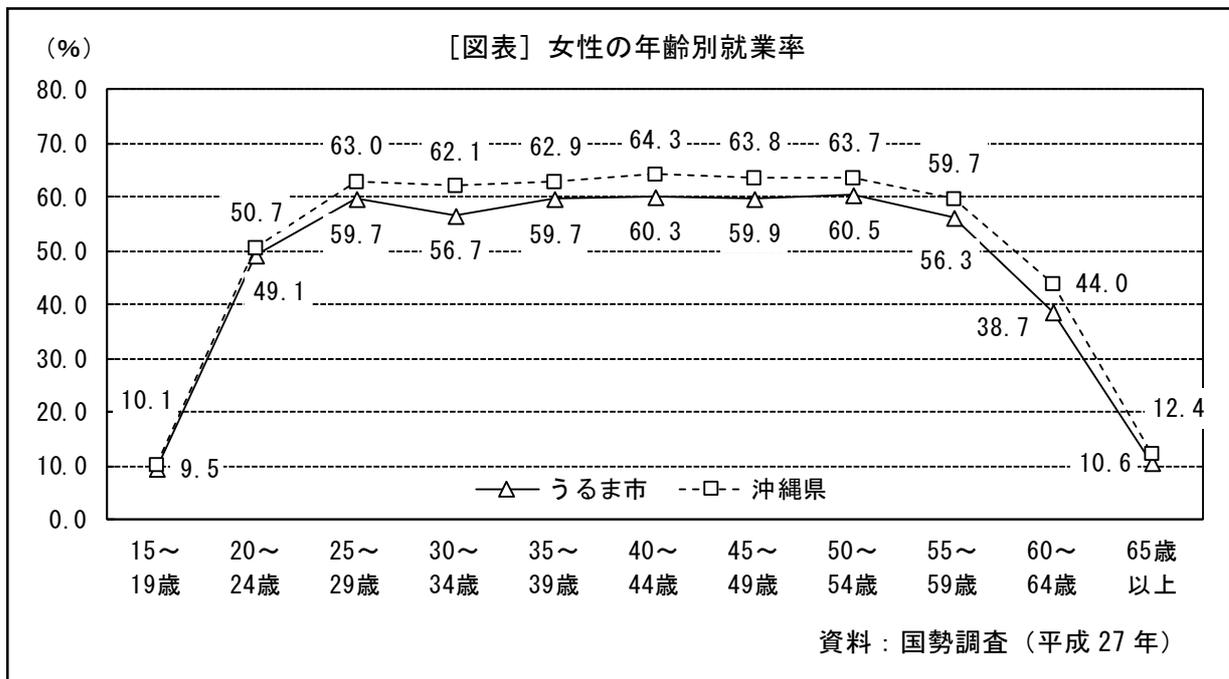
女性の就業者数を見ると、平成27年では19,887人であり、女性就業者割合は43.7%となっています。沖縄県では44.9%であり、僅かながら本市の方が低くなっています。

	平成27年
就業者数	45,519
女性就業者数	19,887
男性就業者数	25,632
女性就業者割合(うるま市)	43.7%
女性就業者割合(沖縄県)	44.9%

資料：国勢調査（平成27年）

(9) 女性の年齢別就業状況

女性の年齢別就業状況は、「25～29歳」から「50～54歳」までが概ね60%程度の実業率となっており、「30～34歳」でほかの年齢層よりやや就業率が下がりますが、その差は3ポイント程度と大きくはありません。就業率は、全年齢層ともに沖縄県と比べると本市の方が低くなっています。



2. 人口、児童数等の将来推計

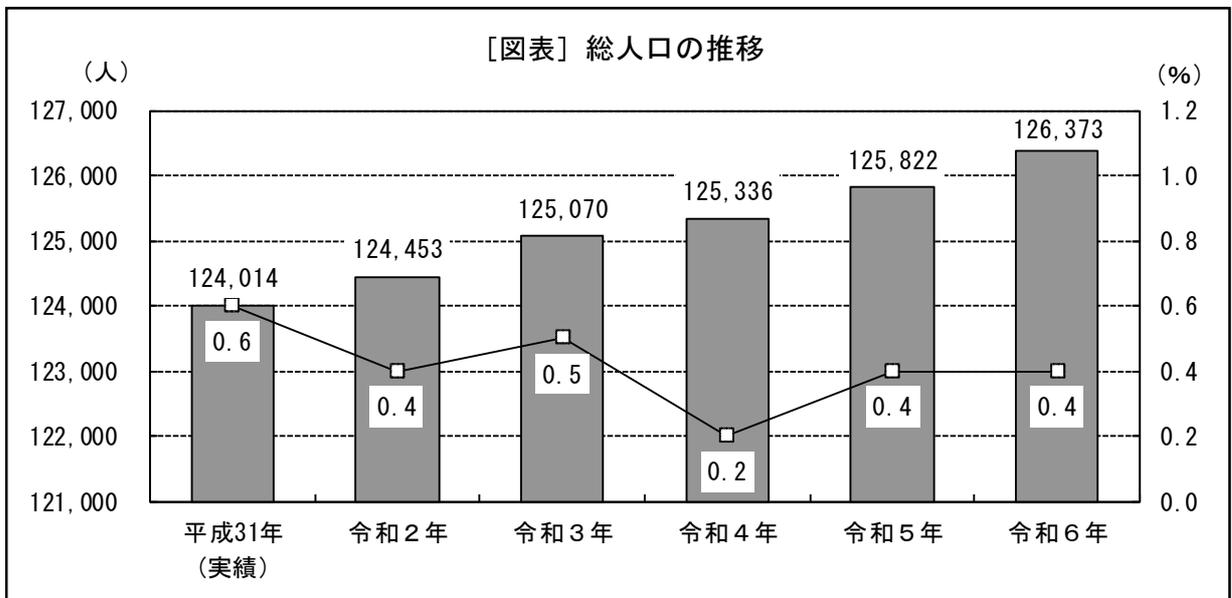
(1) 総人口の推計

総人口は今後も増加を続けていくと予測されます。

平成31年の総人口は124,014人であり平成29年からは各年600人程度増加し、平成31年には前年より706人増加しています。

令和2年には平成31年より439人増加すると見込まれます。また、令和4年(中間年)は1,322人増加、令和6年は2,359人増と予測されます。

推計値	平成31年 (実績)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口推計値	124,014	124,453	125,070	125,336	125,822	126,373
前年からの増加人数	706	439	617	266	486	551
伸び率	0.6	0.4	0.5	0.2	0.4	0.4



(2) 児童人口の推計

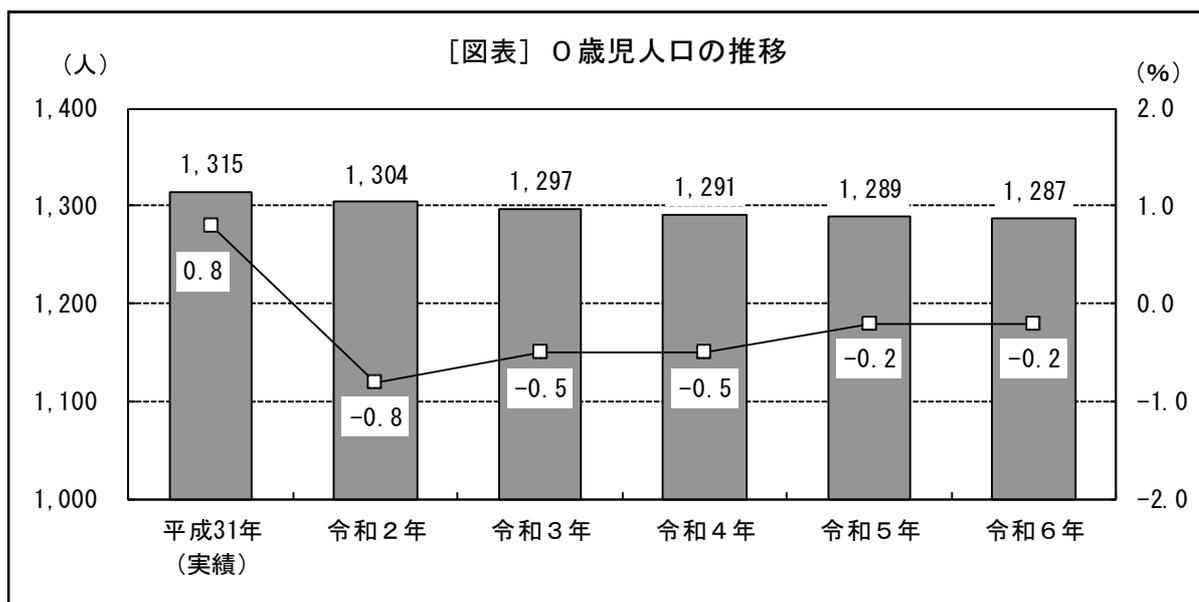
① 0歳児

0歳児は、今後微減に転じるものと予測されます。

平成31年の1,315人が、令和2年には1,304人と平成31年より11人減少し、その後も緩やかに減り、令和6年は1,287人と平成31年より28人減少すると推計されます。

うるま市の合計特殊出生率は高い率を維持していますが、子を産む女性の世代（本市の場合は25歳～34歳の年齢層）の人口があまり増えないため、出生数が増加せず、これにより将来の児童数も伸びないと予測されます。

推計値	平成31年 (実績)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児推計値	1,315	1,304	1,297	1,291	1,289	1,287
前年からの増加人数	10	-11	-7	-6	-2	-2
伸び率	0.8	-0.8	-0.5	-0.5	-0.2	-0.2

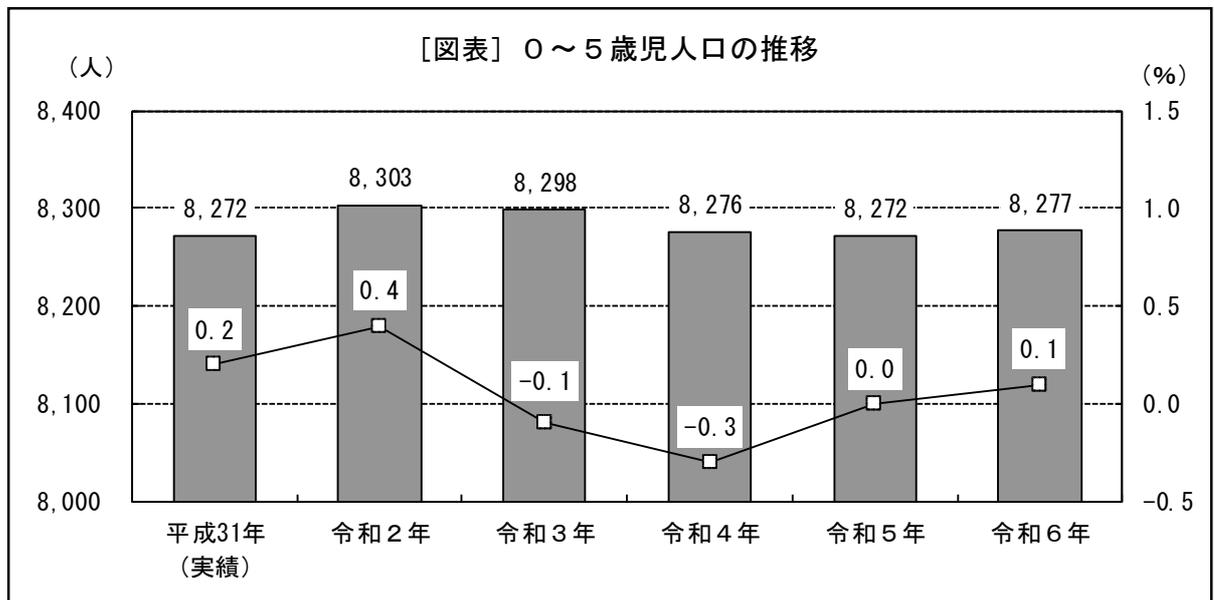


## ② 0～5歳児（就学前児童）

0～5歳児は、今後微減に転じるものと予測されます。

平成31年の8,272人が、令和2年には8,303人と平成31年より31人増加しますが、令和6年は8,277人と平成31年より5人増にとどまっています。

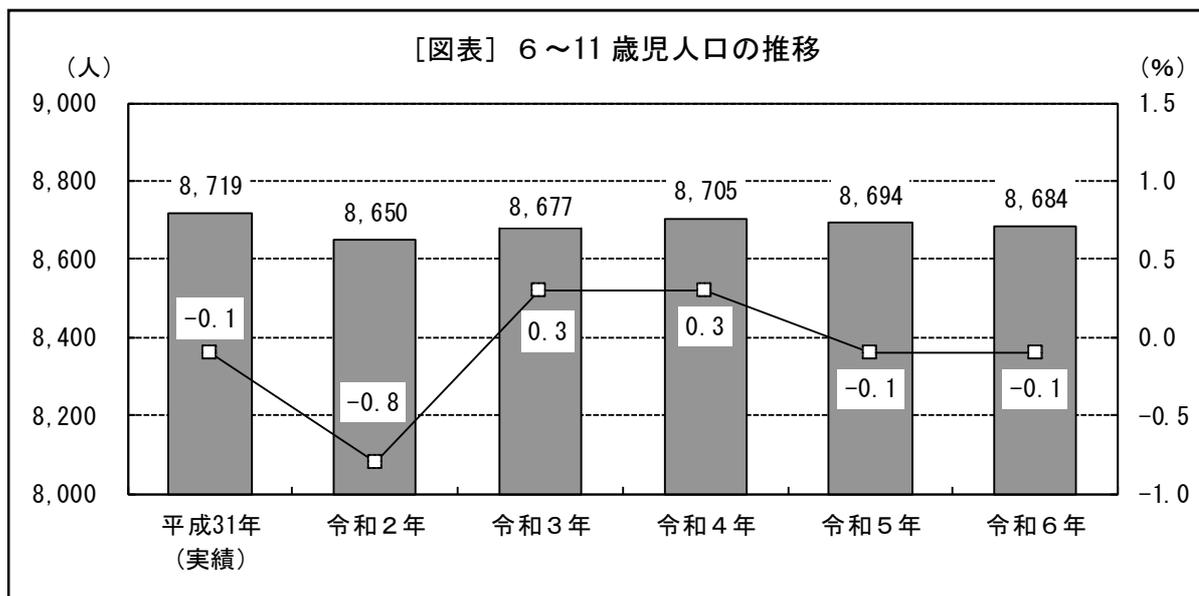
推計値	平成31年 (実績)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～5歳児推計値	8,272	8,303	8,298	8,276	8,272	8,277
前年からの増加人数	18	31	-5	-22	-4	5
伸び率	0.2	0.4	-0.1	-0.3	0.0	0.1



③ 6～11 歳児（小学生）

6～11 歳児は、増減を繰り返しながら平成 31 年までは増加傾向で推移してきました。推計では、令和 3 年に増加するものの、令和 4 年を境に減少に転じると見込まれます。

推計値	平成 31 年 (実績)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
6～11 歳児推計値	8,719	8,650	8,677	8,705	8,694	8,684
前年からの増加人数	-6	-69	27	28	-11	-10
伸び率	-0.1	-0.8	0.3	0.3	-0.1	-0.1

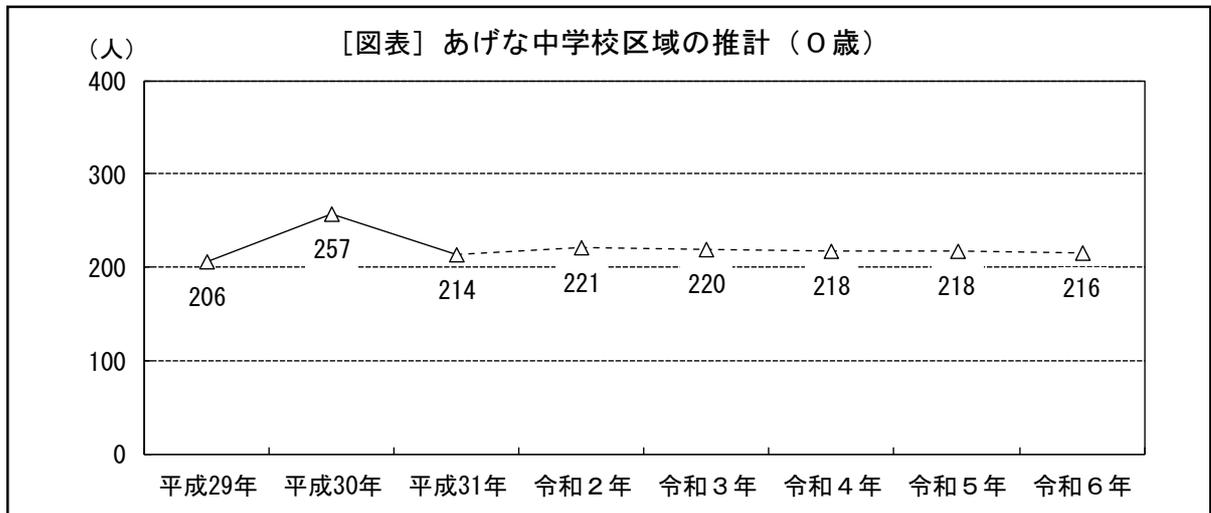
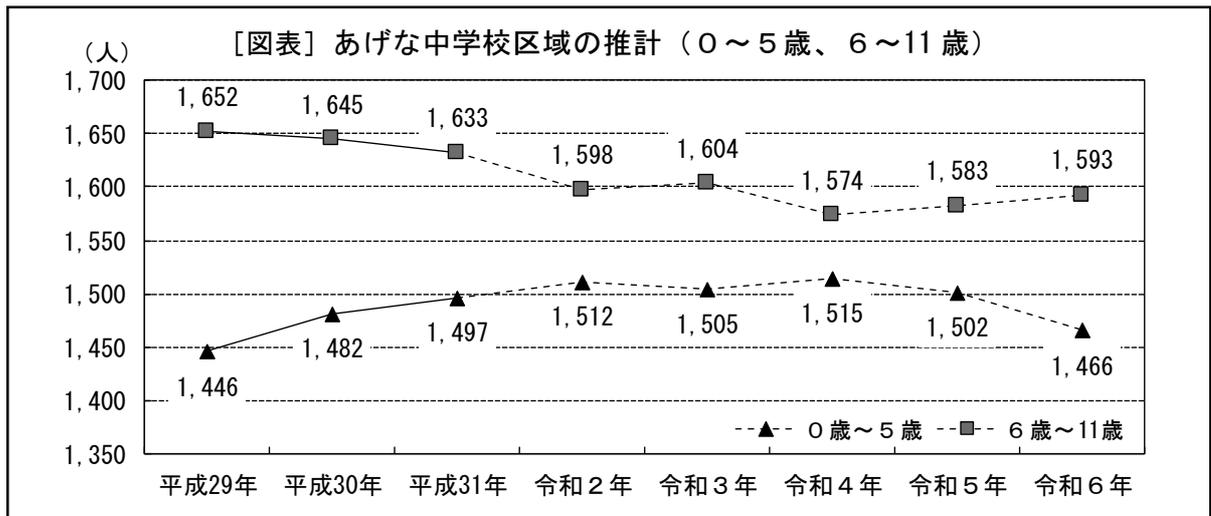


(3) 区域別の人口

① あげな中学校区域の推計

あげな中学校区域では、就学前児童数は増加で推移していますが、令和2年以降は横ばいから減少に転じると予測されます。小学生については、現在減少していますが、ほぼ横ばいになると予測されます。0歳児は、今後は横ばいで推移します。

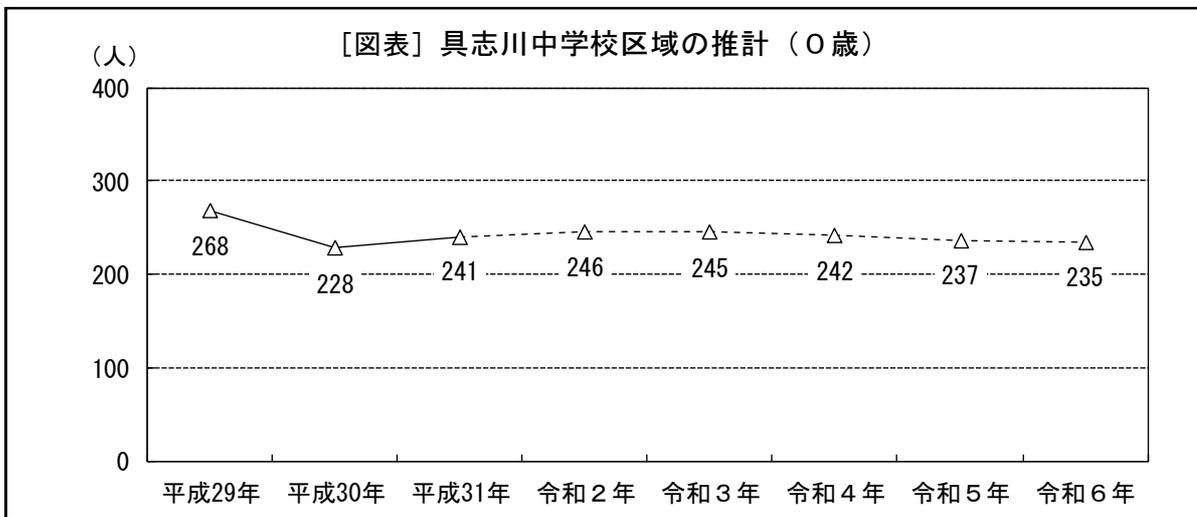
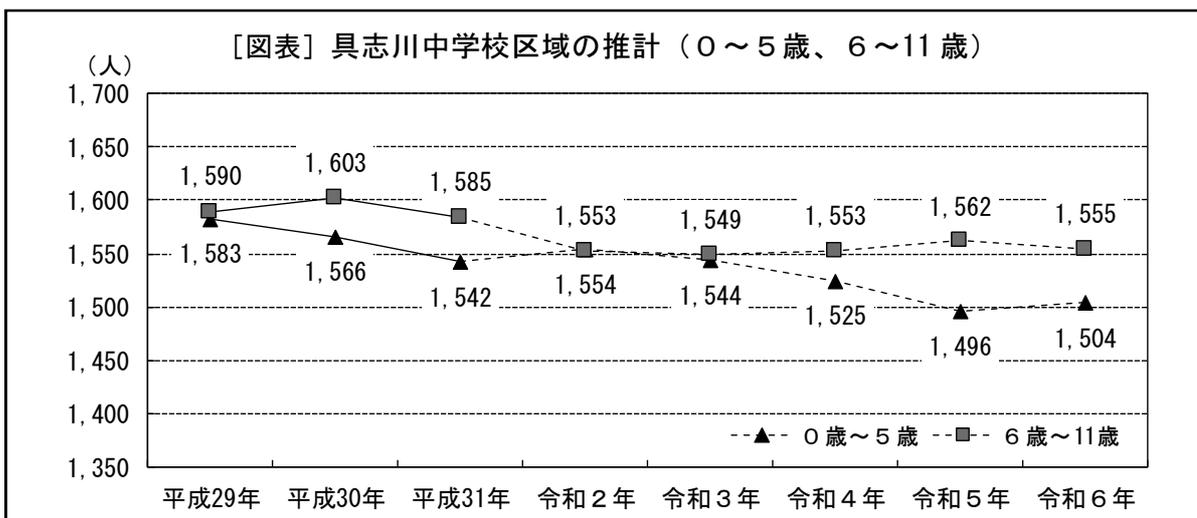
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	206	257	214	221	220	218	218	216
1歳	228	235	264	228	235	233	232	232
2歳	261	240	260	279	241	249	248	246
3歳	231	268	244	268	288	249	257	256
4歳	241	240	262	245	268	289	250	258
5歳	279	242	253	271	253	277	297	258
0歳～5歳	1,446	1,482	1,497	1,512	1,505	1,515	1,502	1,466
6歳～11歳	1,652	1,645	1,633	1,598	1,604	1,574	1,583	1,593
計	3,098	3,127	3,130	3,110	3,109	3,089	3,085	3,059



②具志川中学校区域の推計

具志川中学校区域では、就学前児童数は減少傾向で推移しており、令和2年以降も減少傾向で推移すると予測されます。小学生については、現在減少していますが、令和2年以降は減少からほぼ横ばいになると予測されます。0歳児は、今後はほぼ横ばいで推移します。

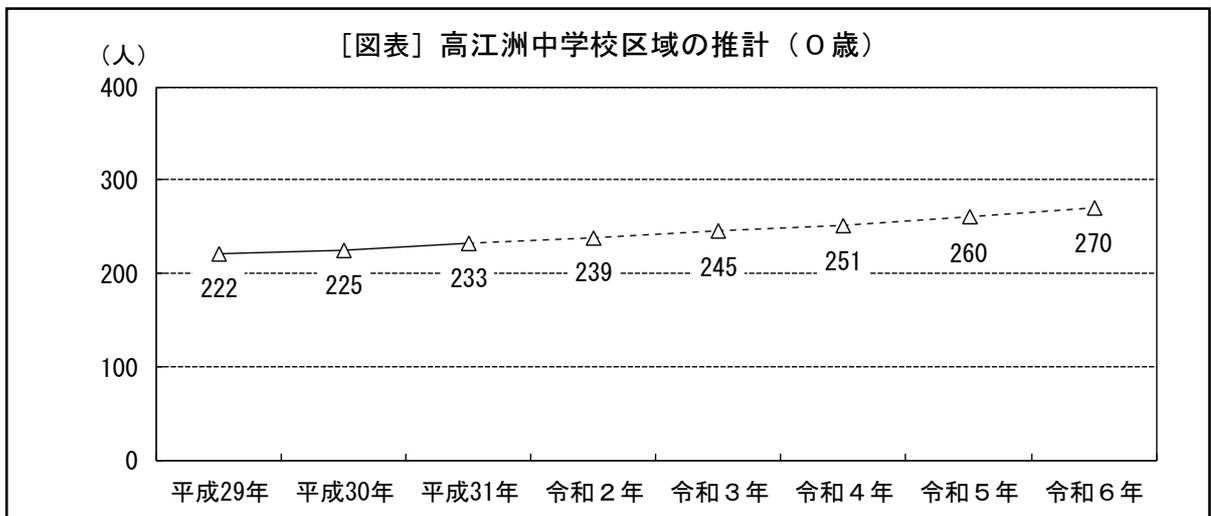
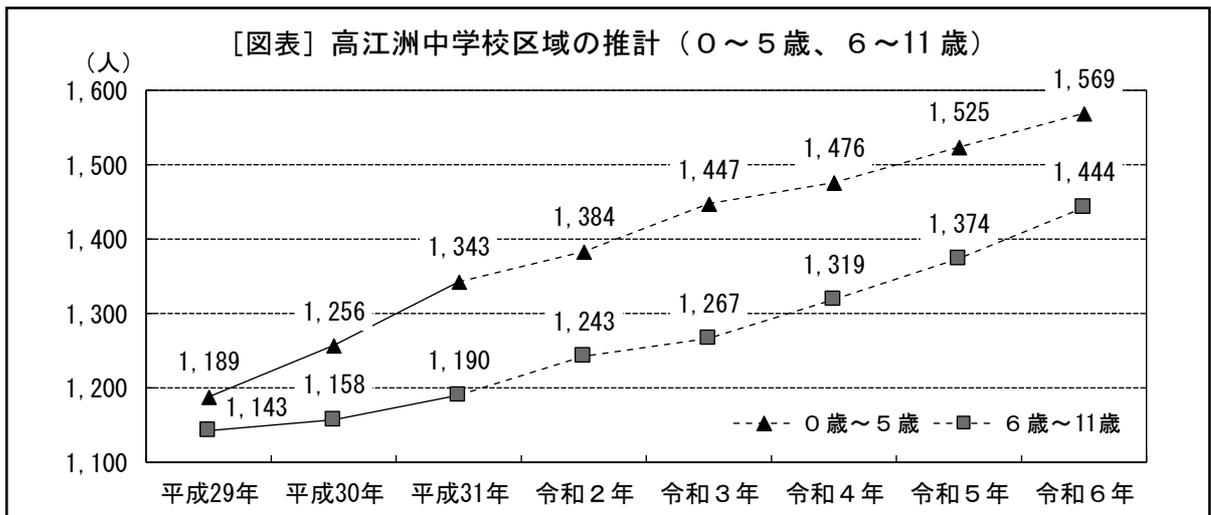
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	268	228	241	246	245	242	237	235
1歳	284	286	241	254	260	259	256	251
2歳	269	272	277	236	249	254	253	250
3歳	254	270	276	285	242	255	264	262
4歳	261	248	262	269	277	235	249	255
5歳	247	262	245	264	271	280	237	251
0歳～5歳	1,583	1,566	1,542	1,554	1,544	1,525	1,496	1,504
6歳～11歳	1,590	1,603	1,585	1,553	1,549	1,553	1,562	1,555
計	3,173	3,169	3,127	3,107	3,093	3,078	3,058	3,059



③高江洲中学校区域の推計

高江洲中学校区域では、就学前児童数は毎年増加で推移しており、令和2年以降も一貫した増加が予測されます。小学生についても現在増加しており、令和2年以降も増加で推移すると予測されます。0歳児も、今後増加が続くと見込まれます。

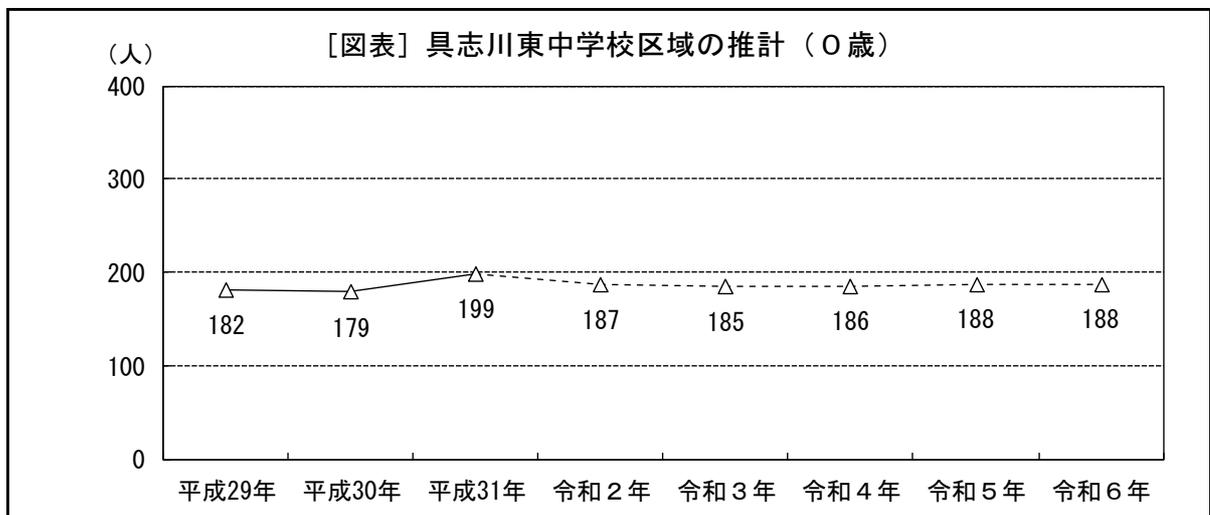
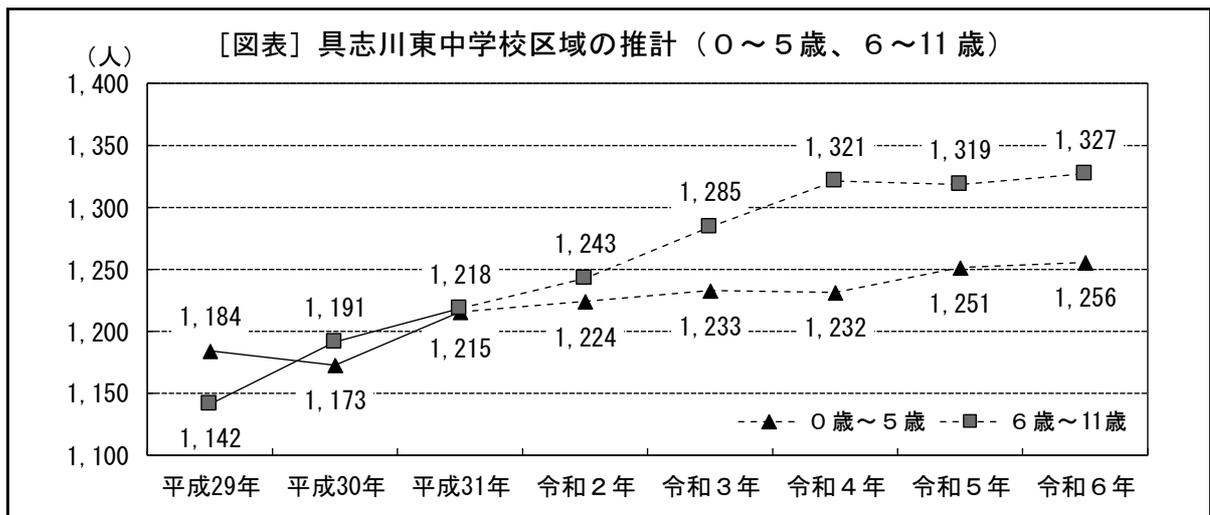
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	222	225	233	239	245	251	260	270
1歳	223	223	237	241	248	254	261	270
2歳	193	232	220	234	238	245	252	259
3歳	198	193	230	222	236	241	247	254
4歳	173	206	199	239	230	244	250	256
5歳	180	177	224	209	250	241	255	260
0歳～5歳	1,189	1,256	1,343	1,384	1,447	1,476	1,525	1,569
6歳～11歳	1,143	1,158	1,190	1,243	1,267	1,319	1,374	1,444
計	2,332	2,414	2,533	2,627	2,714	2,795	2,899	3,013



④具志川東中学校区域の推計

具志川東中学校区域では、就学前児童数は平成30年以降増加しており、令和2年以降も緩やかに増加すると予測されます。小学生についても増加で推移すると予測されます。0歳児は、今後は横ばいで推移すると見込まれます。

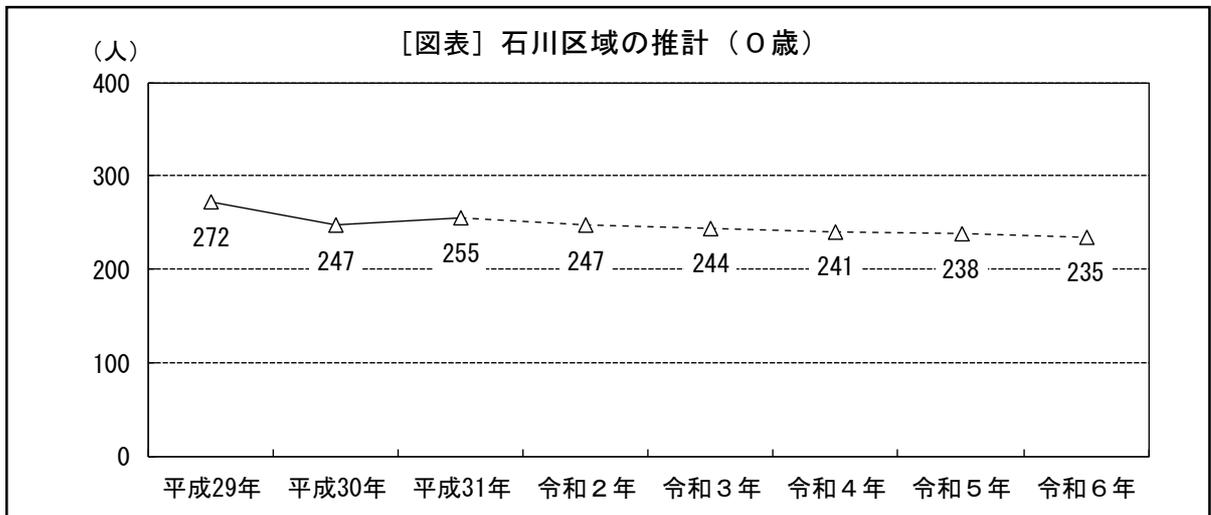
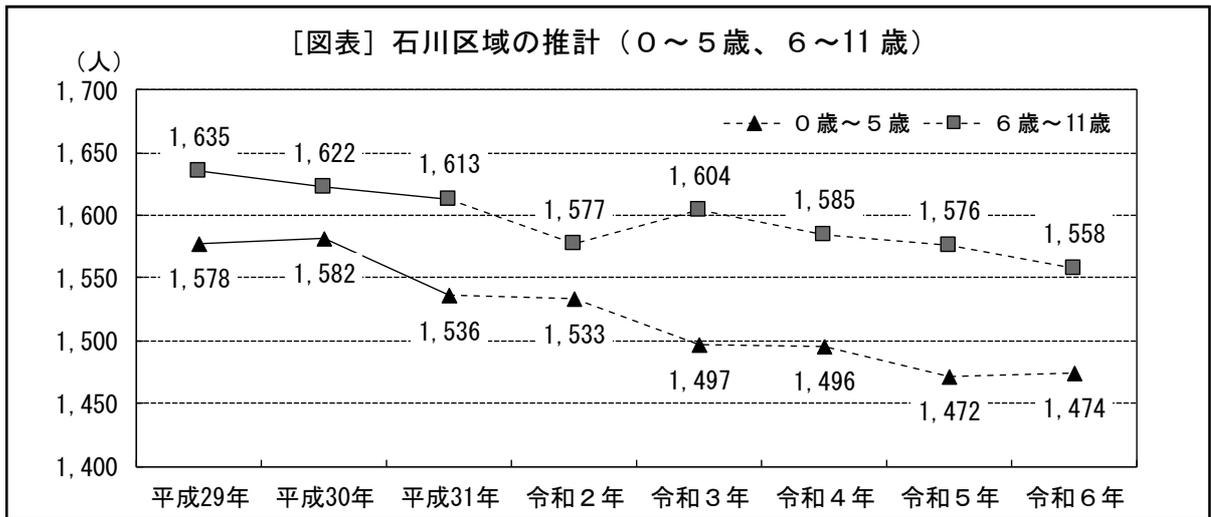
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	182	179	199	187	185	186	188	188
1歳	202	183	196	212	199	198	198	200
2歳	196	208	190	202	219	206	205	205
3歳	210	202	216	199	212	229	216	215
4歳	190	207	205	216	199	212	229	216
5歳	204	194	209	208	219	201	215	232
0歳～5歳	1,184	1,173	1,215	1,224	1,233	1,232	1,251	1,256
6歳～11歳	1,142	1,191	1,218	1,243	1,285	1,321	1,319	1,327
計	2,326	2,364	2,433	2,467	2,518	2,553	2,570	2,583



⑤石川区域の推計

石川区域では、就学前児童数は減少傾向で推移しており、令和2年以降も概ね減少すると予測されます。小学生についても現在減少しており、令和2年以降は一旦増加するものの、減少に転じると予測されます。0歳児も、今後微減するものと見込まれます。

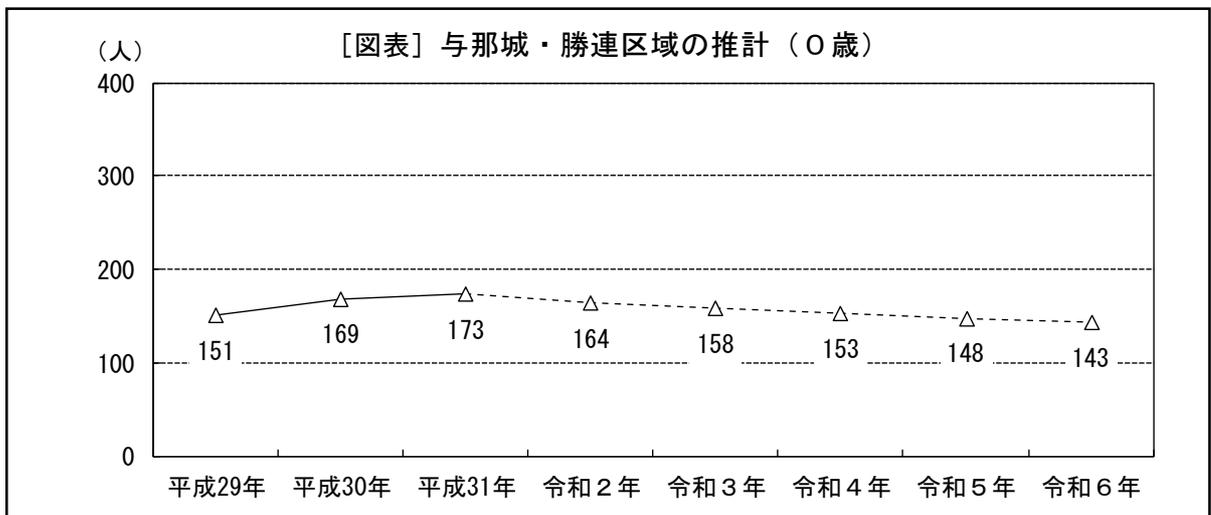
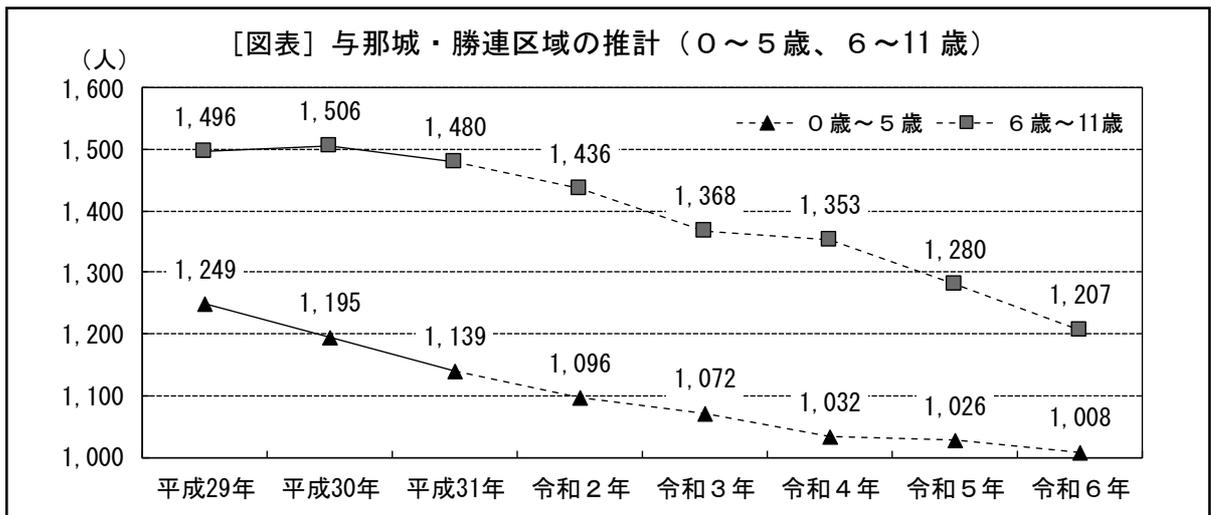
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	272	247	255	247	244	241	238	235
1歳	261	275	239	260	252	249	247	243
2歳	270	251	257	232	253	246	242	240
3歳	260	283	248	265	239	259	251	249
4歳	261	255	284	246	264	238	257	250
5歳	254	271	253	283	245	263	237	257
0歳～5歳	1,578	1,582	1,536	1,533	1,497	1,496	1,472	1,474
6歳～11歳	1,635	1,622	1,613	1,577	1,604	1,585	1,576	1,558
計	3,213	3,204	3,149	3,110	3,101	3,081	3,048	3,032



⑥与那城・勝連区域の推計

与那城・勝連区域では、就学前児童数は減少傾向で推移しており、令和2年以降も減少が続くものと予測されます。小学生についても減少傾向にあり、令和2年以降も減少が続くものと予測されます。0歳児も、今後緩やかに減少するものと見込まれます。

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	151	169	173	164	158	153	148	143
1歳	218	164	171	186	175	169	162	158
2歳	189	221	163	172	189	177	170	164
3歳	221	201	214	168	177	197	182	174
4歳	225	214	197	209	165	173	191	178
5歳	245	226	221	197	208	163	173	191
0歳～5歳	1,249	1,195	1,139	1,096	1,072	1,032	1,026	1,008
6歳～11歳	1,496	1,506	1,480	1,436	1,368	1,353	1,280	1,207
計	2,745	2,701	2,619	2,532	2,440	2,385	2,306	2,215



## 3. 子育て支援事業等の状況

## (1) 幼稚園

## ①市立幼稚園利用園児数

市立幼稚園の利用者数は減少しており、平成26年度の1,241人が平成31年度には714人となっています。5歳児は毎年減少し、4歳児は平成28年度まで、実施箇所の増加とともに増えてきましたが、その後は減少へと転じています。

平成30年度には1箇所です3歳児の受け入れも始めていますが、利用者は10人前後にとどまっています。

単位：人

(1号)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3歳児					12	8
4歳児	30	75	171	160	143	91
5歳児	1,211	995	935	833	738	615
計	1,241	1,070	1,106	993	893	714

各年度4月現在

## ②私立幼稚園利用園児数

私立幼稚園（市外含む）の利用者数は、平成30年度で90人となっており、過去5年の中で最も少なくなっています。

単位：人

(1号)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3歳児	37	40	26	37	28	—
4歳児	49	49	42	36	29	—
5歳児	39	42	39	39	33	—
計	125	131	107	112	90	—

※私立幼稚園就園奨励補助金申請件数より記載

各年度3月末集計

(2) 保育施設等（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等）

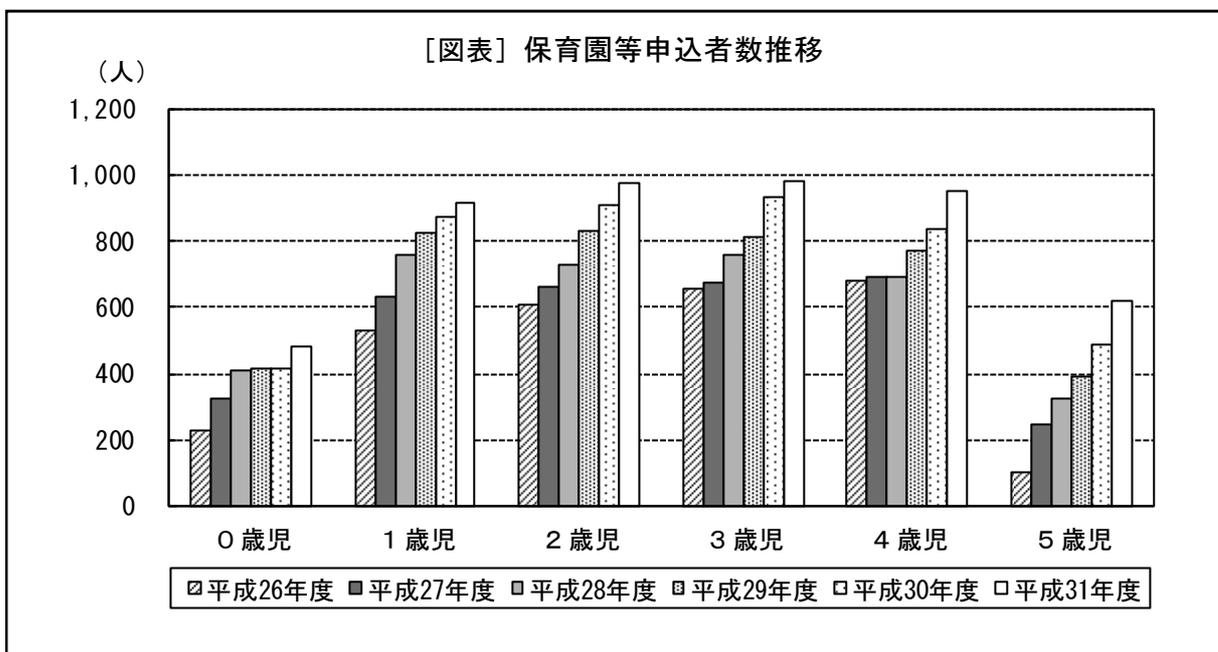
① 申込者数の推移

保育施設等の申し込み者数は、平成26年度の2,810人から平成31年度には4,929人となり、急激に増加していることがわかります。特に、5歳児は、平成26年度は実施している園が少なかったものの、実施園の増加とともに利用者も増えています。また、1歳児も他の年齢より増加が大きくなっています。

単位：人

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3号	0歳児	231	328	408	417	419	481
	1歳児	531	631	762	828	872	916
	2歳児	606	662	732	833	912	976
2号	3歳児	659	678	757	813	933	980
	4歳児	679	692	696	773	840	955
	5歳児	104	245	326	392	486	621
総数		2,810	3,236	3,681	4,056	4,462	4,929
0～2歳児(3号)		1,368	1,621	1,902	2,078	2,203	2,373
3～5歳児(2号)		1,442	1,615	1,779	1,978	2,259	2,556

各年4月1日現在



## ② 保育施設等定員と利用児童数の推移（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等）

保育施設等の定員は、平成26年度の2,428人から平成31年度には4,725人に増加しており、それに伴い利用児童数も増加しています。定員を超えた弾力的な受け入れも行ってあります。

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
定員	2,428	2,795	3,000	3,534	3,904	4,725
利用児童数	2,641	2,848	3,033	3,610	4,028	4,657

各年4月1日現在

## ③ 待機児童数の推移

待機児童数は平成27年度で100人を超えると、平成29年度まで増加し333人となりました。その後は減少してきており、平成31年4月では75人となっています。待機児童のほとんどが1、2歳児に集中しています。

単位：人

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3号	0歳児	7	14	15	60	9	2
	1歳児	18	50	53	163	104	32
	2歳児	10	34	32	89	47	31
2号	3歳児	7	14	27	20	72	10
	4歳児	6	3	4	1	4	0
	5歳児	0	0	0	0	0	0
総数		48	115	131	333	236	75
0～2歳児(3号)		35	98	100	312	160	65
3～5歳児(2号)		13	17	31	21	76	10

各年4月1日現在

(3) 地域子ども・子育て支援の状況

① 延長保育事業

延長保育は市内の認可保育園及び地域型保育事業所で実施しています。保育所等の増加に伴い、利用者も増えてきています。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績数値	人	1,258	1,696	2,444	2,262	—
	箇所	32/32	35/35	42/42	53/53	59/59

各年度3月末集計

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブは、施設数が平成27年度は37箇所から平成31年は48箇所へと増加し、定員数が増加しています。登録児童数も毎年増加しており待機児童が発生しています。

公設の施設では田場学童クラブ、南原学童クラブ、シビックセンター学童クラブを設置し9箇所となっています。

利用者を学年別に見ると、低学年での利用が多く、特に1、2年生での利用が6割ほどを占めます。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
実績数値	定員(人)	1,284	1,658	1,836	2,168	2,439	
	(5/1現在) 登録児童数(人)	1,269	1,547	1,818	2,052	2,214	
	待機児童数	0	120	35	74	65	
	施設数	公設	6	7	8	9	9
		民設	31	33	32	36	39
	単位数	40	49	54	62	67	

放課後児童クラブの推移

単位：箇所、人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
クラブ数	37	40	40	45	48
利用児童数計 (未就学除く)	1,378	1,547	1,818	2,052	2,214
1年生	588	602	663	702	677
2年生	385	449	506	582	619
3年生	224	258	342	381	454
4年生	109	137	173	237	248
5年生	46	70	83	103	148
6年生	26	31	51	47	68

各年度5月1日現在

## ③地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

地域子育て支援センターは、市内で8箇所（公立保育所1箇所、法人保育園7園）で実施しています。平成30年度の実績では、年間延べ28,000人程度が利用しています。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績数値	人	11,016	37,098	33,314	28,072	—
	箇所	8	8	8	7	8

各年度3月末集計

## ④一時預かり事業

## 1) 幼稚園型

幼稚園型の一時的預かり事業（午後の預かり保育）は、市立幼稚園全園で実施しています。また、平成31年度に市立幼稚園2箇所が認定こども園へ移行したことにより、実施箇所が減少しています。

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績数値	年間述べ 利用人数	人日	181,763	135,339	108,273	99,496	—
	5/1 現在	人	672	672	517	486	416
		箇所	17	17	17	17	15

※津堅幼稚園は児童不在のため休園しており箇所数に含めていません。

各年度3月末集計

## 2) その他の一時預かり事業

一時預かり事業（保育所等での一時預かり）は、平成30年度まで1箇所の実施でしたが、平成31年度には3箇所が増加しています。利用者数、は一施設当たり年間1,200人前後の利用となっています。

また、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の利用が、平成29年度以降、延べ1,000人を超えており、利用者が拡大しています。

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績数値	一時預かり事業 （幼稚園在園児 対象型を除く）	人日	2,928	1,239	1,192	1,260	—
		箇所	4	1	1	1	3
	ファミリー・サポ ート・センター （未就学児分）	人日	835	763	1,118	1,667	—

各年度3月末集計

⑤病児・病後児保育事業

平成31年度より2箇所の保育施設において、病後児保育を実施しています。子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の病児・緊急対応強化事業は行っていません。

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績数値	病児保育事業	箇所	0	0	0	0	2
	子育て援助活動支援事業	箇所	0	0	0	0	0

各年4月1日現在

⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

就学児に対するファミリー・サポート・センターの利用は、平成27年度の674人から平成30年度の1,259人へと大きく増加しています。会員数も増加傾向にありますが、子どもを預けたい「おねがい会員」に比べ、子どもを預かる「まかせて会員」が少なく、まかせて会員はあまり増えていない状況にあります。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績数値	人日	674	816	890	1,259	—

各年度3月末集計

会員数の推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
おねがい会員	394	511	518	634	727	873
まかせて会員	308	232	233	246	272	296
両方会員	69	55	55	54	59	61

各年4月1日現在

⑦子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は未実施となっていますが、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の活用により宿泊を伴う預かりを実施しました。

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績数値	子育て短期支援事業	人日	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業	人日	35	24	3	62	—

各年度3月末集計

## ⑧利用者支援事業

平成30年10月に母子保健型と基本型を併設した「うるま市子育て世代包括支援センターだいすき」を開設し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健及び育児に関する相談等に適切に対応し、切れ目のない子育て支援を実施しています。

基本型：身近な場所において、利用者の個別ニーズに対応した情報提供や相談、利用支援等を行い、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の円滑な利用ができるよう支援します。また、地域の関係機関との連絡調整、連携・共同の体制づくりを行います。

母子保健型：母子保健や育児に関する多様な悩み等に対応し、保健師等の専門的な相談に対応し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行います。

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績数値	基本型	箇所	0	0	0	1	1
	特定型	箇所	0	0	0		
	母子保健型	箇所	0	0	0	1	1

※基本型と母子保健型をあわせて実施しています。

各年4月1日現在

## ⑨乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師または保健師が訪問し、子育て情報の提供や保健指導を実施しました。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績数値	人	983	980	784	923	—

各年度3月末集計

## ⑩養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業により養育支援が必要な世帯を把握し、養育に関する指導や助言、個別指導、家事等の援助を実施しました。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績数値	人	15	15	9	9	—

各年度3月末集計

## ⑪子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

実施はありません。

⑫妊婦健康診査

妊婦健康診査は、一人当たり 14 回までの健診費用の助成を行っています。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実績数値	人回	17,423	16,379	16,703	16,268	—

各年度 3 月末集計

参考：1 人当たりの平均受診回数

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
妊婦健康診査	回/人	11.74	11.80	12.22	12.25	—

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

平成 30 年度より事業を開始しました。

教育（1号認定）については、対象者すべてに補助を行いました。保育では、対象者が 25 名中申請者は 9 名で申請率が 36%です。申請をしていない 64%については、園での実費徴収がなく補助の対象とならない、または対象経費の額が小さいためでした。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実績数値	教育	人				15	—
	保育	人				9	—

各年度 3 月末集計

(4) 認可外保育施設

①認可外保育施設の推移

市内の認可外保育施設数は、地域型保育事業への移行等があり、平成 26 年度の 32 箇所から平成 31 年度の 23 箇所へと減少しています。利用園児数も減少し、うるま市在住児は平成 31 年度で 561 人となっています。認可保育園等の整備が進んだことで、認可外保育施設利用者も減少していると考えられます。

施設数・利用園児数推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
施設数	32	31	31	32	33	23
利用園児数(人)	1,483	1,484	1,516	1,377	1,153	835
うるま市在住児(人)	1,247	1,293	1,190	985	898	561

各年度 4 月現在

## (5) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

- ・保幼小連絡協議会を通して、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の円滑な接続に向けて理解を深めました。
- ・「うるま市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等基本計画」（平成30年10月）を策定し、令和4年度までに市立幼稚園全園を教育と保育の機能を備えた認定こども園へ移行することとしました。
- ・保育所整備、地域型保育事業を実施する場合は、それぞれ連携施設を設定し継続した教育保育の提供が行われるよう義務付けを行いました。
- ・幼稚園教諭や保育士、保育士以外の保育従事者等、職種ごとの研修を実施することで各施設に対応した内容の研修をより深めることができました。
- ・沖縄県や中部広域市町村圏事務組合と連携し、特定教育・保育施設等への指導監査の実施を行い、よりよい運営や質の向上が図れるよう支援しました。

## (6) 子どもの居場所づくり

## ① 放課後子ども総合プランの推進

- ・総合教育会議<sup>\*</sup>において「放課後児童クラブの設置について」「小学校の余裕教室の活用」「放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的取組」について協議し、市長部局と教育委員会の連携の方向性の確認を行いました。

※総合教育会議とは、市長と教育委員会が教育大綱や重点的に講ずべき施策について、協議・調整を行う場のことです。

- ・公設の放課後児童クラブを3箇所設置しました。
- ・放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的による実施について、運営委員会を設置し実施方法等の検討を行い平成30年度より1校実施することができました。
- ・放課後児童クラブにおいて、保護者のニーズに対応し開所時間の延長ができるよう処遇改善事業の実施や、放課後児童クラブ支援員の配置による訪問指導や研修会等の実施を行い、処遇改善と質の向上を図りました。

放課後子ども教室数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
小学校	16/18	17/18	16/18	16/18	16/18
中学校	2/8	4/8	6/8	6/8	4/8

※彩橋小中学校と津堅小中学校は、小学校数に含まれています。

## ② 児童館機能の充実

- ・中学校区で未整備地区について、複合施設による児童館の設置の検討を行っています。

## ③児童館における中高校生の居場所づくり

- 平成 29 年度より、各児童館・センター6館において中高生の夕方の利用しやすい時間帯（週2回程度）に学習支援等を行う居場所づくり事業として開所しています。

## 【児童館利用者数】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童館数	6	6	6	6
延べ利用児童数計	58,445	55,417	53,332	60,439
未就学児	6,766	7,937	7,534	7,023
1 年生	10,955	6,754	8,773	9,529
2 年生	8,918	9,469	6,599	8,979
3 年生	8,096	7,728	7,440	6,650
4 年生	4,983	7,348	5,820	9,843
5 年生	5,589	4,085	4,970	5,911
6 年生	6,277	6,743	3,189	4,068
中学生・高校生	6,861	5,353	9,007	8,436

## (7) 保護を要する児童への対応の充実

## ①児童虐待防止対策の充実

- 民生委員及び児童委員研修や校長会・生徒指導主任会議等において虐待防止や通告の方法等について周知を行いました。
- 要保護児童対策地域協議会を開催し、児童虐待に関する情報交換、連携のための関係機関との調整を行っています。
- 代表者会議、実務者会議において、関係機関の連携を強化し、個別ケース会議の開催で、当該家庭の情報交換や支援方法の協議等を継続的に行っています。
- 児童家庭課では平成 29 年度に社会福祉士を 1 名、さらに平成 31 年度にも 1 名配置し体制を強化しました。
- 家庭児童相談室だけでは解決できないケースを教育委員会と情報共有し、役割分担し連携した支援をすることができました。特に虐待のある不登校ケースに関しては、教育研究所へ支援をつなげています。
- 教育研究所では、有資格者である臨床心理士を含めた体制で実施し、増加傾向にある相談に対応しました。
- 乳幼児健診時保健指導において、子育てに困り感のある家庭への相談、継続的な支援へのつなぎや、乳幼児健診未受診者に対する、家庭訪問等による受診勧奨、養育状況の確認などを行っています。
- 沖縄県のスクールカウンセラー配置事業を活用し全小中学校にスクールカウンセラーを配置し支援の充実を図っています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
家庭相談受付状況(新規受付)	401	315	403	454
児童虐待相談件数(新規受付)	16	5	36	11
代表者会議並びに実務者会議開催	1	1	0	1
個別ケース会議開催	143	141	128	100

## ②ひとり親家庭の支援の充実

- ・ひとり親家庭等に対し、自立に向けた就業支援や子育て・生活支援、経済的支援を行っています。関係機関と連携を図り、各支援施策の周知を推進しています。
- ・母子及び父子家庭等医療費助成は、平成29年8月診療分から自動償還方式による対応を始め、受給者の負担軽減を図っています。

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
高等職業訓練促進給付金	支給実人数	6	13	16	19
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	受講者数	1	0	7	10
ひとり親家庭等日常生活支援事業(沖縄県母子寡婦福祉連合会事業)	支援員派遣(世帯数/派遣日数)	20/85	32/160	33/151	40/244
母子及び父子家庭等医療費助成	支給対象者数	5,850	5,865	5,807	5,295
母子父子寡婦福祉資金貸付(沖縄県事業)	貸付件数	21	11	5	16
ひとり親家庭生活支援モデル事業	支援終了世帯	6	9	5	10

## ③特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
のびのび相談	実人数/延べ人数	132/139	149/162	199/215	222/244
健診事後教室(年間20回)	実人数/延べ人数	52/178	56/163	38/112	42/116
障害児通所支援	利用者数	6,192	7,373	8,489	9,734
保育所障がい児受入	施設数	16	20	20	16
	受入人数	24	33	32	34
教育・保育施設巡回相談	相談処理件数	118	120	184	236
教育・保育施設研修会	開催数	4	4	4	5
放課後児童クラブ障がい児受入	施設数	25	29	36	32
	受入人数	41	50	73	81
特別支援加配教諭配置(教育課程)	対象児童数				61
	加配教諭数				31
特別支援加配教諭配置(預かり保育時間)	対象児童数				35
	加配教諭数				19
発達を支援する関係課連絡会	連絡会開催数				5
障害児相談支援(計画)	人	1,205	1,324	1,533	1,809
委託相談支援事業所	人			166	136

## (8) 子どもと子育て家庭のための健康・保健の充実

- ・親子(母子)健康手帳の交付時に質問票を用いながら、アセスメントを行い、妊娠・出産・育児期の情報提供及び保健指導を実施しています。
- ・平成30年から「うるま市子育て世代包括支援センターだいすき」を開設しました。
- ・乳児健診未受診者支援のため、母子保健推進員や保健師による家庭訪問を実施しています。
- ・日曜健診を望む声があり、3歳児の日曜健診を開催しました。(平成31年度3回)
- ・乳児健診(後期)では歯科相談(ブラッシング指導)、1歳6か月児・2歳児・3歳児健診では、歯科診察、歯科相談(ブラッシング指導、フッ素塗布)、栄養相談を実施しており、う蝕有病率の改善がみられます。
- ・乳幼児事故予防講演会や啓発活動(乳幼児健診会場でのポスター等媒体の掲示、『健康応援BOOK だいすき』への事故予防に関する掲載内容の充実)を行っています。
- ・こども医療費助成は、平成27年10月診療分から通院の助成対象年齢を小学校入学前まで、平成29年4月受診分から通院の助成対象年齢を中学校卒業まで拡充しました。平成30年10月診療分からは就学前児を対象に現物給付方式を実施しています。
- ・食物アレルギーに関する連絡会相談会を実施しました。詳細献立表配布により、保護者への情報の提供を図っています。

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊娠届出	届出数	1,484	1,388	1,366	1,328
妊娠届出時窓口面接	件数	1,463	1,332	1,323	1,288
こども健康相談	件数	325	248	241	300
こども栄養相談	件数		40	84	135
母乳相談	件数	30	22	25	27
乳児健診	受診率	85.8	87.8	87.2	87.2
1歳6か月健診	受診率	81.6	89.0	88.3	89.4
3歳児健診	受診率	78.4	81.0	82.1	85.9
予防接種事業	MR1期接種率	99.5	95.6	94.9	98.1
予防接種事業	MR2期接種率	90.1	93.2	93.4	93.5
離乳食研修	回数	12	14	25	24
	参加人数	128	148	238	272
こども医療費助成	助成対象者数	8,017	9,518	16,590	28,533
保育士施設職員研修 (アレルギーに関する研修)	参加人数	239	235	233	227

### (9) ニーズに対応した教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ・小規模保育事業及び分園事業を積極的に展開し、0～2歳児の保育提供を行っています。平成27年度から平成31年度で、0歳児の定員を204名から526名へ、1歳児の定員を486名から835名へ増やしました。
- ・本市における保育施設では41施設中2施設を除き5歳児の保育提供を行っています。平成27年度から平成31年度で5歳児の定員が157名から548名となっています。
- ・市立幼稚園の複数年保育の実施については、平成31年度において3歳児保育が1園、4歳児保育が9園となっています。
- ・市立幼稚園における一時預かり事業を全園（津堅幼稚園以外）で実施しています。
- ・島しょ地域への保育対応としては、保育園と幼稚園を統合し認定こども園へ移行することで、新たな施設整備を行うことなく、保育の円滑な利用が行える体制を構築しました。
- ・認可外保育施設への支援として、きらめき保育事業（行事費、教材費の補助）、新すこやか保育事業（給食費、賠償責任保険料、内科・歯科検診、給食関係職員の検便検査の補助）を継続して実施しています。助成を行うことで、認可外保育所に入所している乳幼児の処遇向上及び保護者の負担軽減を図っています。
- ・認可外保育施設から認可保育所又は小規模保育事業への移行に向けた支援を行っています。

### (10) 人材の確保の推進

#### ①保育士、幼稚園教諭等の確保

- ・うるま市在住もしくはうるま市内の保育施設等で勤務している方を対象とし、保育士試験対策講座を開催（7月～10月、12月～3月の2期）しています。平成30年度の実績は、受講者105名、受験者77名、合格者9名でした。
- ・沖縄県保育士・保育所総合支援センターと共催して、保育園で働きたい保育士に保育園を見学させてマッチングを図る「保育園見学ツアー」を実施しました。また、ハローワーク沖縄と共催して、保育園、幼稚園で働きたい幼稚園教諭・保育士等と保育施設等のマッチングを図る「保育士合同就職・面接会」を実施しました。

#### ②放課後の居場所における人材確保（放課後児童支援員、地域人材）

- ・放課後児童クラブについては、沖縄県が主催する「放課後児童支援員認定資格研修」、「子育て支援員研修」への案内を行い、本市においても資質向上研修を実施する等、放課後児童支援員等の確保や処遇改善ができるよう支援を行いました。
- ・放課後子ども教室については、関係者の研修参加により、知識・技能の向上を行っています。

## ③ファミリー・サポート・センターのサポーターの確保

- ・保育サポーター養成講座を実施し、援助会員の増員を図っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
おねがい会員	511	518	634	727	873
まかせて会員	232	233	246	272	296
両方会員	55	55	54	59	61

(P.36「(3)地域子ども・子育て事業の状況 ⑥子育て援助支援事業」より再掲) 各年4月1日現在

## (11)集い、交流による子育て支援の充実

- ・地域での子育てネットワークの構築を目指し各関係機関連携のもと、情報を共有化し、相談・支援体制を強化するように図っています。
- ・「地域子育て支援センター」が実施されていない地域の公民館で「出張ひろば」を実施しています。

## (12)相談、情報提供の充実

- ・「うるま市子育て世代包括支援センターだいすき」や「地域子育て支援センター」において子育て情報の提供や相談を行っています。
- ・各事業等を広報誌及びホームページへ掲載するとともに、「FMうるま」での情報提供を行っています。
- ・平成31年度より「広報うるま」へこども部関係の事業を掲載し（「わくわく」こどもだより）、情報の提供を行っています。

## 4. ニーズ調査結果

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

「第2期子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料とするため、就学前の教育・保育施設等の利用や小学生の放課後児童クラブなどのニーズ及び子育て家庭の実態を把握するためにニーズ調査を実施しました。

#### ② 調査の対象者

市内に在住する就学前児童と小学生(1～3年生)の保護者を調査対象とした2種類の調査を実施しました。

就学前児童保護者調査は3,000人、小学校低学年保護者調査は1,835人に配布しました。就学前児童保護者調査は、一世帯に複数の調査票が配布されないように調整を行い、小学校低学年保護者調査は、学校・学年別の児童数を勘案しながらクラス単位で配布するよう調整を行いました。

なお、就学前児童保護者調査は、調査票配布の1週間程度前に「事前予告ハガキ」を送付し、対象者に調査の趣旨と協力依頼を行った上で実施しました。

#### ③ 調査方法

就学前児童保護者調査 …………… 郵送による発送・回収  
 小学校低学年保護者調査(1年～3年生) …… 小学校を通じた配布・回収

#### ④ 調査期間

平成31年2月末～3月  
 (就学前：2月22日～3月11日、小学生：2月25日～3月6日)

#### ⑤ 回収率

	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童保護者調査	3,000件	1,306件	43.5%
小学校低学年保護者調査	1,835件	1,392件	75.9%

#### 【調査票表記の誤りについて】

質問に対する回答先表示の誤りにより、育児休業の取得状況に関する回答が「無回答」となっている場合があります。「無回答」回答を除いた調査回答数での集計は、一般的なアンケート調査における許容誤差の範囲内であったことから、当該回答を除いて集計を行っています。

(2) 就学前・小学生共通

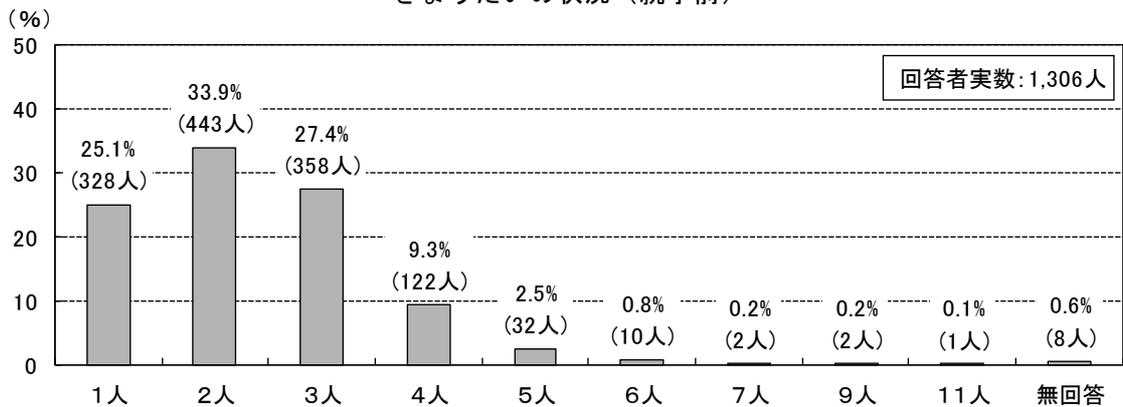
① 子育て家庭の状況

ア) きょうだいの状況

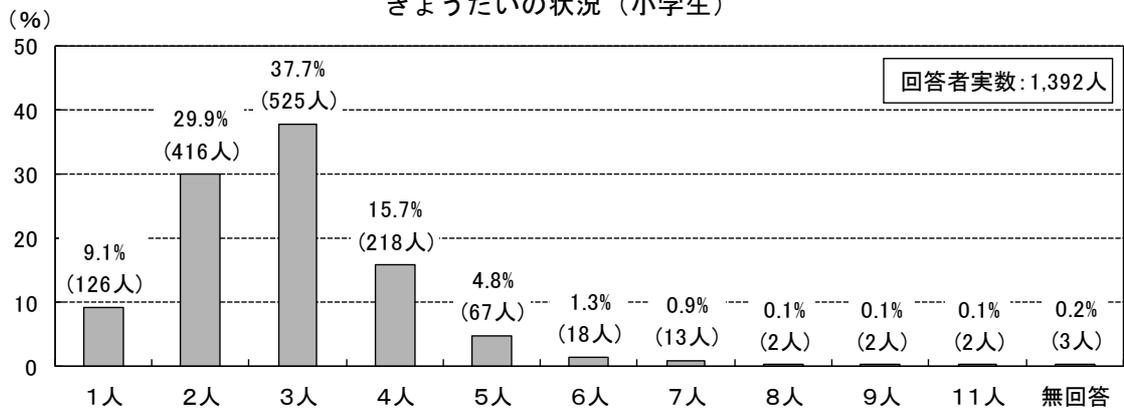
就学前児童では、「2人」が33.9%で最も高く、次いで「3人」の27.4%となっています。小学校低学年児童では「3人」が37.7%で最も多く、次いで「2人」が29.9%となっています。

3人や4人といった多子世帯は与那城・勝連区域で比較的高くなっています。

きょうだいの状況（就学前）

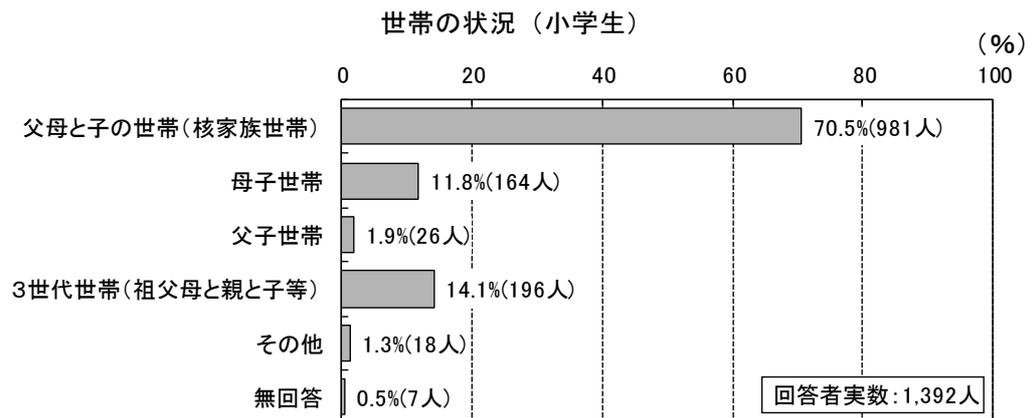
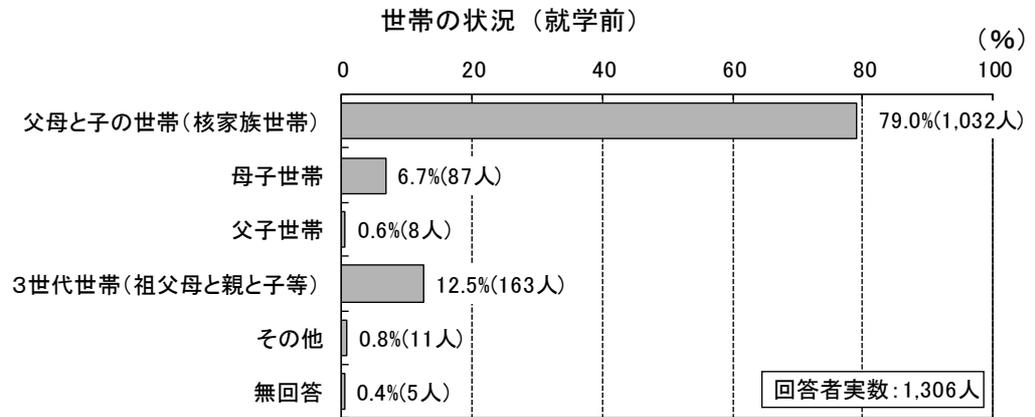


きょうだいの状況（小学生）



## イ) 世帯の状況

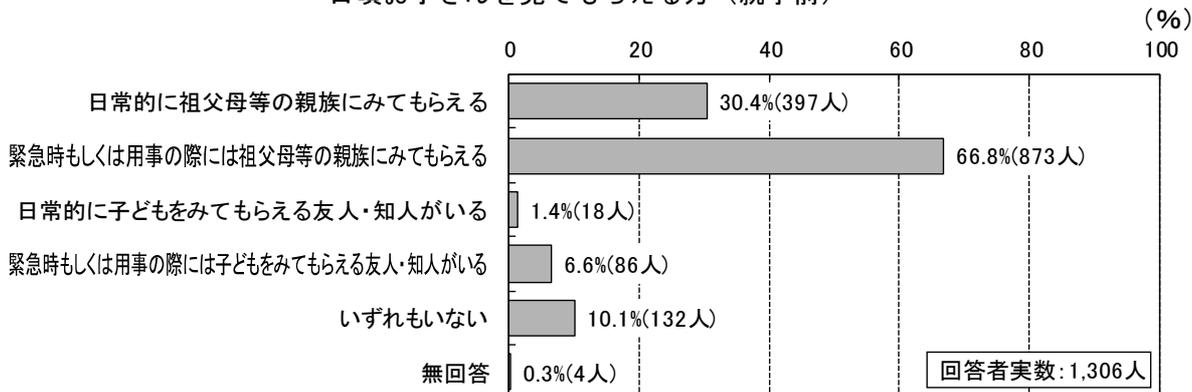
世帯構成は、「核家族世帯」が就学前児童の79.0%、小学校低学年児童の70.5%となっており、ほとんどの家庭が核家族であることがわかります。また、「母子世帯」は就学前児童で6.7%、小学校低学年児童では11.8%となっています。



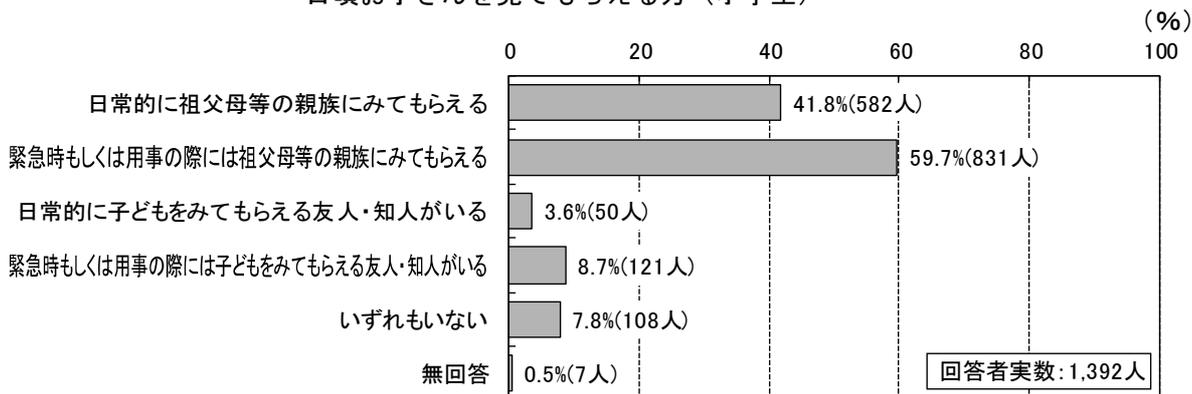
ウ) 日頃お子さんを見てもらえる方

「緊急時や用事の際」あるいは「日常的に」祖父母や親族等に見てもらえるという回答が大半を占めているものの、お子さんを見てもらえる方が「いずれもない」という回答が就学前児童で10.1%、小学校低学年児童で7.8%となっています。

日頃お子さんを見てもらえる方（就学前）



日頃お子さんを見てもらえる方（小学生）

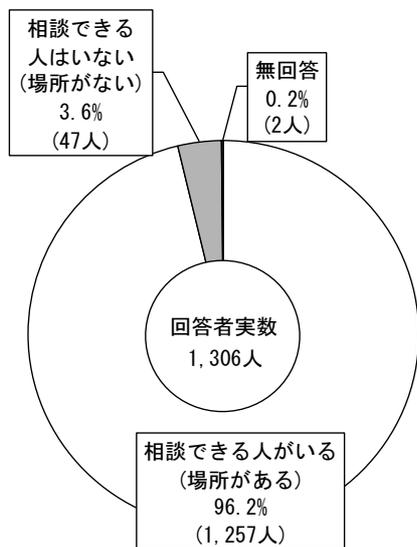


イ) 気軽に相談できる人・場所の有無

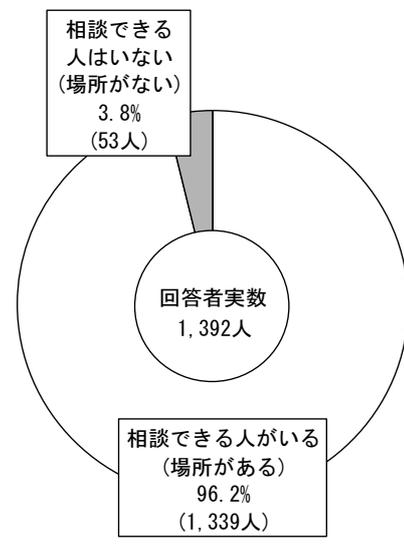
就学前児童、小学校低学年児童ともに気軽に相談できる人がいる・場所があるという回答が96%程度を占めている一方で、「相談できる人がいない(場所がない)」という人は4%程度となっています。

また、相談先の有無別に見ると、「相談できる人がいる」という回答では、就学前児童では、「孤独感あり」が27.8%であることに対し、「相談できる人がいない」では、63.9%と6割を占めています。さらに「(孤独感を)よく感じる」も「相談できる人はいない」で21.3%となっており、相談先の有無と子育ての孤独感で関係性が見られます。

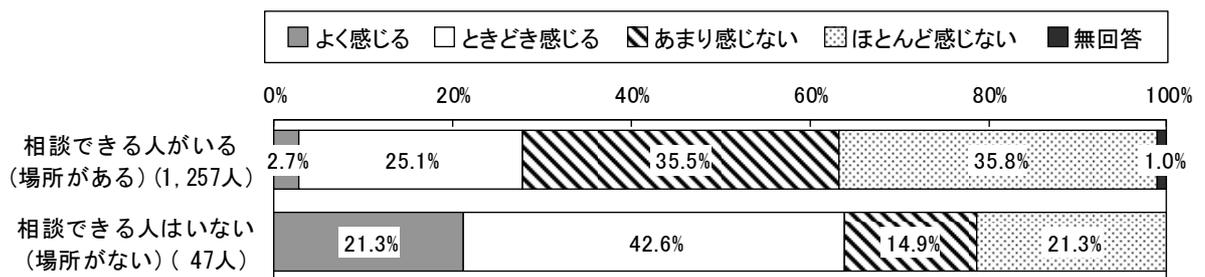
気軽に相談できる人・場所の有無 (就学前)



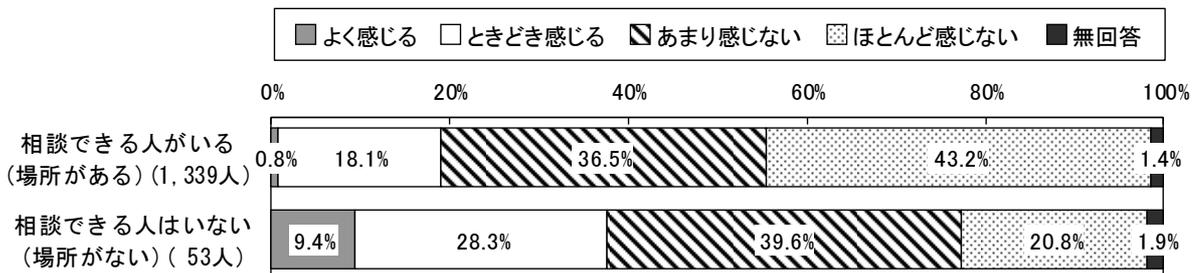
気軽に相談できる人・場所の有無 (小学生)



相談先の有無別 孤独を感じる時 (就学前)

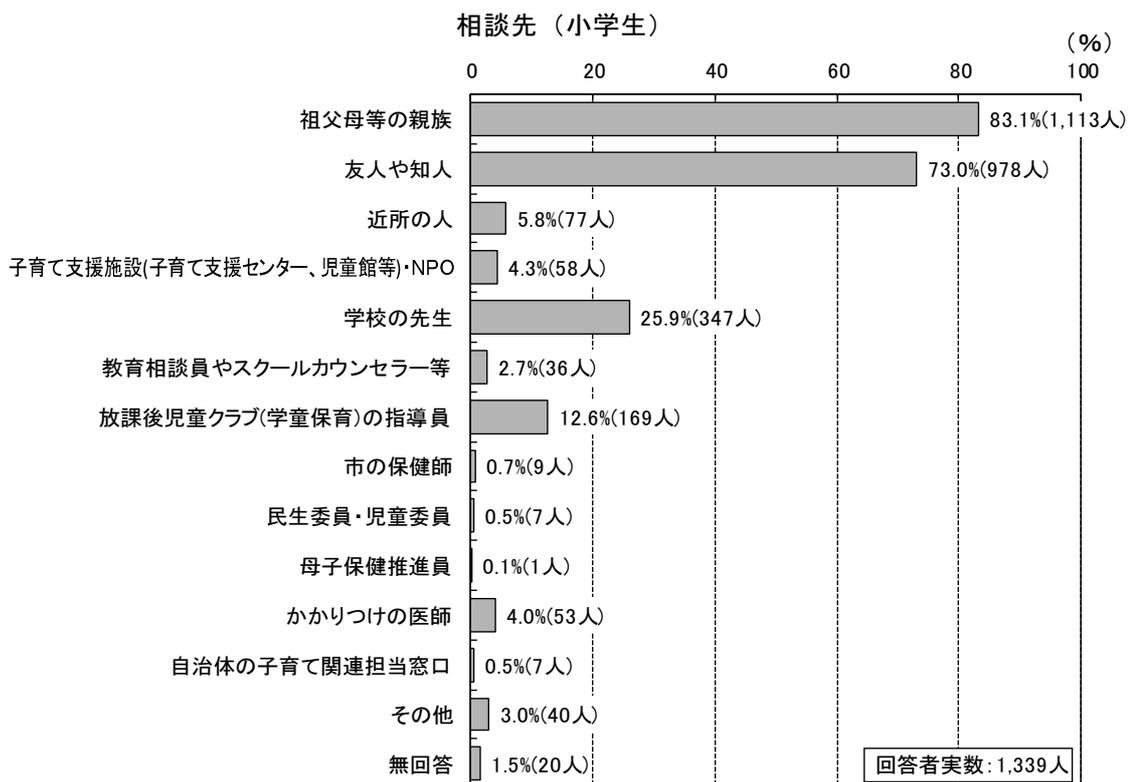
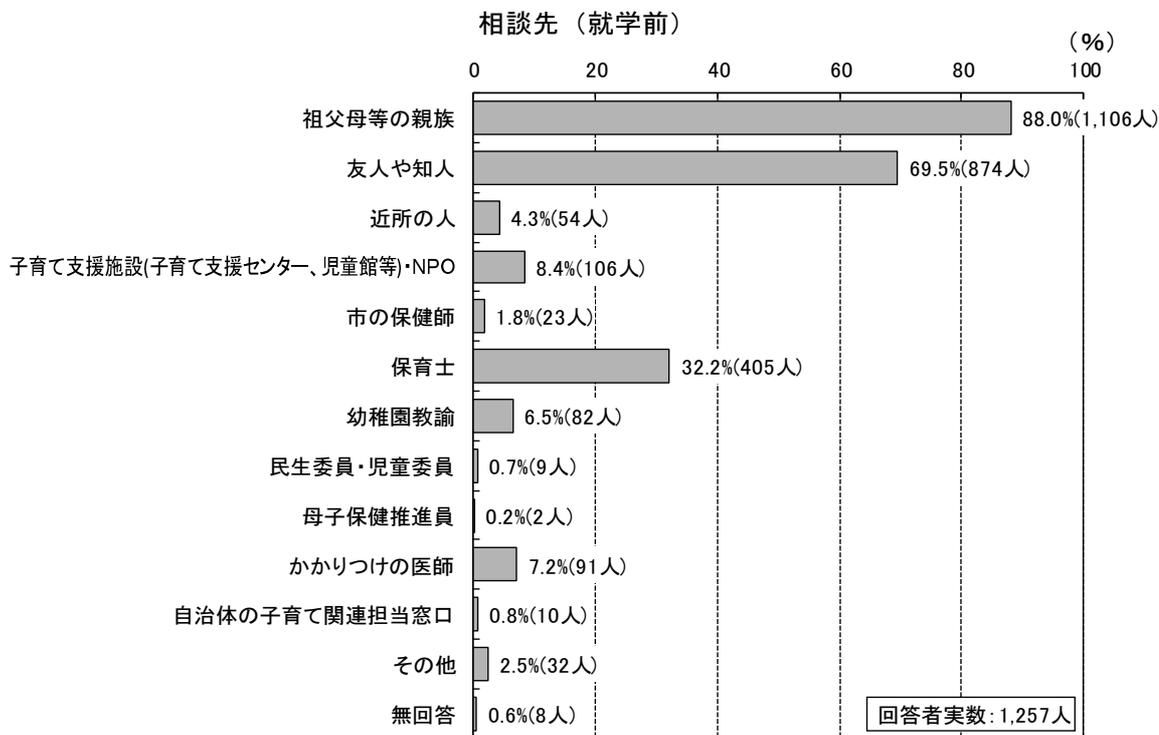


相談先の有無別 孤独を感じる時 (小学生)

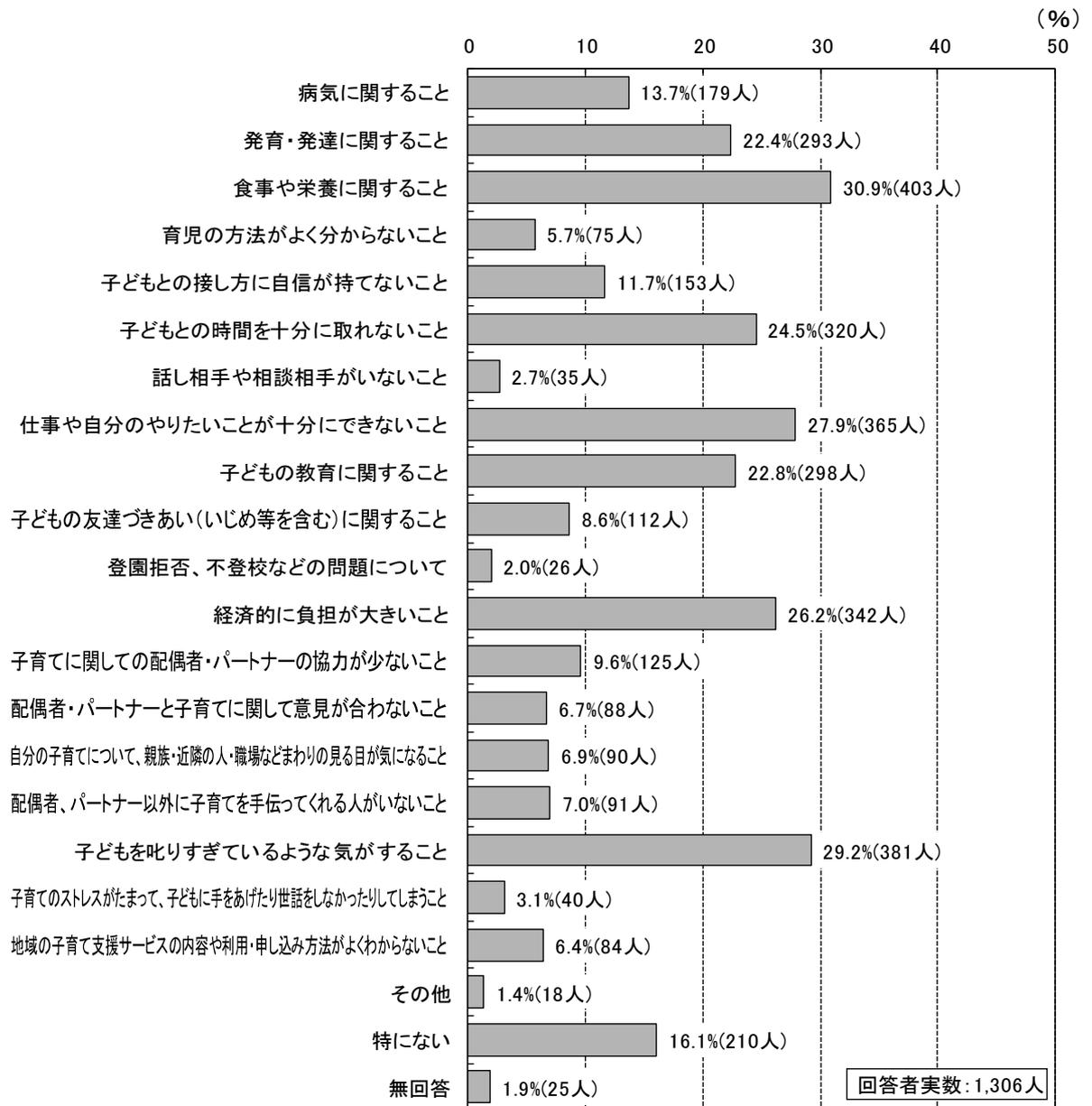


カ) 相談先・相談内容

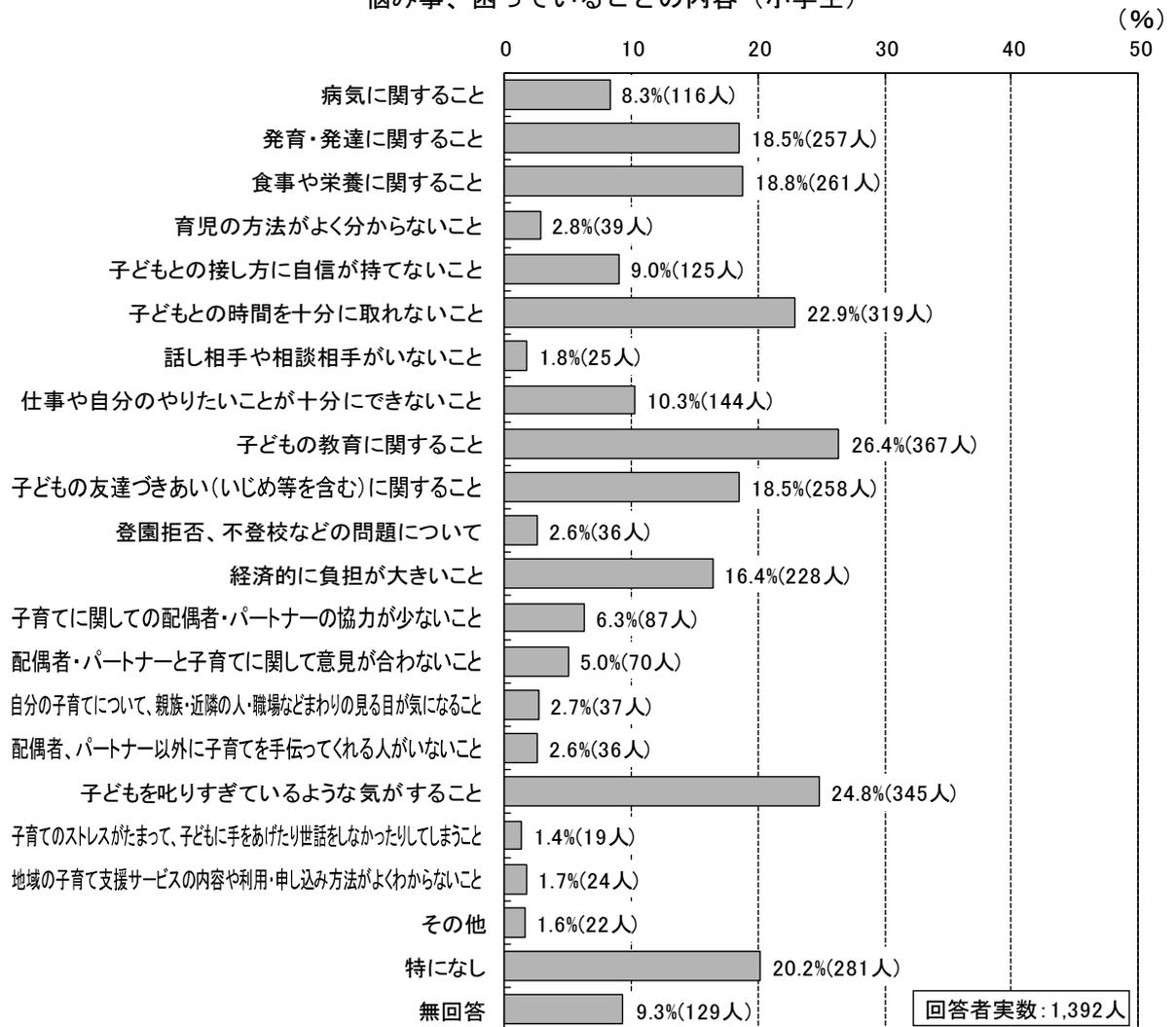
相談先としては、祖父母や友人・知人といった身近な人をあげる回答が大半を占めています。しかし、相談内容では子どもの発達や栄養・教育などの専門的なことも高くなっており、身近な人だけではなく専門的な人や機関による相談や情報提供などの充実も必要と思われます。



悩み事、困っていることの内容（就学前）



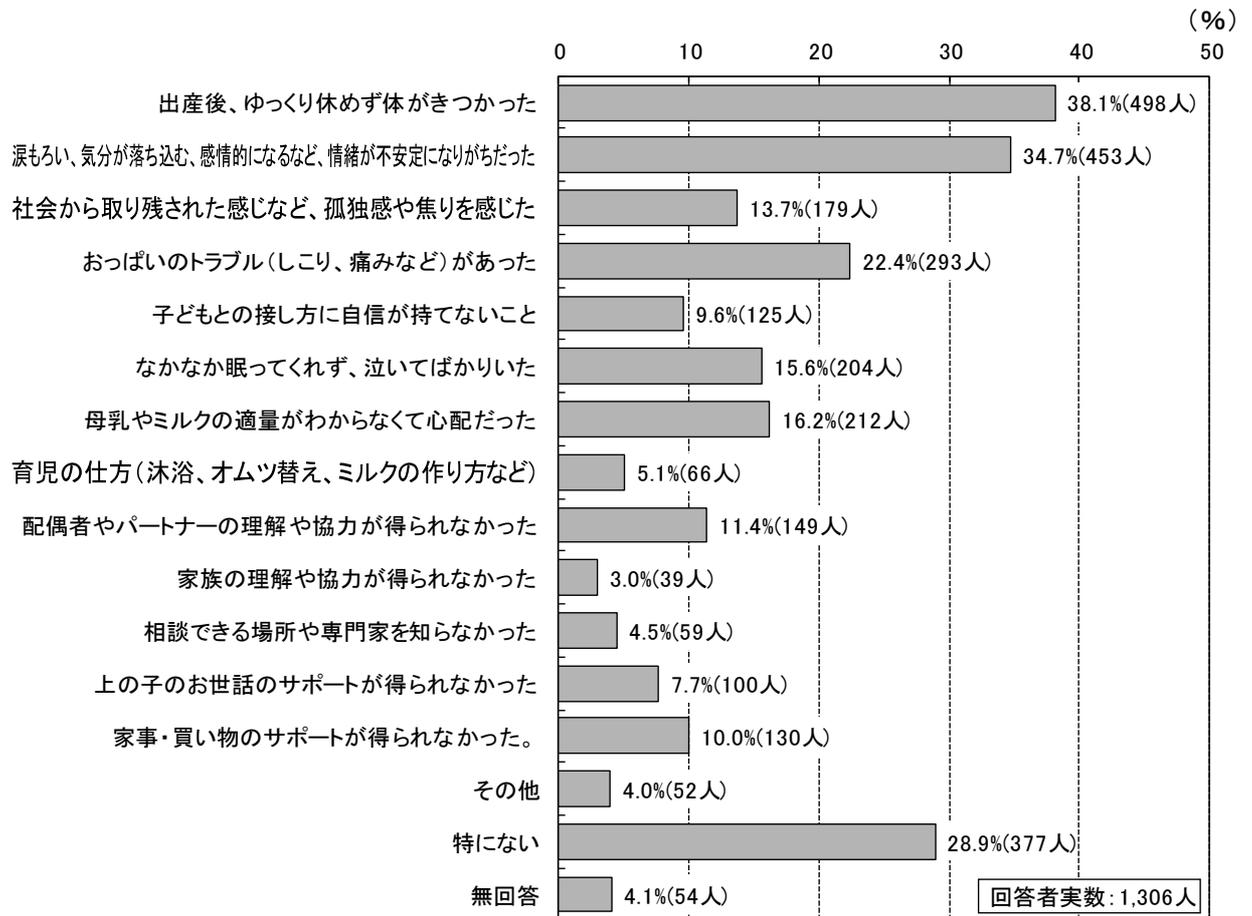
悩み事、困っていることの内容（小学生）



## か) お子さんが生まれた頃の困りごと

子どもが生まれてから3か月の間に育児で困ったこととして、「出産後にゆっくり休めなかった」や「気分が落ち込むなど、情緒が不安定になりがち」など、母親自身についての困りごとが多くなっています。

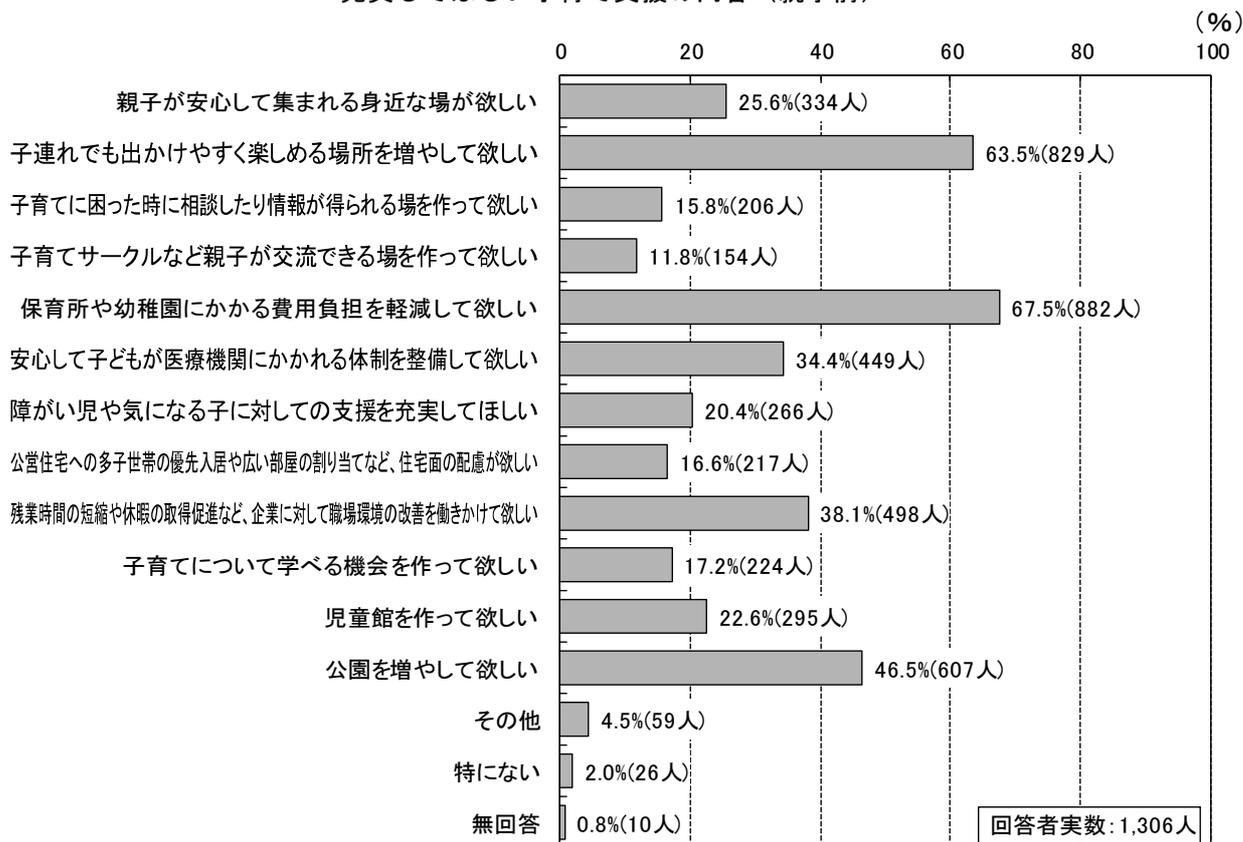
お子さんが生まれた頃の困りごと（就学前）



㌘) 充実してほしい子育て支援の内容

「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」(67.5%)という経済的負担軽減を望む声と、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」(63.5%)という声が特に高く、それぞれ6割半ばを占めています。次いで、「公園を増やしてほしい」の回答が46.5%あり、経済的な負担軽減と子どもと過ごす場所の整備が望まれています。

充実してほしい子育て支援の内容（就学前）



②母親の就労について

ア) 母親の現在の就労状況・就労希望

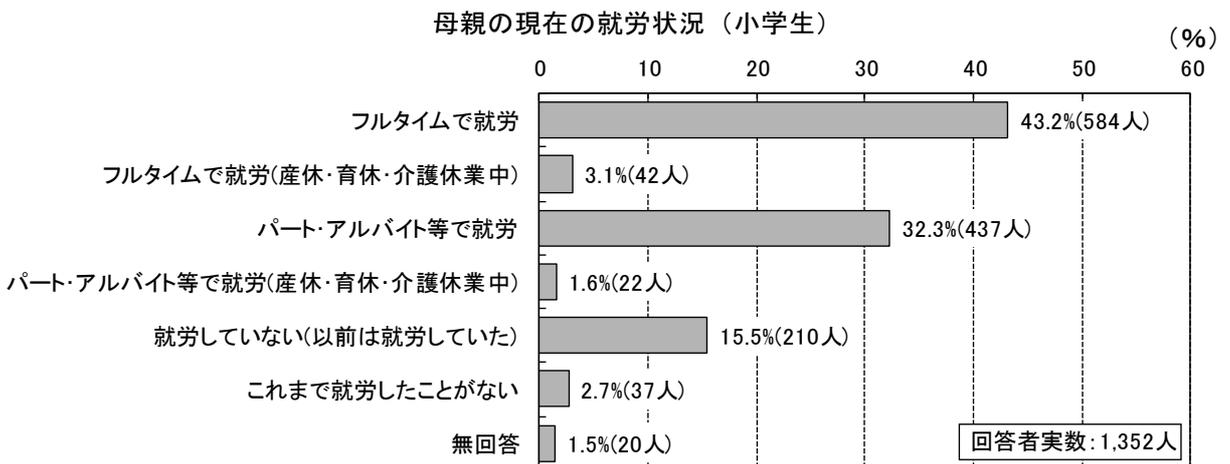
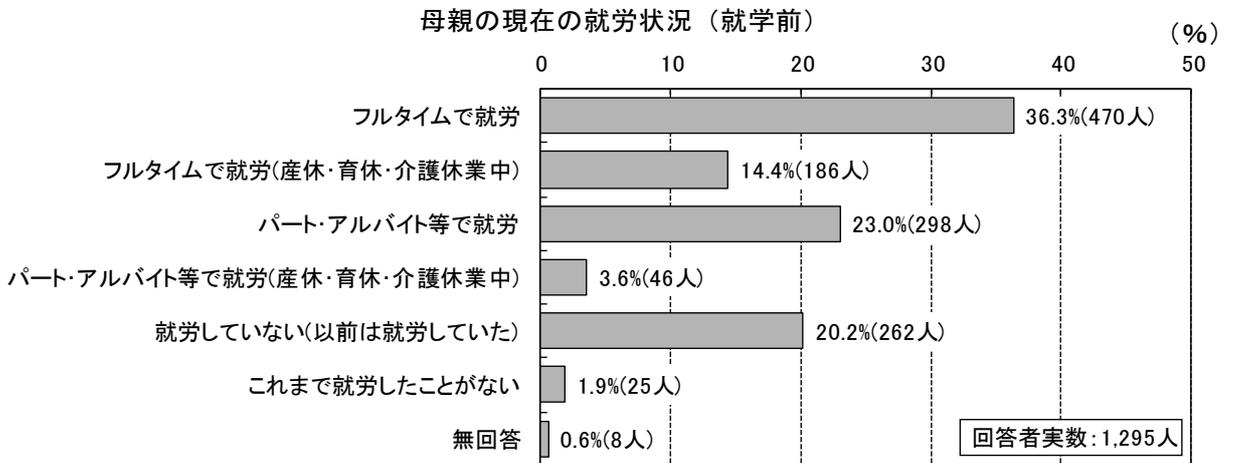
就学前児童の母親および小学校低学年児童の母親ともに、フルタイムで就労しているが最も多く、次いで、パート・アルバイト等で就労、就労していない（以前は就労していた）となっています。フルタイムでの就労割合は、前回調査で 41.3%、今回調査では 50.7%と大きく上昇しています。

また、就労していない母親のうち、すぐにでも働きたいと考えている割合は、就学前児童の保護者で 42.9%、小学校低学年の保護者で 26.3%となっています。特に就学前児童の保護者では就労したい割合が高くなっています。就労希望率は 86.7%となっています。

第1期計画策定時のニーズ調査では、母親の就労率(就学前児童保護者)は 65.4%、就労希望率(同)は 78.5%となっており、女性の就労率や就労希望率は前回調査結果を大きく上昇しています。

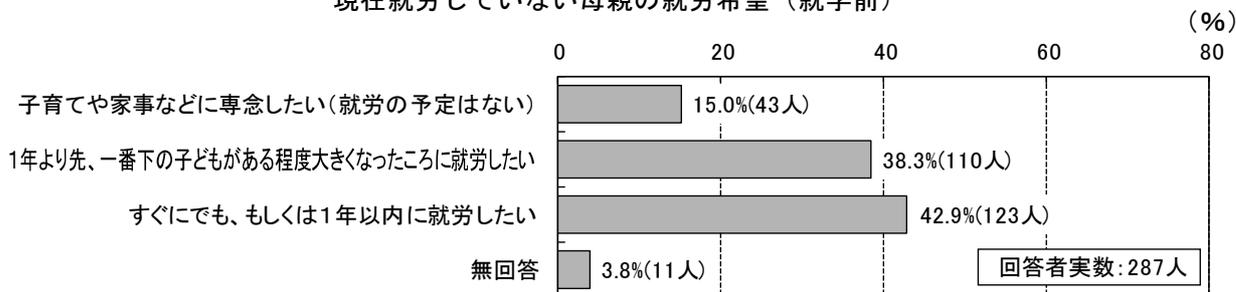
母親の就労率、就労希望率の上昇は、保育ニーズの上昇にも直結するものと考えられ、前回調査時点と比べて、保育所入所希望などの「潜在的ニーズ」として量の見込みは上がるものと推察されます。

※母親の就労希望率=(「現在就労している母親数」+「現在未就労で“今すぐにでも働きたい”と回答した母親数」)÷有効回答者の母親数で算出



イ) 現在就労していない母親の就労希望

現在就労していない母親の就労希望（就学前）



現在就労していない母親の就労希望（小学生）



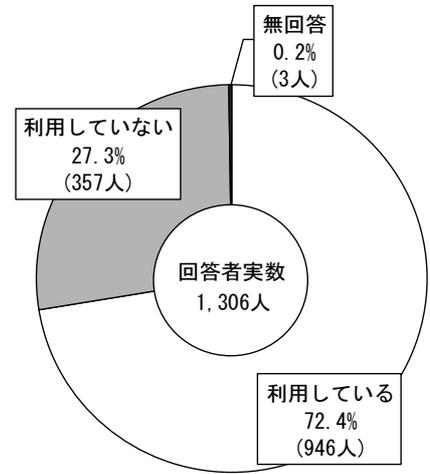
(3) 就学前児童の調査結果より

① 教育・保育サービスの利用について

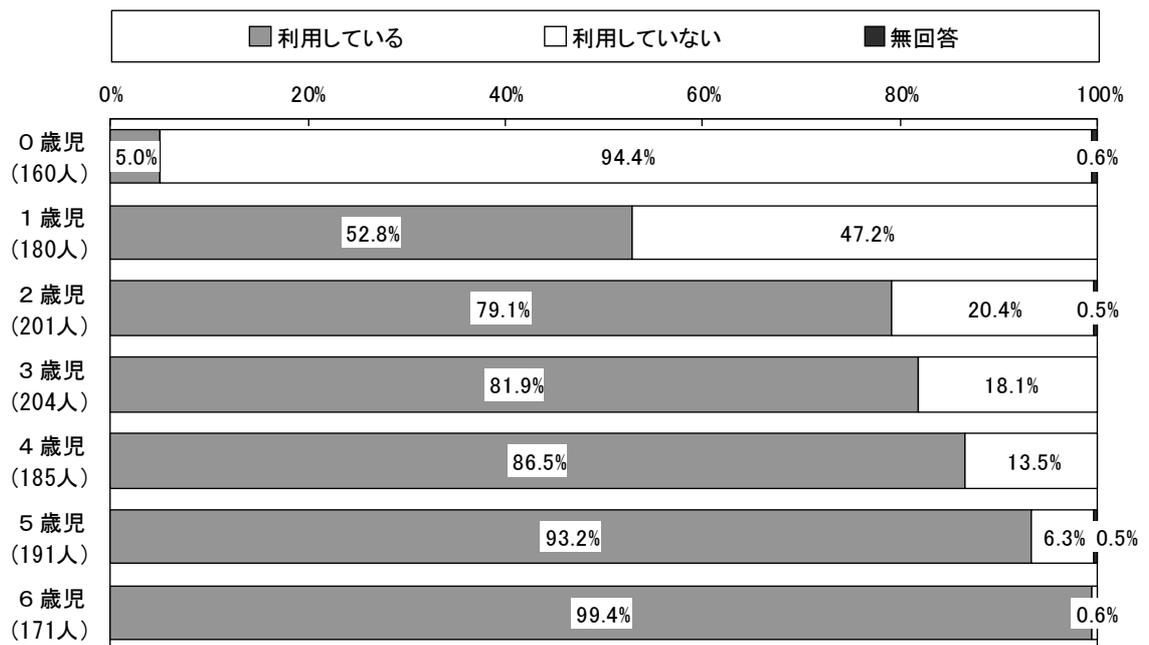
ア) 教育・保育サービスの利用の有無

就学前の教育・保育サービス利用は 72.4%であり、1歳児では半数以上、2歳児以上は約8割を超える利用率となっています。

教育・保育サービスの利用の有無



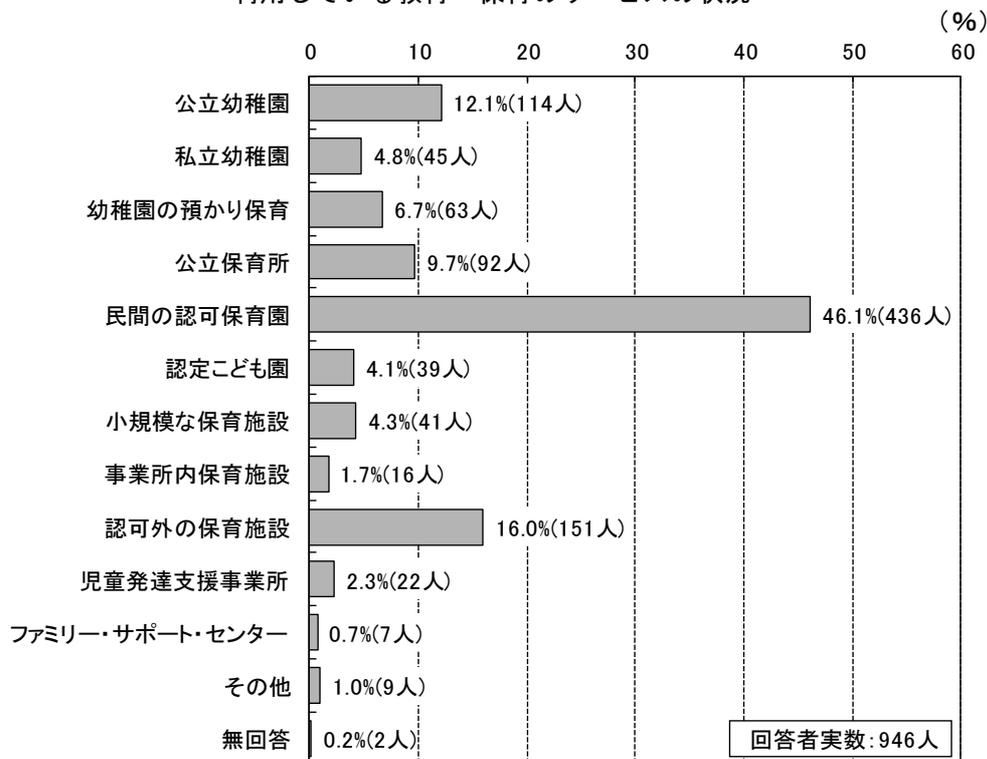
子どもの年齢別 教育・保育サービスの利用の有無



イ) 利用している教育・保育サービスの状況

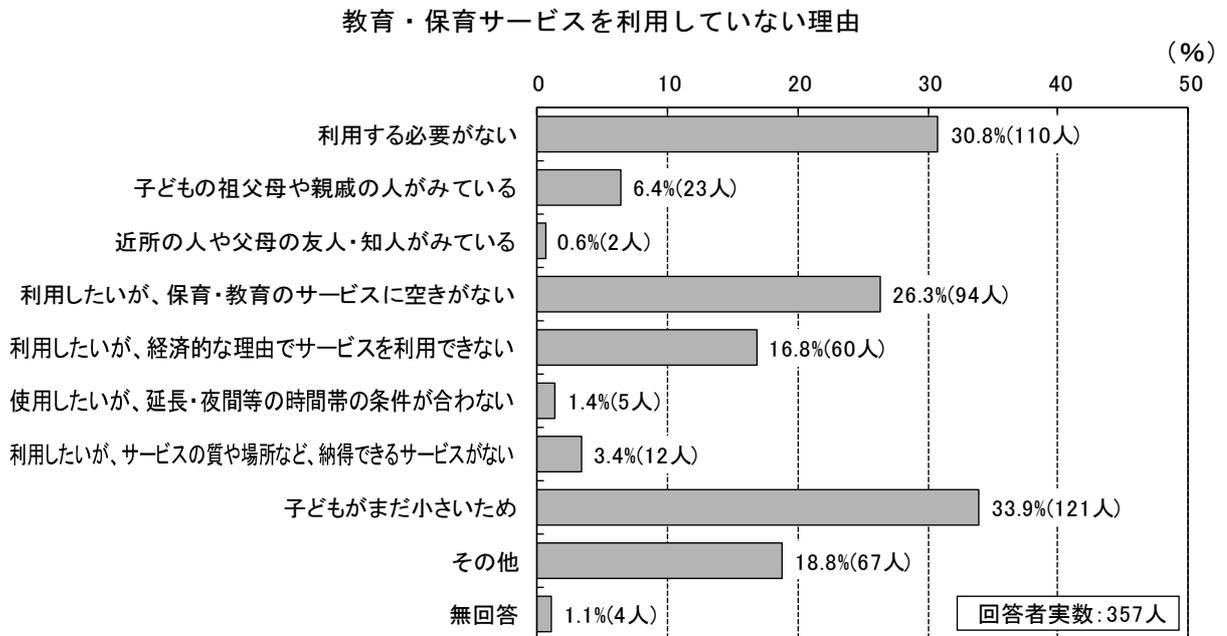
「民間の認可保育園」の利用が46.1%で圧倒的に高くなっており、「認可外の保育施設」の16.0%、「公立(市立)幼稚園」の12.1%が比較的高くなっています。

利用している教育・保育のサービスの状況



ウ) 教育・保育サービスを利用していない理由

保育・教育のサービスに空きがないために利用していない、潜在的な待機児童を含めた割合は 26.3%となっています。子どもの年齢別では1歳児から3歳児でこの回答が高く、特に2歳児では 41.5%を占めています。



子どもの年齢別 教育・保育サービスを利用していない理由

年齢	回答者実数	利用する必要がない	子どもの祖父母や親戚の人がみている	近所の人や父母の友人・知人がみている	利用したいが、保育・教育のサービスに空きがない	利用したいが、経済的な理由でサービスを利用できない	使用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない	利用したいが、サービスの質や場所など、納得できるサービスがない	子どもがまだ小さいため	その他	無回答
0歳児	151人	27.8% (42人)	4.6% (7人)	0.0% (0人)	16.6% (25人)	6.6% (10人)	0.7% (1人)	2.6% (4人)	44.4% (67人)	23.2% (35人)	0.0% (0人)
1歳児	85人	24.7% (21人)	5.9% (5人)	0.0% (0人)	38.8% (33人)	16.5% (14人)	1.2% (1人)	3.5% (3人)	38.8% (33人)	15.3% (13人)	1.2% (1人)
2歳児	41人	31.7% (13人)	9.8% (4人)	0.0% (0人)	41.5% (17人)	26.8% (11人)	0.0% (0人)	4.9% (2人)	24.4% (10人)	9.8% (4人)	0.0% (0人)
3歳児	37人	32.4% (12人)	10.8% (4人)	2.7% (1人)	29.7% (11人)	21.6% (8人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	16.2% (6人)	24.3% (9人)	5.4% (2人)
4歳児	25人	44.0% (11人)	0.0% (0人)	4.0% (1人)	20.0% (5人)	40.0% (10人)	12.0% (3人)	8.0% (2人)	12.0% (3人)	20.0% (5人)	4.0% (1人)
5歳児	12人	58.3% (7人)	25.0% (3人)	0.0% (0人)	16.7% (2人)	33.3% (4人)	0.0% (0人)	8.3% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)
6歳児	1人	100.0% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	100.0% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	100.0% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)

中学校区別にみると、「利用したいが、保育・教育のサービスに空きがない」の回答が与勝中学校区で36.7%、その他の地区で20%台となっています。また、利用していない理由を「経済的な理由」としている割合は、与勝中学校区で26.7%、伊波中学校区で20.5%となっており、他地区よりも比較的高くなっています。

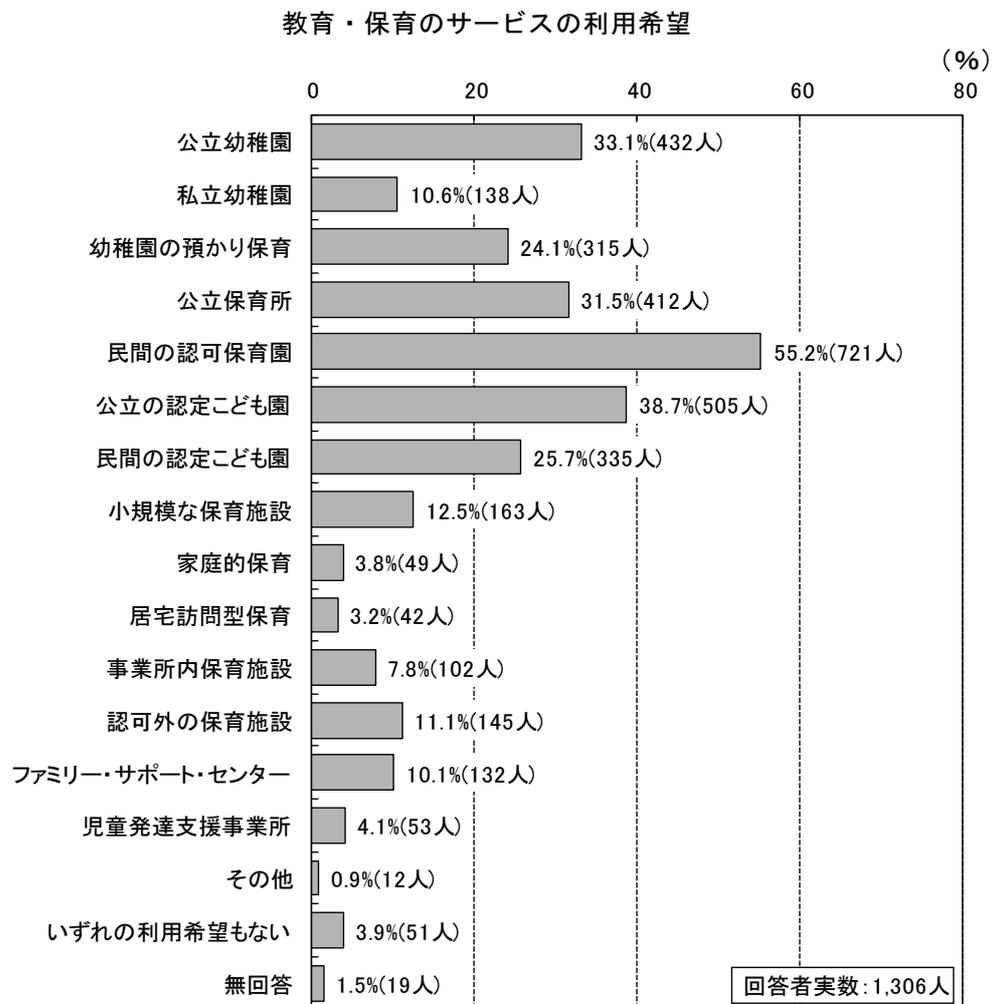
中学校区別 教育・保育サービスを利用していない理由

	回答者実数	利用する必要がない	子どもの祖父母や親戚の人がみている	近所の人や父母の友人・知人がみている	利用したいが、保育・教育のサービスに空きがない	利用したいが、経済的な理由でサービスを利用できない	利用したいが、経済的な理由でサービスを利用できない	使用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない	利用したいが、サービスの質や場所など、納得できるサービスがない	子どもがまだ小さいため	その他	無回答
あげな中学校区	56人	28.6% (16人)	7.1% (4人)	3.6% (2人)	25.0% (14人)	19.6% (11人)	1.8% (1人)	3.6% (2人)	33.9% (19人)	21.4% (12人)	0.0% (0人)	
具志川中学校区	77人	33.8% (26人)	6.5% (5人)	0.0% (0人)	27.3% (21人)	14.3% (11人)	1.3% (1人)	6.5% (5人)	39.0% (30人)	22.1% (17人)	0.0% (0人)	
高江洲中学校区	54人	35.2% (19人)	3.7% (2人)	0.0% (0人)	24.1% (13人)	16.7% (9人)	0.0% (0人)	3.7% (2人)	38.9% (21人)	11.1% (6人)	1.9% (1人)	
具志川東中学校区	40人	37.5% (15人)	5.0% (2人)	0.0% (0人)	22.5% (9人)	12.5% (5人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	22.5% (9人)	30.0% (12人)	0.0% (0人)	
石川中学校区	36人	30.6% (11人)	2.8% (1人)	0.0% (0人)	22.2% (8人)	8.3% (3人)	2.8% (1人)	2.8% (1人)	36.1% (13人)	19.4% (7人)	0.0% (0人)	
伊波中学校区	44人	31.8% (14人)	6.8% (3人)	0.0% (0人)	27.3% (12人)	20.5% (9人)	2.3% (1人)	2.3% (1人)	29.5% (13人)	11.4% (5人)	2.3% (1人)	
彩橋中学校区	2人	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	50.0% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	50.0% (1人)	0.0% (0人)	
与勝中学校区	30人	20.0% (6人)	10.0% (3人)	0.0% (0人)	36.7% (11人)	26.7% (8人)	3.3% (1人)	0.0% (0人)	33.3% (10人)	16.7% (5人)	3.3% (1人)	
与勝第二中学校区	14人	21.4% (3人)	14.3% (2人)	0.0% (0人)	28.6% (4人)	14.3% (2人)	0.0% (0人)	7.1% (1人)	35.7% (5人)	7.1% (1人)	7.1% (1人)	

※津堅中学校区は0人のため削除

### イ) 教育・保育のサービスの利用希望

教育・保育サービスの利用希望では、「民間の認可保育園」を望む声が最も高くなっています。また、「公立の認定こども園」(38.7%)、「公立(市立)幼稚園」(33.1%)、「公立保育所」(31.5%)の3項目がそれぞれ3割台で比較的高くなっています。



### ロ) 市立幼稚園から移行する認定こども園に期待すること

市立幼稚園から移行する認定こども園に期待することで、特に多かった回答は、教育内容の充実に関するものでした。文字や数の読み書きのほか、英語、運動、社会性の取得など多岐にわたっています。また、保育士の専門性や倫理性を求める声、保育士の確保、負担の軽減などの意見も多く見られました。

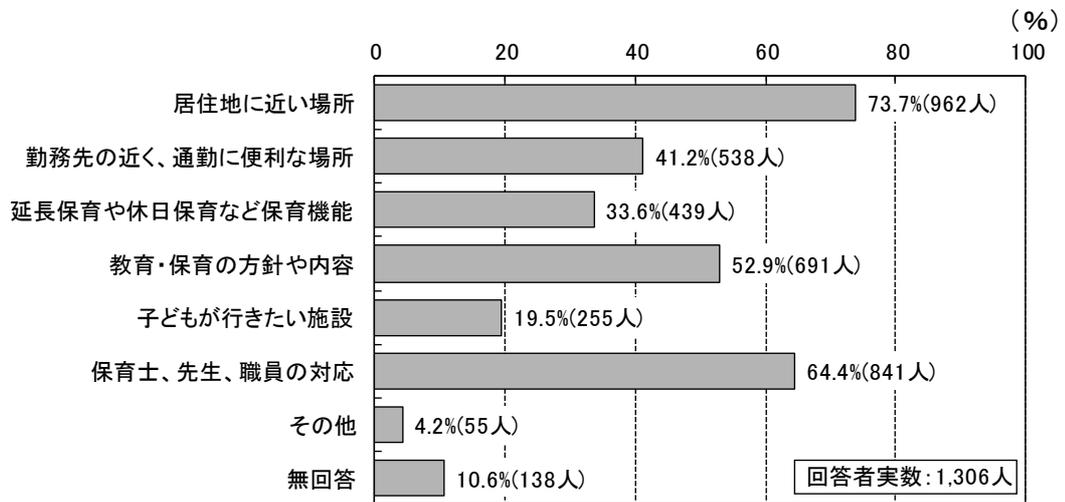
か) 教育・保育サービスを選ぶときに重視すること

教育・保育サービスを選ぶ際に重視することとしては、「居住地に近い場所」が最も高く73.7%を占めている。そのほか、「保育士、先生、職員の対応」が64.4%、「教育・保育の方針や内容」が52.9%と続いています。

利用先の希望や園選びにおいて、「居住地の近く」が重視されており、各地域の児童人口等を踏まえて提供区域ごとの施設等整備を図る必要があります。

また、利用したい場所と居住地区との関係を見ると、居住している地区内での教育・保育サービス利用希望が7割～9割となっており、住まいから近いところに預けたいという声が高いことがわかります。

教育・保育サービスを選ぶときに重視すること



居住中学校区別 利用したい教育・保育サービスの中学校区

	回答者 実数	あげな 中学校区	具志川 中学校区	高江洲 中学校区	具志川東 中学校区	石川 中学校区	伊波 中学校区	津堅 中学校区	彩橋 中学校区	与勝 中学校区	与勝第二 中学校区	無回答
あげな 中学校区	192人	89.1% (171人)	2.6% (5人)	0.5% (1人)	2.1% (4人)	1.0% (2人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	4.7% (9人)
具志川 中学校区	240人	4.6% (11人)	78.8% (189人)	7.1% (17人)	1.3% (3人)	0.0% (0人)	0.4% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.4% (1人)	0.4% (1人)	7.1% (17人)
高江洲 中学校区	154人	0.6% (1人)	1.9% (3人)	86.4% (133人)	2.6% (4人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	1.3% (2人)	0.0% (0人)	7.1% (11人)
具志川東 中学校区	159人	5.0% (8人)	5.0% (8人)	1.3% (2人)	83.6% (133人)	0.6% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.6% (1人)	0.0% (0人)	3.8% (6人)
石川 中学校区	110人	0.9% (1人)	0.9% (1人)	0.9% (1人)	0.0% (0人)	79.1% (87人)	14.5% (16人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.9% (1人)	0.0% (0人)	2.7% (3人)
伊波 中学校区	113人	1.8% (2人)	0.0% (0人)	0.9% (1人)	0.0% (0人)	6.2% (7人)	91.2% (103人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)
彩橋 中学校区	11人	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	9.1% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	72.7% (8人)	9.1% (1人)	9.1% (1人)	0.0% (0人)
与勝 中学校区	95人	1.1% (1人)	3.2% (3人)	3.2% (3人)	2.1% (2人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	81.1% (77人)	3.2% (3人)	6.3% (6人)
与勝第二 中学校区	34人	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	2.9% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	2.9% (1人)	76.5% (26人)	17.6% (6人)

※津堅中学校区は0人のため記載していません。

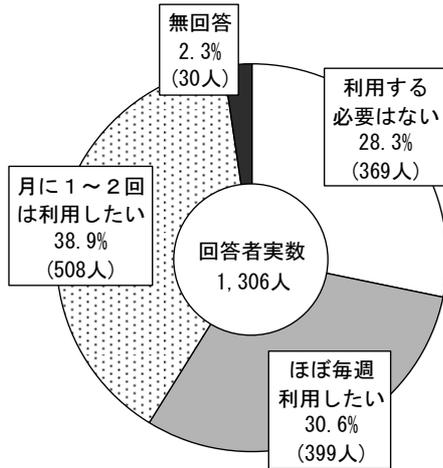
②土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の教育・保育サービスの利用

7) 土曜日・日曜日の利用希望

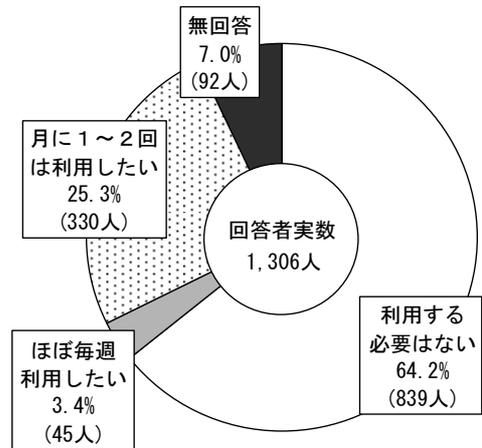
土曜日のほか、日曜・祝日も教育保育施設を利用したいとの回答があります。特に、土曜日の毎週利用希望は高くなっています。

また「時々利用したい」理由を尋ねたところ、「月に数回仕事が入るため」が59.2%と最も高い回答となっています。

土曜日の利用希望



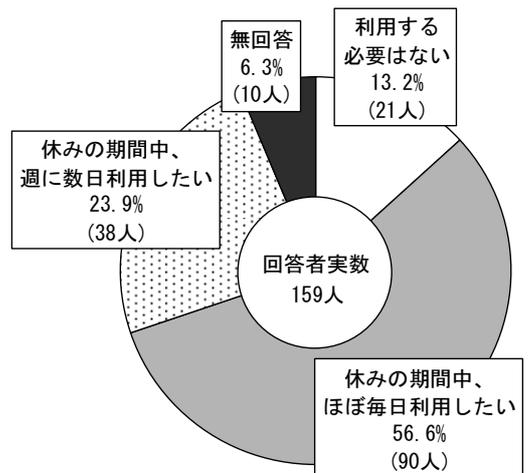
日曜・祝日の利用希望



1) 幼稚園の長期休暇期間の教育・保育サービスの利用希望

夏休みなどの長期休暇期間における施設の利用希望は、「ほぼ毎日利用したい」が56.6%を占めています。

幼稚園長期休暇期間の利用希望

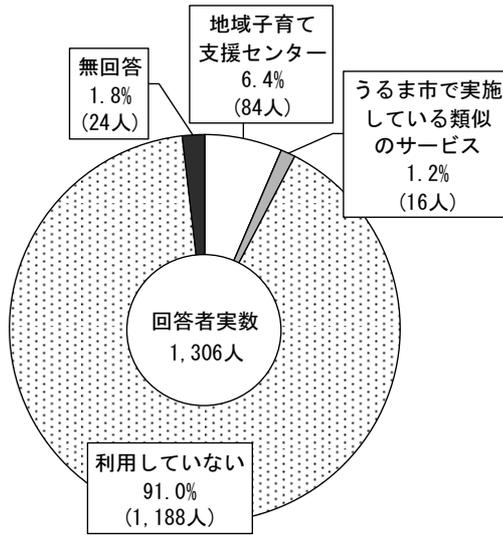


③地域子育て支援拠点事業について

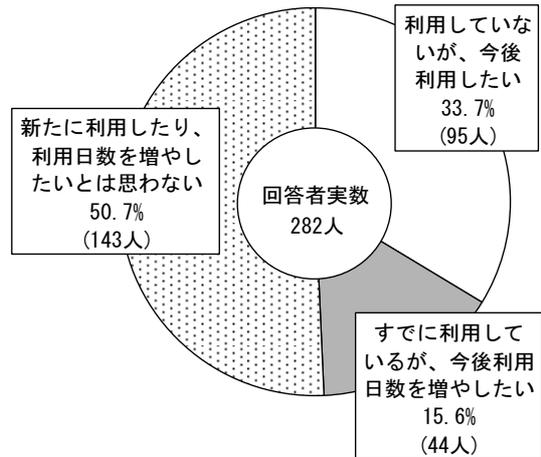
7) 地域子育て支援拠点事業の利用状況、利用希望

地域子育て支援拠点事業は、現在利用していないが今後利用したい割合が 33.7%と なっています。特に、0歳児(51.4%)での利用希望が半数を超えています。

地域子育て支援拠点事業の利用状況



地域子育て支援拠点事業の利用希望

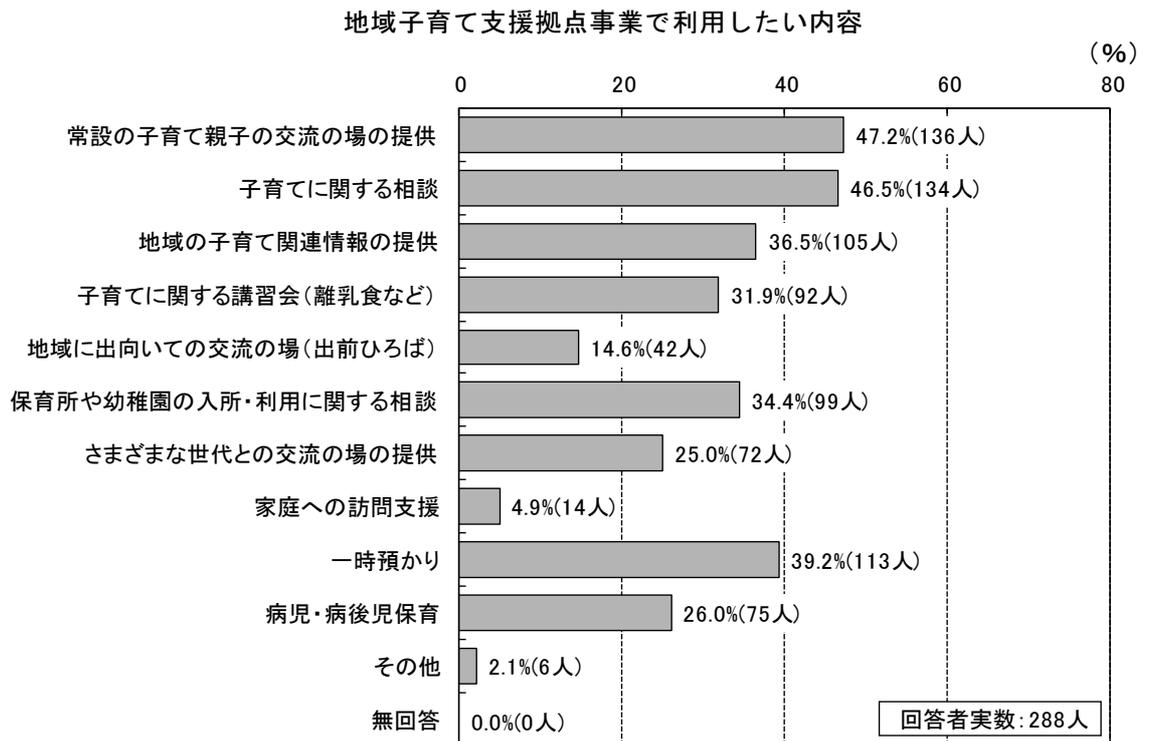


子どもの年齢別 地域子育て支援拠点事業の利用状況、利用希望

	利用状況				利用希望			
	回答者実数	地域子育て支援センター	うるま市で実施している類似のサービス	利用していない	回答者実数	利用していないが、今後利用したい	すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい	新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない
全体	1,306人	6.4% (84人)	1.2% (16人)	91.0% (1,188人)	282人	33.7% (95人)	15.6% (44人)	50.7% (143人)
0歳児	160人	8.1% (13人)	3.1% (5人)	88.8% (142人)	35人	51.4% (18人)	22.9% (8人)	25.7% (9人)
1歳児	180人	17.2% (31人)	1.7% (3人)	79.4% (143人)	54人	22.2% (12人)	25.9% (14人)	51.9% (28人)
2歳児	201人	5.5% (11人)	0.5% (1人)	93.5% (188人)	36人	36.1% (13人)	16.7% (6人)	47.2% (17人)
3歳児	204人	3.9% (8人)	1.0% (2人)	93.6% (191人)	40人	22.5% (9人)	7.5% (3人)	70.0% (28人)
4歳児	185人	4.9% (9人)	0.5% (1人)	93.0% (172人)	42人	40.5% (17人)	16.7% (7人)	42.9% (18人)
5歳児	191人	3.7% (7人)	0.5% (1人)	93.7% (179人)	38人	31.6% (12人)	7.9% (3人)	60.5% (23人)
6歳児	171人	2.3% (4人)	0.6% (1人)	95.3% (163人)	35人	40.0% (14人)	2.9% (1人)	57.1% (20人)

イ) 地域子育て支援拠点事業で利用したい内容

地域子育て支援拠点事業では、「親子の交流の場」(47.2%)と「子育てに関する相談」(46.5%)としての利用が望まれています。次いで「一時預かり」(39.2%)が4割近くとなっています。「地域の子育て関連情報の提供」(36.5%)と「保育所や幼稚園の入所・利用に関する相談」(34.4%)、「子育てに関する講習会(離乳食など)」(31.9%)は3割台であり比較的高くなっています。

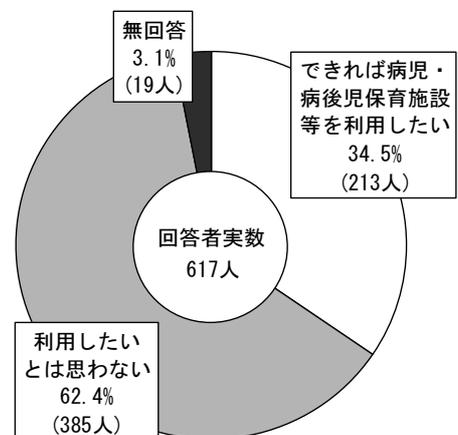


④ 病児・病後児保育について

ア) 病児・病後児保育の利用希望

病児・病後児保育の利用希望は 34.5%となっています。また、1年間で利用したい日数については約半数が「5日以内」の利用希望の回答となりました。

病児・病後児保育の利用希望

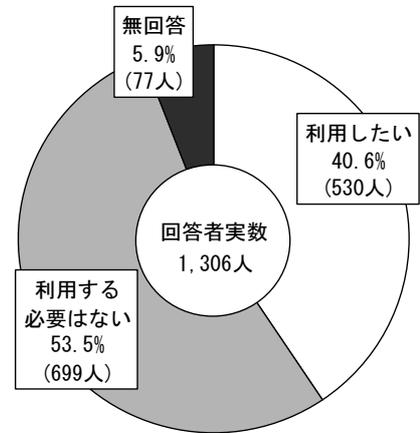


⑤一時預かりについて

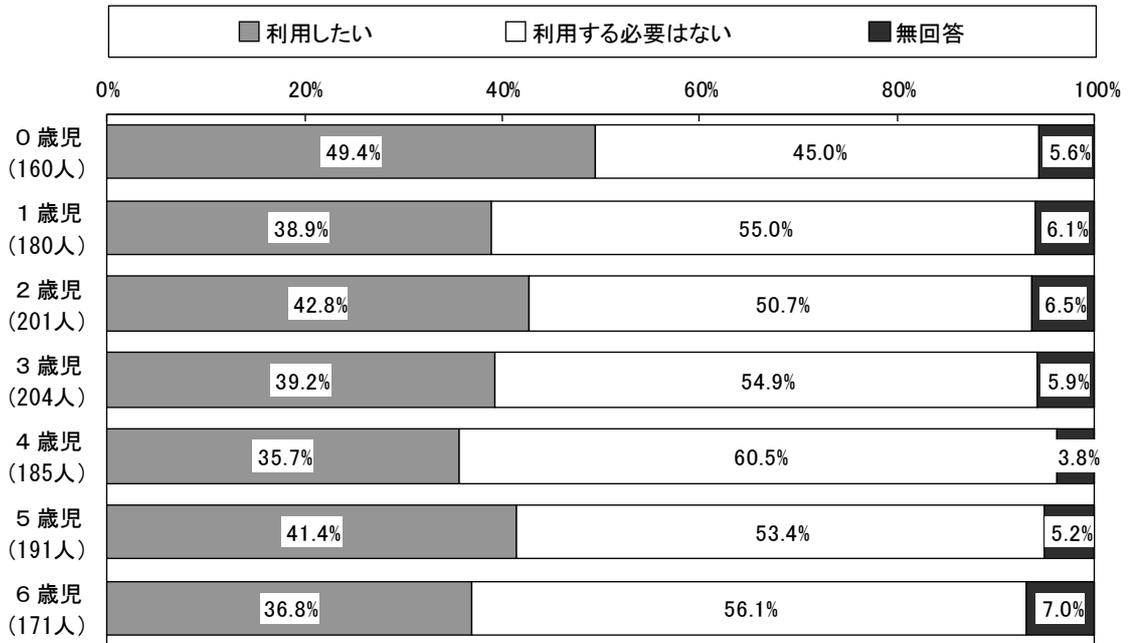
ア)一時預かりの利用意向

一時預かりを「利用したい」という声は 40.6%を占めており、0歳児が 49.4%で最も高く、半数近くを占めています。

一時預かりの利用意向



子どもの年齢別 一時預かりの利用意向

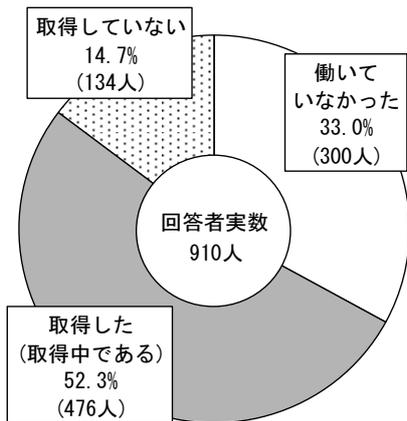


⑥ 育児休業等について

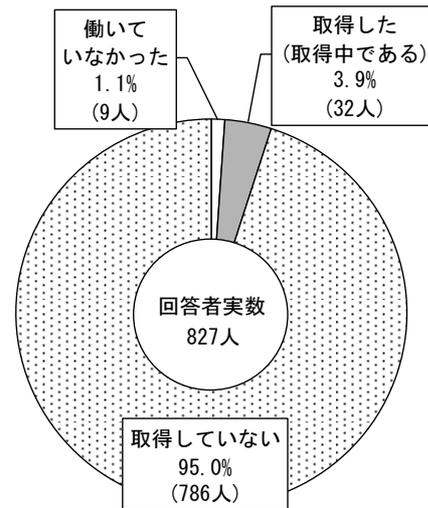
7) 育児休業の取得状況・取得しなかった理由

育児休業は、母親が取得した割合が高くなっていますが、「子育てや家事に専念するため退職した」、「職場に育児休業の制度がなかった」ことから、育児休業を取得していないとの回答がありました。

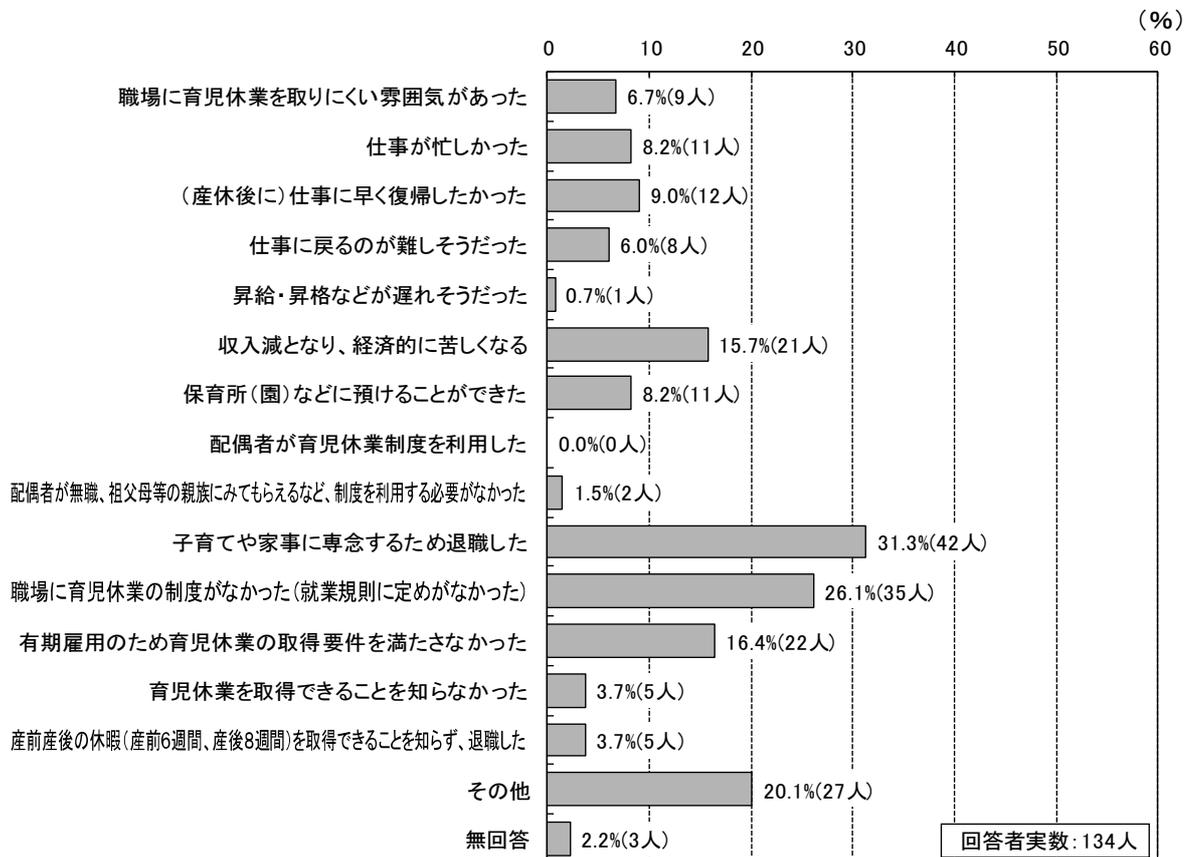
育児休業の取得状況（母親）



育児休業の取得状況（父親）



育児休業を取得しなかった理由（母親）



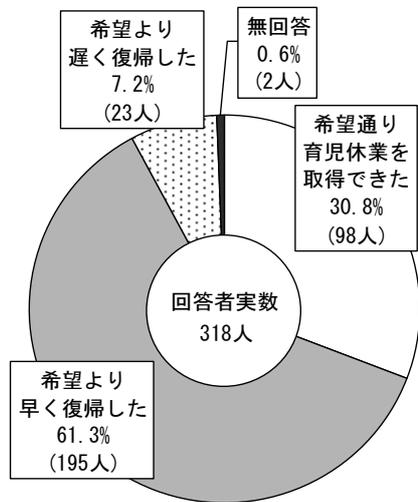
イ) 育児休業の期間について（母親）

「育児休業は、子どもが1歳になるまで取得したい。」という希望が83.8%で圧倒的に高くなっています。

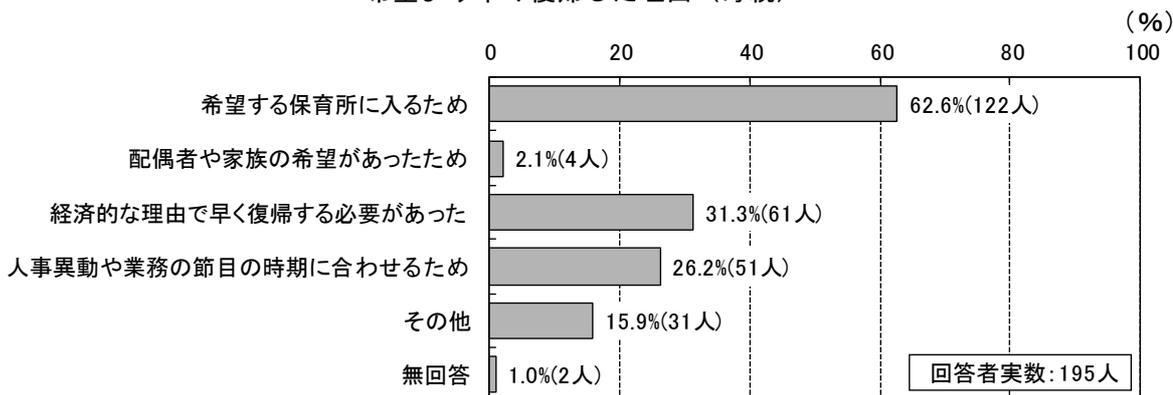
育児休業を「希望通りの期間取得できた」という回答は30.8%、「希望より早く復帰した」が61.3%で6割を超えています。希望より早く復帰した理由は、「希望する保育所に入るため」が62.6%で大半を占めています。

また、希望より遅く復帰した理由でも「希望する保育所に入れなかったため」が87.0%で圧倒的に高く、育休の復帰時期を早めたり遅くしたりしている大きな理由には、“保育所入所”が影響していることがわかります。

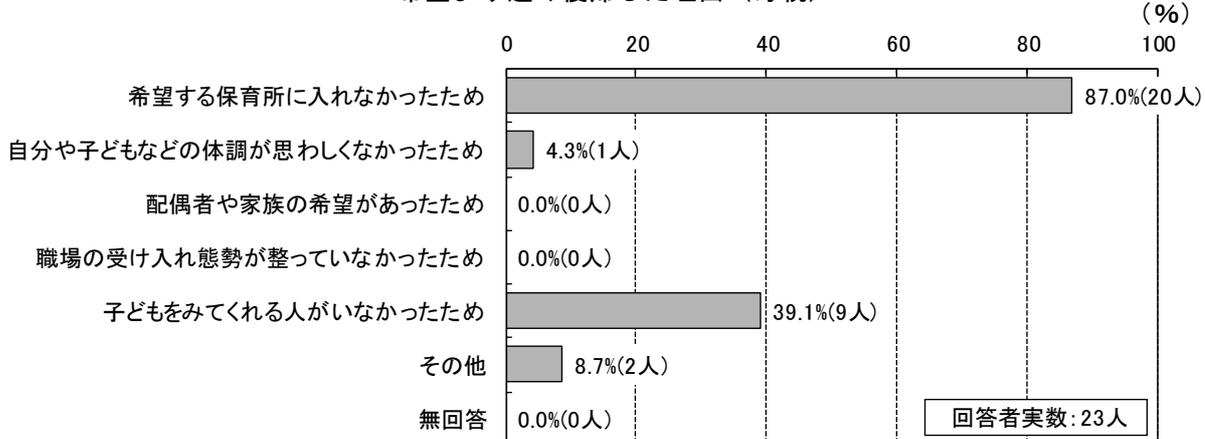
育児休業の取得期間と希望取得期間の違い（母親）



希望より早く復帰した理由（母親）



希望より遅く復帰した理由（母親）

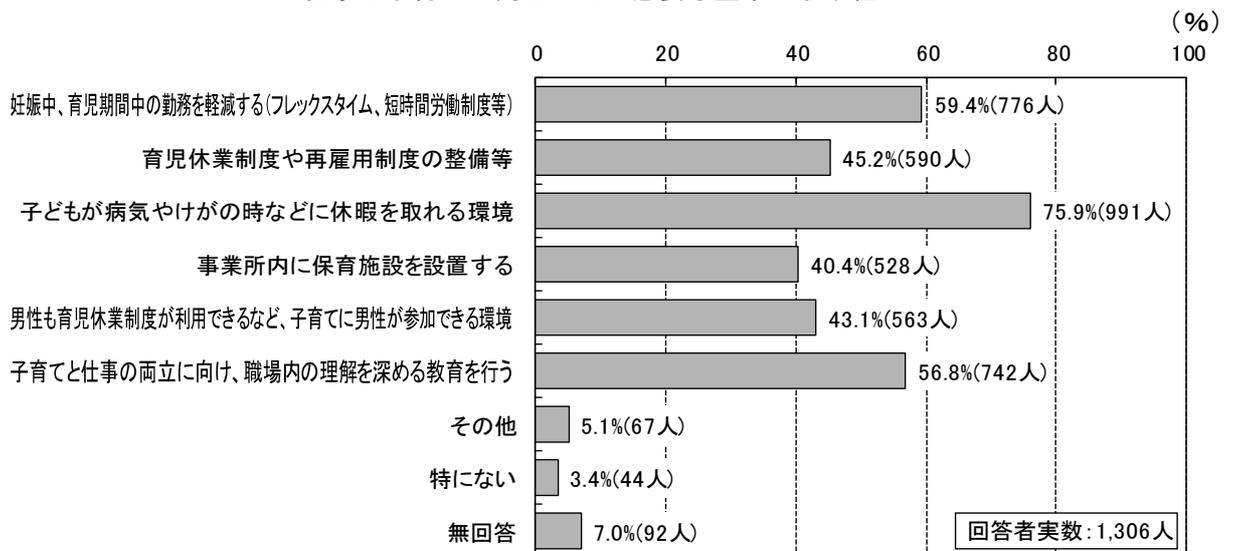


### ウ) 仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組み

仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組みとしては、「子どもが病気やけがの時などに休暇を取れる環境」が75.9%で最も高くなっています。また「妊娠中、育児期間中の勤務を軽減する」(59.4%)、「子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深める教育を行う」(56.8%)が比較的高くなっています。

仕事と子育てを両立しやすい職場環境とともに、職場の理解が求められています。

仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組み



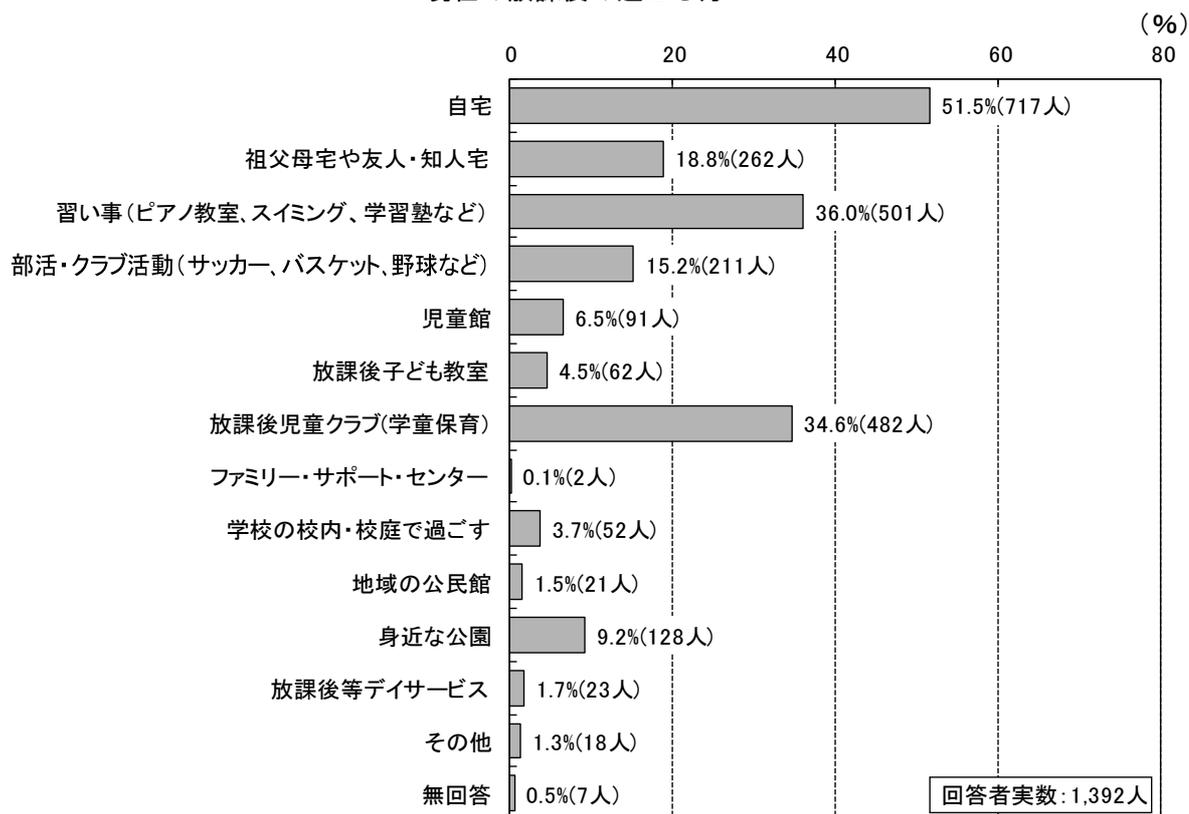
(4) 小学校低学年児童の調査結果より

① 放課後の過ごし方について

ア) 放課後の過ごし方

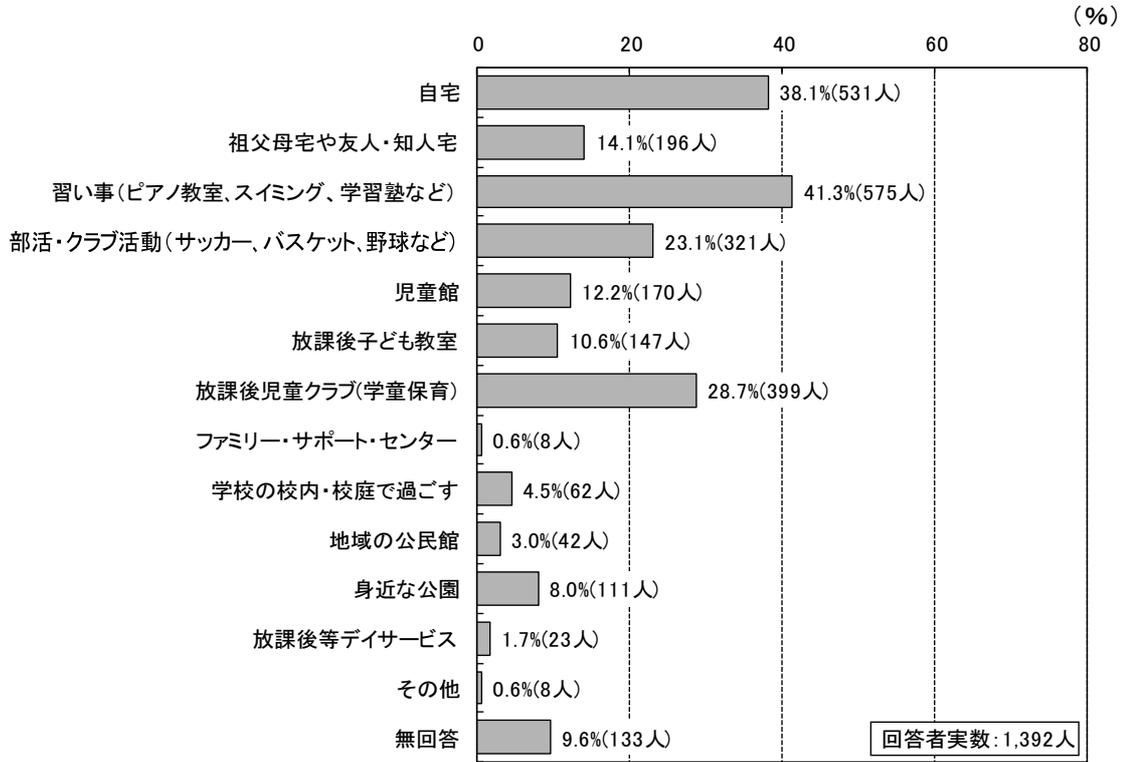
小学生の放課後の過ごし方では、「自宅」(51.5%)のほかに、「習い事」(36.0%)、「放課後児童クラブ(学童保育)」(34.6%)が特に高くなっています。

現在の放課後の過ごし方

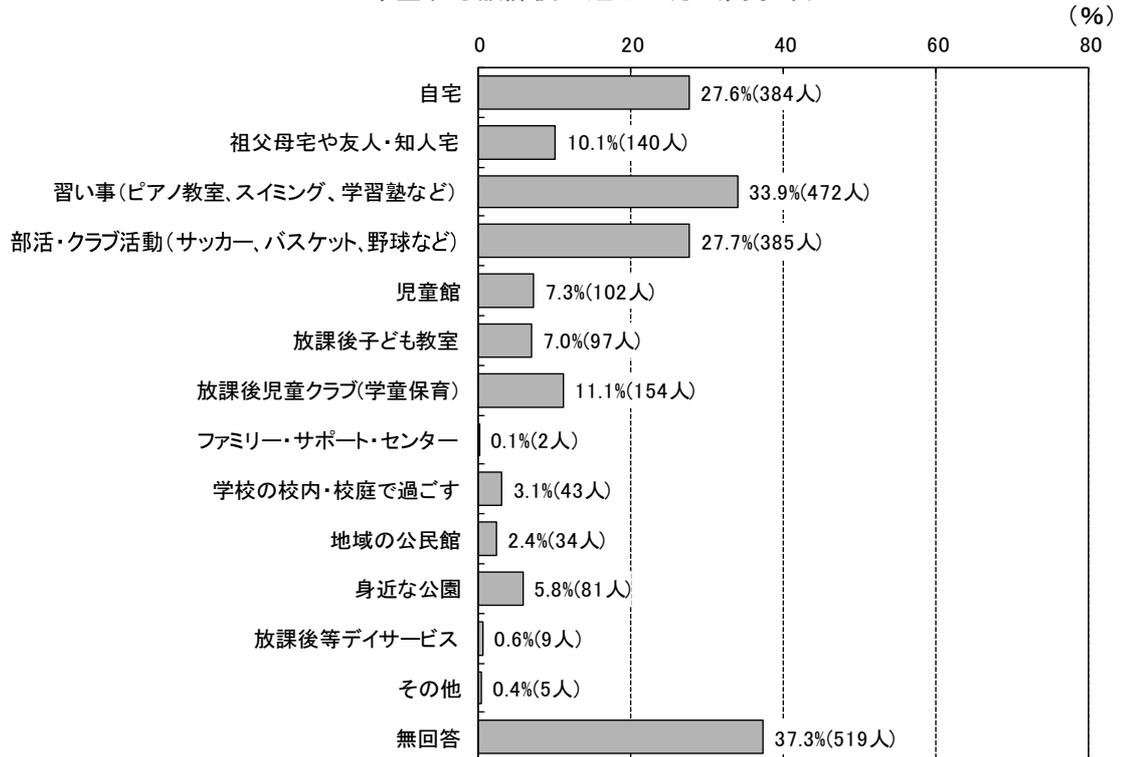


希望する放課後の過ごし方では、“低学年時”は「習い事」(41.3%)と「自宅」(38.1%)が特に高いほか、「放課後児童クラブ」(28.7%)、「部活・クラブ活動」(23.1%)も比較的高くなっています。“高学年時”になると、「習い事」(33.9%)のほか、「部活・クラブ活動」(27.7%)と「自宅」(27.6%)が比較的高くなっています。

希望する放課後の過ごし方（低学年）



希望する放課後の過ごし方（高学年）



②放課後児童クラブ(学童保育)の利用について

ア) 放課後児童クラブ(学童保育)の現在の利用状況と利用希望

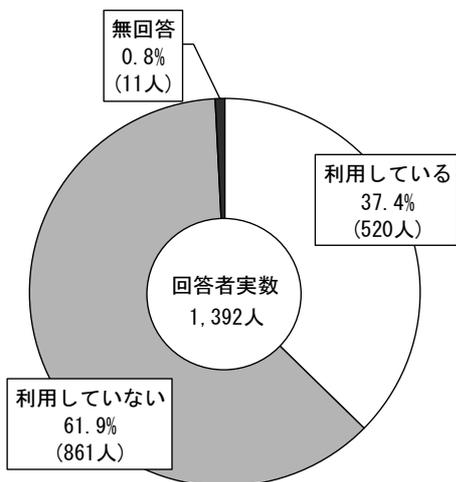
放課後児童クラブの現在の利用率は37.4%であり、学年別に見ると1年生が47.5%、2年生が36.9%、3年生が27.3%と、学年が上がるとともに利用割合は減少しています。

今後の利用希望率は53.2%となっており、学年別では、1年生が62.3%、2年生が53.4%、3年生が43.7%と、現在の利用率を大きく上回っています。

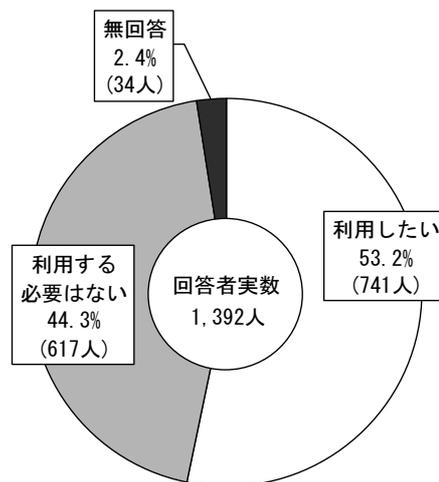
また、放課後児童クラブ利用希望者の中で「高学年以降の利用希望」が4年生までは73.7%、5年生までは41.7%、6年生までは30.9%となっています。

これらをもとに高学年の利用希望率を算出したところ、4年生は39.1%、5年生は22.2%、6年生は16.5%となっています。

放課後児童クラブ(学童保育)の現在の利用状況



放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望



学年別 放課後児童クラブ(学童保育)の現在の利用状況と利用希望

	回答者実数	利用状況		利用希望	
		利用している	利用していない	利用したい	利用する必要はない
1年生	491人	47.5% (233人)	51.7% (254人)	62.3% (306人)	35.2% (173人)
2年生	401人	36.9% (148人)	62.6% (251人)	53.4% (214人)	44.6% (179人)
3年生	465人	27.3% (127人)	72.0% (335人)	43.7% (203人)	54.0% (251人)

## イ) 小学校区別に見る放課後児童クラブ(学童保育)の利用状況と利用希望

小学校区別の放課後児童クラブの利用率を見ると、あげな小学校区が 58.0%で最も高く、唯一6割近くを占めています。そのほか兼原小学校区(46.0%)、中原小学校区(45.8%)、田場小学校区(44.1%)、南原小学校区と彩橋小学校区(ともに 42.9%)で利用割合が4割を超えており比較的高くなっています。

今後の利用希望率では、あげな小学校区の74.0%が最も高く、赤道小学校区(66.1%)、中原小学校区(62.5%)が60%を超え、平敷屋小学校区と与那城小学校区は、現在の利用割合から大幅に上昇しています。

現在の利用率が高いところのほか、整備不足の地域への新規整備もニーズ量を見極めながら検討していく必要があります。

## 小学校区別 放課後児童クラブ(学童保育)の現在の利用状況と利用希望

	回答者 実数	利用状況		利用希望	
		利用している	利用していない	利用したい	利用する必要はない
具志川小学校区	54人	27.8% (15人)	72.2% (39人)	40.7% (22人)	55.6% (30人)
田場小学校区	145人	44.1% (64人)	55.2% (80人)	57.9% (84人)	41.4% (60人)
天願小学校区	102人	38.2% (39人)	61.8% (63人)	52.0% (53人)	45.1% (46人)
川崎小学校区	86人	29.1% (25人)	70.9% (61人)	44.2% (38人)	54.7% (47人)
あげな小学校区	50人	58.0% (29人)	42.0% (21人)	74.0% (37人)	22.0% (11人)
兼原小学校区	100人	46.0% (46人)	52.0% (52人)	52.0% (52人)	44.0% (44人)
赤道小学校区	56人	39.3% (22人)	60.7% (34人)	66.1% (37人)	33.9% (19人)
中原小学校区	120人	45.8% (55人)	54.2% (65人)	62.5% (75人)	36.7% (44人)
高江洲小学校区	78人	39.7% (31人)	59.0% (46人)	42.3% (33人)	51.3% (40人)
城前小学校区	71人	23.9% (17人)	74.6% (53人)	36.6% (26人)	62.0% (44人)
宮森小学校区	80人	31.3% (25人)	68.8% (55人)	51.3% (41人)	46.3% (37人)
伊波小学校区	124人	34.7% (43人)	64.5% (80人)	55.6% (69人)	41.1% (51人)
南原小学校区	49人	42.9% (21人)	55.1% (27人)	57.1% (28人)	42.9% (21人)
勝連小学校区	73人	35.6% (26人)	63.0% (46人)	52.1% (38人)	46.6% (34人)
平敷屋小学校区	71人	22.5% (16人)	76.1% (54人)	52.1% (37人)	46.5% (33人)
津堅小学校区	3人	0.0% (0人)	100.0% (3人)	33.3% (1人)	66.7% (2人)
与那城小学校区	55人	23.6% (13人)	72.7% (40人)	54.5% (30人)	40.0% (22人)
彩橋小学校区	35人	42.9% (15人)	57.1% (20人)	57.1% (20人)	37.1% (13人)

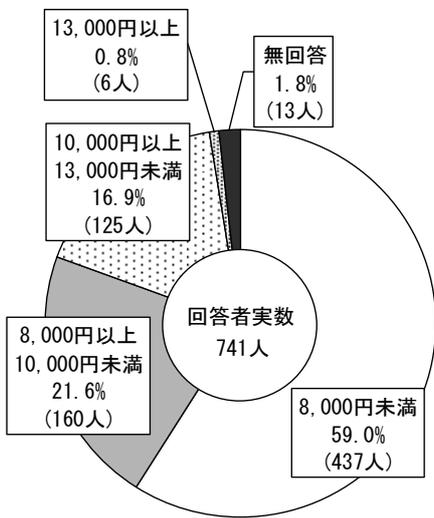
ウ) 放課後児童クラブ(学童保育)の利用料金

放課後児童クラブ(学童保育)を利用していない理由の中には、「利用料金がかかる(高いから)」が29.3%あり、利用していない人の3割近くを占めています。

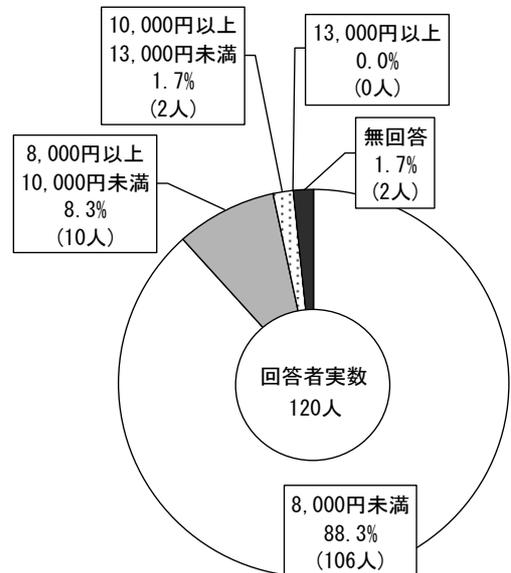
放課後児童クラブの利用料金の希望額としては、「8,000円未満」が59.0%で最も高く、次いで「8,000円以上 10,000円未満」の21.6%となっています。これらを合わせると10,000円未満を望む声が80.6%となっています。

また、利用料金がかかる(高い)ことを理由に放課後児童クラブを利用していない人の声としては、「8,000円未満」が88.3%で約9割を占めており、全体に比べてより低額が求められていることがわかる。

放課後児童クラブ(学童保育)の利用料の希望

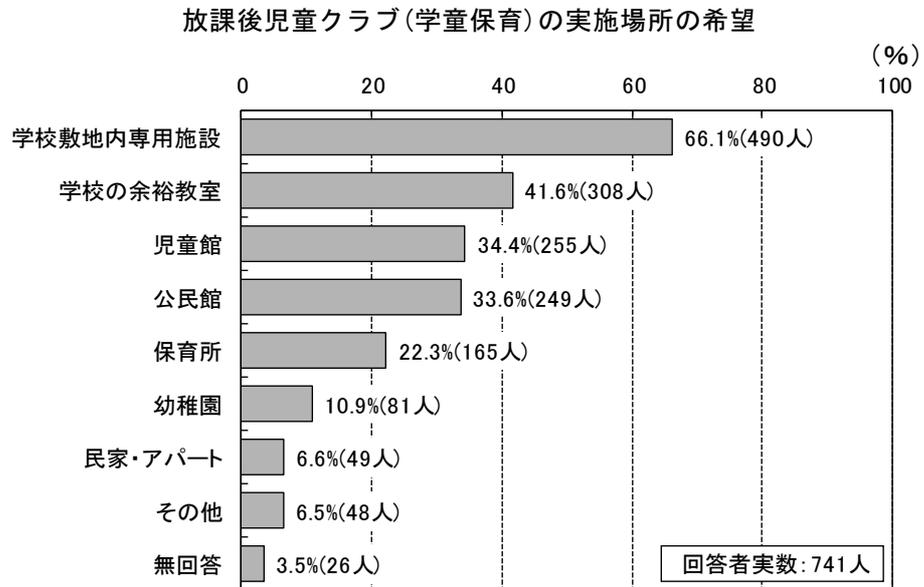


放課後児童クラブ(学童保育)の利用料の希望  
(利用料金がかかるから)



## E) 放課後児童クラブ(学童保育)の実施場所の希望

放課後児童クラブの実施を希望する場所について尋ねてみると、「学校敷地内専用施設」が66.1%と最も高く、次いで「学校の余裕教室」(41.6%)となっており、学校敷地内や学校施設の活用による放課後の居場所の確保が高く求められています。

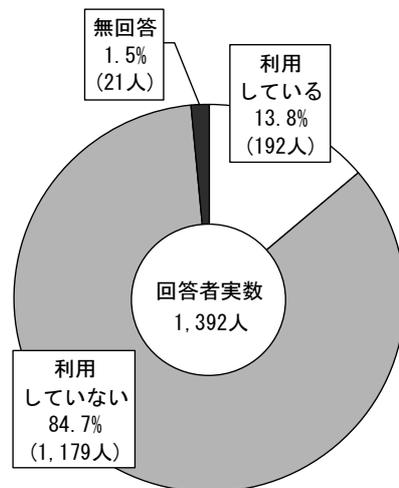


③児童館の利用について

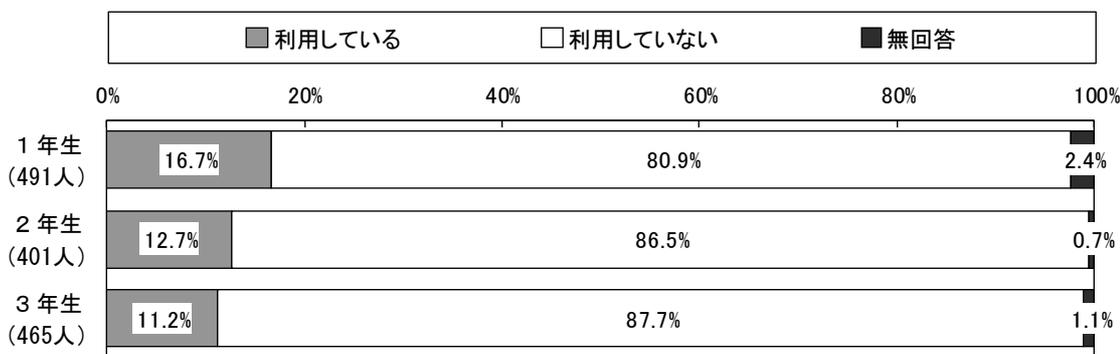
7) 児童館の利用状況

現在、児童館を利用している割合は 13.8%であり、1年生が 16.7%、2年生が 12.7%、3年生が 11.2%と、学年が上がるとともに緩やかに減少しています。

児童館の利用状況



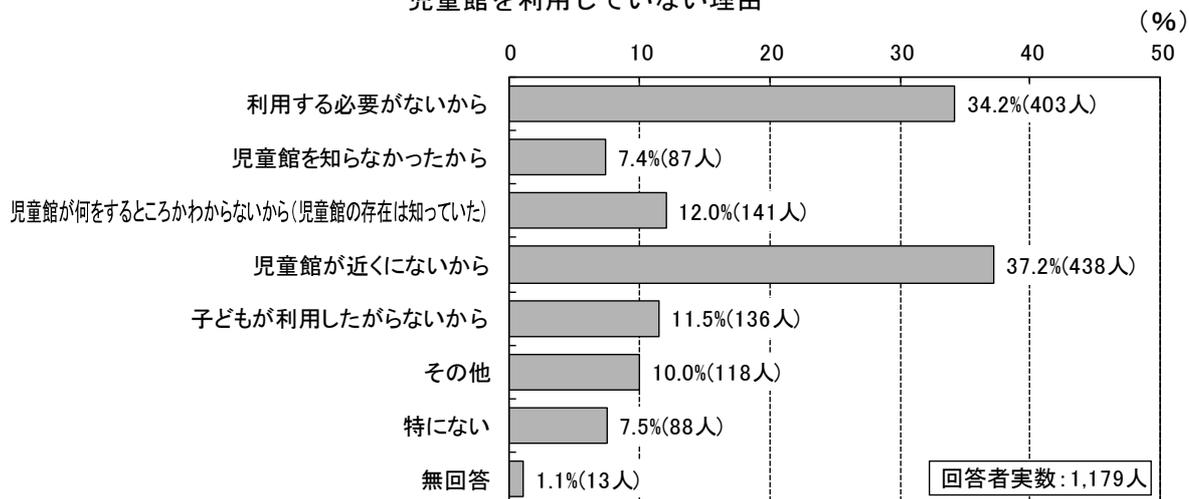
学年別 児童館の利用状況



1) 児童館を利用していない理由

児童館を利用していない理由では、「児童館が近くにないから」が 37.2%と最も高くなっています。この声を小学校区別に見ると、中原小学校区が 65.8%と6割を超え、南原小学校区(53.2%)、赤道小学校区(50.0%)、伊波小学校区(49.6%)、勝連小学校区(48.4%)、兼原小学校区(47.9%)、川崎小学校区(47.6%)が5割前後を占めています。

児童館を利用していない理由



## (5) 自由回答のまとめ

### ① 就学前児童保護者調査結果より

回収数 1,306 件のうち、自由回答への記入は 531 件ありました。自由回答への記入率は 40.6%となっています。

自由回答の中から、全体的な傾向をまとめると、下記に関する声が多くみられました。

- ・受け入れ体制の拡充
- ・育児休業復帰のタイミングと保育の開始時期
- ・下の子の産休明けや保育園に入園できない時にきょうだい児の保育園の退園は避けてほしい
- ・保育士の給与や働く環境を良くして確保してほしい
- ・土曜日の保育について（用事や急な仕事、親のリフレッシュ等で保育園に預けたいが、勤務証明書がないと預けられない、要望した際に保育園の反応に不満など）
- ・公園を増やしてほしい、整備してほしい
- ・経済的負担の軽減
- ・市内の子育てに関する情報を集めてもっと発信してほしい
- ・妊娠中や育児をサポートする(休みを取りやすい、時短勤務など)職場環境の改善

就学前児童保護者では、特に、待機児童に関する記述が多く、希望の園に入れなかったり、きょうだい別々の園に通わざるを得なかったという声も多くありました。また、就労したいが、保育園に入れなかったために就労できないといった声もありました。

産後休暇後や育児休業中ではきょうだい児が退園になることや、年度途中の入園が難しい状況であるため、『育休期間を短縮して仕事復帰した』、『認可外保育施設へ転園した』、『退職を余儀なくされた』などの声があり、このような状況への改善が強く求められています。

また、保育士の確保についても声が多く、労働環境や待遇面などを改善し、人材確保による子どもの受け入れ体制拡充も望まれています。

公園の整備に関しては、具志川・高江洲・具志川東・石川・与勝・与勝第二の中学校区では新規の公園整備を求める声が多く、あげな・高江洲・与勝の中学校区では既存の公園の遊具修繕などを望む声が見られました。

その他には、妊娠中や育児をサポートする職場環境(休みを取りやすい、時短勤務など)の改善についても声があり、子育てと仕事を両立するための職場環境づくりも求められています。

## ②小学校低学年保護者調査結果より

回収数 1,392 件のうち、自由回答への記入は 346 件ありました。自由回答への記入率は 24.8%となっています。

自由回答の中から、全体的な傾向をまとめると、下記に関する声が多くみられました。

- 児童館をつかってほしい
- 学校の近くに安心して遊びや勉強ができる場がほしい
- 公民館を利用しやすくして遊びや学びができる場にしてほしい
- 校内に学童がほしい
- 放課後の教室や体育館などを開放して、居場所づくりをしてほしい
- 公園が少ないからつかってほしい、今の公園を整備してほしい
- 夏休みの間の放課後児童クラブを利用できるようにしてほしい
- 放課後児童クラブの料金を安くしてほしい
- 給食費を無料または安くしてほしい
- 先生の負担を軽減してほしい

小学生の保護者では、子どもが地域の中で安全に遊べる場所を望む声が多く寄せられました。その中でも、特に多かった声が児童館の設置であり、高江洲中学校区や具志川東中学校区など多数の中学校区で求める声が目立ちます。設置場所として子どもが歩いて行ける距離にあってほしい、各小学校区に建ててほしいとの声が多くありました。

児童館以外では、既存の公民館を活用して、世代間交流も兼ねた様々な学びや習い事の提案のほか、放課後の学校施設を開放した居場所づくり、また校内への放課後児童クラブの設置を求める声も多く見られました。さらに、居場所に関しては、長期休み中、安全に子どもたちが過ごせる(預けられる)場所がないといった課題から、長期休み中のみ放課後児童クラブの利用を望む声もあり、地域の中で多様かつ安心できる居場所の確保について検討する必要があります。

既存の公園の整備については、与勝中学校区や具志川中学校区、石川中学校区などで遊具の修繕、清潔でキレイなトイレを求める声がありました。また、新規の公園整備については、与勝中学校区や具志川東中学校区、高江洲中学校区、彩橋中学校区、与勝第二中学校区で望む声が見られました。

その他、放課後児童クラブ利用料の補助や給食費の無料など経済的な支援を求める声、教員の負担軽減等のためにクラス生徒数の調整(人数減)や教員の増員を願う声もありました。

## 5. 課題

第1期子ども・子育て支援事業計画の実施状況とニーズ調査結果を基に、第2期計画の基本施策ごとに課題をまとめています。

### 【基本目標1：安心して子育てできる環境】

#### 1. 子ども・子育て支援事業の整備

##### (1) 教育・保育事業

- ・ 保育所の新規整備や受け入れ枠の拡大を行っていますが、待機児童解消には至っていない状況にあります。特に3号認定（1、2歳児）の待機児童が多い状況です。
- ・ 幼稚園での保育を必要とする1号認定の受け入れがあります。本来の2号認定として保育が受けられるよう教育・保育施設の確保が必要です。
- ・ ニーズ調査の結果からは母親の就労希望率が86.7%と高くなっており、教育・保育施設への入所希望率の増加が見込まれます。しかし、人口推計からの児童数は減少傾向にあることを考慮して整備する必要があります。

##### (2) 地域子ども・子育て支援事業

- ・ 各事業においてニーズに対して利用実績が低く周知不足等が原因と考えられます。
- ・ ニーズ調査より、「定期的な教育・保育サービス」を利用している方で1日の利用希望時間が11時間以上と答えた割合は8.7%となっており、日曜・祝日の利用希望は28.7%となっています。就労形態に対応できるような延長保育の実施が課題となっています。
- ・ 病後児保育も平成31年度より実施していますが、登録者はいますが活用が少ない状況にあります。新規事業のため、利用方法なども含めた事業の周知が必要です。
- ・ ファミリー・サポート・センターでは緊急なケースなどで対応が厳しい場合もあるため、子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施の検討が必要となっています。
- ・ 妊娠期の課題として妊娠届を行わず、妊婦健康診査を受けないまま出産に至る方がいます。
- ・ 妊婦健康診査の結果では、沖縄県と比較して妊娠高血圧症候群等の有所見率が高いなどがあります。
- ・ 低出生体重児の出生割合が、国・沖縄県に比べて高い状況があります。

## 2. 子ども・子育て支援事業関連施策

### (1) 幼児期の教育・保育の一体的提供、推進

- ・人材確保についての施策を実施していますが、幼稚園教諭、保育士不足により確保が厳しい状況にあります。
- ・幼児教育と保育における課題等の共通理解に必要な幼稚園教諭と保育士との合同研修の実施が少ない状況です。

### (2) ニーズに対応した教育・保育事業の円滑な利用の確保

- ・保育室の確保ができず、5歳児保育を実施できていない保育施設があります。

### (3) 子どもの居場所づくり

#### ① 新・放課後子ども総合プランの推進

- ・放課後児童クラブにおいて、毎年利用ニーズが増加しており待機児童が生じています。
- ・放課後子ども教室では利用希望は多いものの、地域のサポーターが少なく円滑な実施ができない等の課題があります。
- ・放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的実施について、各小学校により放課後子ども教室の取り組み方に違いがあり、また、ほとんどの放課後児童クラブが学校へ隣接していないため、事業を始めるにあたっての関係機関への丁寧な調整等が必要となっています。

#### ② 放課後の居場所における人材確保

- ・放課後児童支援員の認定資格研修においては経験年数による研修受講要件を満たす必要がありますが、年数が足りず研修を受講できないなど、支援員の確保が厳しい状況にあります。
- ・放課後子ども教室のサポーターについて、新規の人材確保が厳しい状況があります。

#### ③ 児童館の整備と機能の充実

- ・児童館の整備については、既存施設の活用や併設のどちらについても、場所や時期等について関係課との調整・連携が必要であり、検討はしているもののすぐに実施するのが困難な状況となっています。
- ・中高生を対象に仲間づくりをとおして自主性や社会性が育つような取組を行う事業計画がまだ少ない状況です。

**【基本目標2：子どもの育ちを見守る環境】****(1) 子育てのための相談・支援の充実**

- ・妊娠・出産・育児期は、行政や医療機関・子育て支援機関などがそれぞれで支援を行っているが、つなぎ支援が途切れる部分がみられます。
- ・核家族化等による家庭機能の低下や孤立化、子どもと接したことのないままに親となり子育ての困り感を生じる方、就労や育児による多忙など子育て環境も多様化する中、妊娠・出産・育児期を支えるサービスが少ない状況です。
- ・相談窓口には日本語を話せない方が増加傾向にあり、多言語コミュニケーションの対応に苦慮する場面があります。
- ・市民が子育て支援サービスを利用しやすいよう、各事業の周知が必要となっています。
- ・乳幼児健康診査においては、沖縄県平均と比較し受診率が低く、特に幼児期の最終健診となる3歳児健診について改善を図る必要があります。
- ・日曜健診を望む声がありますが、健診スタッフの確保が困難な状況にあります。
- ・MR（麻しん風しん混合）予防接種について、まん延を防止することができるとされている接種率95%に2期が達していません。
- ・食物アレルギーに関する連絡会・相談会を実施しているが、一部の学校・保護者との情報共有となっているので全学校との連携が必要となっています。
- ・十代の妊娠・出産の割合が国・沖縄県に比べて高く、妊娠中の健康管理や、子育て支援、生活の自立に向けた支援体制が必要となっています。
- ・多胎妊娠は、早産予防等母体管理のため健診回数が多く、受診費用について自己負担が多くかかる現状があります。

**(2) 児童虐待防止対策の充実**

- ・支援が必要な児童の背景が複雑に絡み合い、家庭児童相談室だけでは解決できないケースが増えており、関係機関の連携強化を図る必要があります。
- ・核家族化や地域におけるつながりの希薄化など家庭の変容や家庭を取り巻く社会状況の変化の中、養育支援を必要とする家庭が増加すると考えられるため、その支援が必要な世帯の把握を行う必要があります。
- ・被虐待児童の心身の回復へ長期的な支援が必要となっています。
- ・市内各小中学校に、沖縄県事業のスクールカウンセラーが配置（週1～2回程度）されていますが、対応が十分にできていない状況にあります。また、本市の事業としてスクールソーシャルワーカーを配置していますが、市内小中学校（26校）に対し4名の配置となっており、スクールソーシャルワーカーの増員が必要となっています。

**(3) ひとり親家庭の支援の充実**

- ・ひとり親家庭の自立にむけた事業の周知がまだ十分ではありません。

## (4) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

- 障がい児等特別な支援が必要な子どものライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築が必要となっています。
- 教育・保育施設や放課後児童クラブにおいて、加配保育士等の確保が厳しい状況があります。
- 就学前の子どもの発達に関する相談は「のびのび相談」で対応しており、相談の契機としては、乳幼児健診のほか、保育所や幼稚園からの勧め、また保護者が直接希望される場合も増えています。現在希望者が多く、待機期間が発生しています。

## (5) 仕事と家庭生活との調和の実現(ワークライフバランス)のための働き方の見直し

- ニーズ調査から、母親について「育児休業を取得しなかった理由」では「子育てや家事に専念するため退職した」31.3%、次に「職場に育児休業の制度がなかった」26.1%となっています。

「仕事と子育ての両立のため大変だと感じること」では「仕事で疲れて子育ての余力がない」51.5%、次に「子どもと接する時間が少ない」41.9%となっています。

「仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組み」では「子どもが病気やけがの時などに休暇を取れる環境」75.9%、次に「妊娠中、育児期間中の勤務を軽減する(フレックスタイム、短時間労働制度等)」59.4%となっています。

(P.69「⑥育児休業等について」より再掲)

- 子育て家庭が求めていることに対し、働く環境が対応できていない現状があります。

## 第1章 基本目標1：安心して子育てできる環境

## ■ 子ども・子育て支援事業の整備

## 1. 教育・保育事業

小学校就学前の子どもを持つ子育て世帯の支援を図るため、ニーズ調査結果に基づいた見込み量に対する確保を図り、安心して子育てができるよう環境整備を推進します。

就学前児童が教育・保育施設等を利用するときに、子どもの年齢や保育の必要性等に基づいて認定を受け、その認定区分に応じて、利用できる施設があります。

認定区分	お子さんの年齢	保育の必要要件	給付の内容	利用できる施設
1号認定子ども 満3歳以上の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	満3歳以上 (3～5歳)	なし	・教育標準時間 (4時間)	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭で保育を受けることが困難であるもの	満3歳以上 (3～5歳)	あり (保護者の就労等)	・保育標準時間 (11時間) ・保育短時間 (8時間)	保育所 認定こども園 幼稚園 (預かり保育利用)
3号認定子ども 満3歳未満の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭で保育を受けることが困難であるもの	満3歳未満 (0～2歳)	あり (保護者の就労等)	・保育標準時間 (11時間) ・保育短時間 (8時間)	保育所 認定こども園 地域型保育 (小規模保育所等)

## (1) 量の見込みと確保方策

区域ごとのニーズ量に対応した整備を基本とし、本市全体で待機児童が解消されるよう整備します。

市立幼稚園については、『うるま市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等基本計画』に基づき、市立幼稚園の認定こども園移行を順次進めています。教育と保育の一体的提供による共働き家庭のニーズへの対応及び3～5歳児の教育・保育の提供体制を整備します。(P.101に記載)

保育ニーズに対しては、既存の認可保育園や公私連携型認定こども園の分園、地域型保育事業の新設を行うとともに、3歳児以上は市立幼稚園から認定こども園への移行により2号認定の受け入れを行います。

特に待機児童の多い3号認定(1、2歳児)の保育ニーズに対しては、認可保育園等の新設や分園の整備により、受け入れを行います。

①うるま市全体

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	303	628	625	626	627	629
②確保方策	740	749	786	816	816	816
特定教育・保育施設※ <sup>1</sup>	450	459	496	526	526	526
(うち認定こども園)	60	188	313	526	526	526
確認を受けない幼稚園※ <sup>2</sup>	290	290	290	290	290	290
②-①	437	121	161	190	189	187

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,907	3,454	3,439	3,440	3,449	3,462
2号教育	411	779	776	776	778	781
2号保育	2,496	2,675	2,663	2,664	2,671	2,681
②確保方策	3,046	3,674	3,774	3,759	3,759	3,759
特定教育・保育施設	3,038	3,666	3,766	3,751	3,751	3,751
(うち認定こども園)	125	497	802	1,334	1,334	1,334
企業主導型保育事業所※ <sup>3</sup>	8	8	8	8	8	8
②-①	139	220	335	319	310	297

3) 3号認定（0歳児）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	454	492	489	487	486	485
②確保方策	528	591	621	654	666	666
特定教育・保育施設	419	476	494	527	539	539
地域型保育事業※ <sup>4</sup>	97	97	109	109	109	109
企業主導型保育事業所	12	18	18	18	18	18
②-①	74	99	132	167	180	181

4) 3号認定（1・2歳児）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,707	1,977	2,064	2,121	2,181	2,244
②確保方策	1,775	1,987	2,133	2,265	2,331	2,331
特定教育・保育施設	1,548	1,748	1,832	1,964	2,030	2,030
地域型保育事業	189	189	251	251	251	251
企業主導型保育事業所	38	50	50	50	50	50
②-①	68	10	69	144	150	87

※1 「特定教育・保育施設」は、市立幼稚園、認可保育所及び認定こども園(公立含む)。

※2 「確認を受けない幼稚園」とは、施設型給付の支援を受けない施設。

※3 「企業主導型保育事業所」とは、企業が従業員等のために設置する保育所で内閣府が運営費等を助成し運営する保育所。(確保方策に含むことが可能)

※4 「地域型保育事業」＝小規模保育事業所及び事業所内保育事業。

## ②あげな中学校区域

## 1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	27	123	128	128	126	120
②確保方策	278	270	270	270	270	270
特定教育・保育施設※ <sup>1</sup>	93	85	85	85	85	85
（うち認定こども園）	45	69	69	85	85	85
確認を受けない幼稚園※ <sup>2</sup>	185	185	185	185	185	185
②-①	251	147	142	142	144	150

## 2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	452	642	662	665	656	631
2号教育	55	152	157	156	155	149
2号保育	397	490	505	509	501	482
②確保方策	437	455	455	455	455	455
特定教育・保育施設	437	455	455	455	455	455
（うち認定こども園）	80	131	131	170	170	170
企業主導型保育事業所※ <sup>3</sup>	0	0	0	0	0	0
②-①	-15	-187	-207	-210	-201	-176

## 3) 3号認定（0歳児）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	43	75	75	74	74	73
②確保方策	52	52	58	64	64	64
特定教育・保育施設	35	35	41	47	47	47
地域型保育事業※ <sup>4</sup>	12	12	12	12	12	12
企業主導型保育事業所	5	5	5	5	5	5
②-①	9	-23	-17	-10	-10	-9

## 4) 3号認定（1・2歳児）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	232	388	380	396	408	417
②確保方策	250	250	274	310	310	310
特定教育・保育施設	214	214	238	274	274	274
地域型保育事業	24	24	24	24	24	24
企業主導型保育事業所	12	12	12	12	12	12
②-①	18	-138	-106	-86	-98	-107

※1 「特定教育・保育施設」は、市立幼稚園、認可保育所及び認定こども園（公立含む）。

※2 「確認を受けない幼稚園」とは、施設型給付の支援を受けない施設。

※3 「企業主導型保育事業所」とは、企業が従業員等のために設置する保育所で内閣府が運営費等を助成し運営する保育所。（確保方策に含むことが可能）

※4 「地域型保育事業」＝小規模保育事業所及び事業所内保育事業。

③具志川中学校区域

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	77	127	124	121	117	121
②確保方策	78	75	86	90	90	90
特定教育・保育施設※1	78	75	86	90	90	90
(うち認定こども園)	0	30	69	90	90	90
確認を受けない幼稚園※2	0	0	0	0	0	0
②-①	1	-52	-38	-31	-27	-31

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	731	652	631	617	600	615
2号教育	64	157	153	149	145	150
2号保育	667	495	478	468	455	465
②確保方策	779	899	923	939	939	939
特定教育・保育施設	778	898	922	938	938	938
(うち認定こども園)	0	125	216	270	270	270
企業主導型保育事業所※3	1	1	1	1	1	1
②-①	48	247	292	322	339	324

3) 3号認定（0歳児）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	110	84	83	83	81	80
②確保方策	144	159	165	174	174	174
特定教育・保育施設	108	123	123	132	132	132
地域型保育事業※4	34	34	40	40	40	40
企業主導型保育事業所	2	2	2	2	2	2
②-①	34	75	82	91	93	94

4) 3号認定（1・2歳児）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	463	332	356	372	381	387
②確保方策	478	550	562	598	598	598
特定教育・保育施設	395	467	467	503	503	503
地域型保育事業	71	71	83	83	83	83
企業主導型保育事業所	12	12	12	12	12	12
②-①	15	218	206	226	217	211

※1「特定教育・保育施設」は、市立幼稚園、認可保育所及び認定こども園(公立含む)。

※2「確認を受けない幼稚園」とは、施設型給付の支援を受けない施設。

※3「企業主導型保育事業所」とは、企業が従業員等のために設置する保育所で内閣府が運営費等を助成し運営する保育所。(確保方策に含むことが可能)

※4「地域型保育事業」=小規模保育事業所及び事業所内保育事業。

## ④高江洲中学校区域

## 1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	40	81	86	87	91	93
②確保方策	48	61	67	82	82	82
特定教育・保育施設※ <sup>1</sup>	48	61	67	82	82	82
（うち認定こども園）	0	39	67	82	82	82
確認を受けない幼稚園※ <sup>2</sup>	0	0	0	0	0	0
②－①	8	-20	-19	-5	-9	-11

## 2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	426	556	592	601	622	636
2号教育	91	149	157	160	166	169
2号保育	335	407	435	441	456	467
②確保方策	423	588	614	614	614	614
特定教育・保育施設	423	588	614	614	614	614
（うち認定こども園）	0	96	173	233	233	233
企業主導型保育事業所※ <sup>3</sup>	0	0	0	0	0	0
②－①	-3	32	22	13	-8	-22

## 3) 3号認定（0歳児）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	64	83	85	88	91	95
②確保方策	77	92	110	116	122	122
特定教育・保育施設	65	74	86	92	98	98
地域型保育事業※ <sup>4</sup>	12	12	18	18	18	18
企業主導型保育事業所	0	6	6	6	6	6
②－①	13	9	25	28	31	27

## 4) 3号認定（1・2歳児）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	279	360	384	405	430	457
②確保方策	282	336	427	463	487	487
特定教育・保育施設	258	300	360	396	420	420
地域型保育事業	24	24	55	55	55	55
企業主導型保育事業所	0	12	12	12	12	12
②－①	3	-24	43	58	57	30

※1 「特定教育・保育施設」は、市立幼稚園、認可保育所及び認定こども園（公立含む）。

※2 「確認を受けない幼稚園」とは、施設型給付の支援を受けない施設。

※3 「企業主導型保育事業所」とは、企業が従業員等のために設置する保育所で内閣府が運営費等を助成し運営する保育所。（確保方策に含むことが可能）

※4 「地域型保育事業」＝小規模保育事業所及び事業所内保育事業。

⑤具志川東中学校区域

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	36	98	98	101	104	104
②確保方策	36	65	79	79	79	79
特定教育・保育施設※ <sup>1</sup>	36	65	79	79	79	79
(うち認定こども園)	0	15	51	79	79	79
確認を受けない幼稚園※ <sup>2</sup>	0	0	0	0	0	0
②-①	0	-33	-19	-22	-25	-25

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	406	504	510	518	533	537
2号教育	41	79	80	82	84	84
2号保育	365	425	430	436	449	453
②確保方策	364	521	557	557	557	557
特定教育・保育施設	364	521	557	557	557	557
(うち認定こども園)	0	60	144	211	211	211
企業主導型保育事業所※ <sup>3</sup>	0	0	0	0	0	0
②-①	-42	17	47	39	24	20

3) 3号認定（0歳児）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	111	78	77	77	78	78
②確保方策	115	127	127	127	133	133
特定教育・保育施設	100	112	112	112	118	118
地域型保育事業※ <sup>4</sup>	15	15	15	15	15	15
企業主導型保育事業所	0	0	0	0	0	0
②-①	4	49	50	50	55	55

4) 3号認定（1・2歳児）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	240	320	334	335	344	358
②確保方策	242	272	272	272	314	314
特定教育・保育施設	220	250	250	250	292	292
地域型保育事業	22	22	22	22	22	22
企業主導型保育事業所	0	0	0	0	0	0
②-①	2	-48	-62	-63	-30	-44

※1 「特定教育・保育施設」は、市立幼稚園、認可保育所及び認定こども園(公立含む)。

※2 「確認を受けない幼稚園」とは、施設型給付の支援を受けない施設。

※3 「企業主導型保育事業所」とは、企業が従業員等のために設置する保育所で内閣府が運営費等を助成し運営する保育所。(確保方策に含むことが可能)

※4 「地域型保育事業」＝小規模保育事業所及び事業所内保育事業。

## ⑥石川区域

## 1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	69	113	107	109	107	109
②確保方策	177	172	172	183	183	183
特定教育・保育施設※ <sup>1</sup>	72	67	67	78	78	78
（うち認定こども園）	0	0	0	78	78	78
確認を受けない幼稚園※ <sup>2</sup>	105	105	105	105	105	105
②-①	108	59	65	74	76	74

## 2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	507	630	595	603	591	600
2号教育	59	140	132	134	131	133
2号保育	448	490	463	469	460	467
②確保方策	577	732	732	701	701	701
特定教育・保育施設	570	725	725	694	694	694
（うち認定こども園）	0	0	0	182	182	182
企業主導型保育事業所※ <sup>3</sup>	7	7	7	7	7	7
②-①	70	102	137	98	110	101

## 3) 3号認定（0歳児）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	75	103	103	101	100	99
②確保方策	93	105	105	117	117	117
特定教育・保育施設	70	82	82	94	94	94
地域型保育事業※ <sup>4</sup>	18	18	18	18	18	18
企業主導型保育事業所	5	5	5	5	5	5
②-①	18	2	2	16	17	18

## 4) 3号認定（1・2歳児）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	307	350	371	377	384	391
②確保方策	332	384	403	427	427	427
特定教育・保育施設	282	334	334	358	358	358
地域型保育事業	36	36	55	55	55	55
企業主導型保育事業所	14	14	14	14	14	14
②-①	25	34	32	50	43	36

※1 「特定教育・保育施設」は、市立幼稚園、認可保育所及び認定こども園（公立含む）。

※2 「確認を受けない幼稚園」とは、施設型給付の支援を受けない施設。

※3 「企業主導型保育事業所」とは、企業が従業員等のために設置する保育所で内閣府が運営費等を助成し運営する保育所。（確保方策に含むことが可能）

※4 「地域型保育事業」＝小規模保育事業所及び事業所内保育事業。

⑦与那城・勝連区域

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	54	86	82	80	82	82
②確保方策	123	106	112	112	112	112
特定教育・保育施設※ <sup>1</sup>	123	106	112	112	112	112
（うち認定こども園）	15	35	57	112	112	112
確認を受けない幼稚園※ <sup>2</sup>	0	0	0	0	0	0
②-①	69	20	30	32	30	30

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	385	470	449	436	447	443
2号教育	101	102	97	95	97	96
2号保育	284	368	352	341	350	347
②確保方策	466	479	493	493	493	493
特定教育・保育施設	466	479	493	493	493	493
（うち認定こども園）	45	85	138	268	268	268
企業主導型保育事業所※ <sup>3</sup>	0	0	0	0	0	0
②-①	81	9	44	57	46	50

3) 3号認定（0歳児）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	51	69	66	64	62	60
②確保方策	47	56	56	56	56	56
特定教育・保育施設	41	50	50	50	50	50
地域型保育事業※ <sup>4</sup>	6	6	6	6	6	6
企業主導型保育事業所	0	0	0	0	0	0
②-①	-4	-13	-10	-8	-6	-4

4) 3号認定（1・2歳児）

	平成31年度 (令和1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	186	227	239	236	234	234
②確保方策	191	195	195	195	195	195
特定教育・保育施設	179	183	183	183	183	183
地域型保育事業	12	12	12	12	12	12
企業主導型保育事業所	0	0	0	0	0	0
②-①	5	-32	-44	-41	-39	-39

※1「特定教育・保育施設」は、市立幼稚園、認可保育所及び認定こども園（公立含む）。

※2「確認を受けない幼稚園」とは、施設型給付の支援を受けない施設。

※3「企業主導型保育事業所」とは、企業が従業員等のために設置する保育所で内閣府が運営費等を助成し運営する保育所。（確保方策に含むことが可能）

※4「地域型保育事業」＝小規模保育事業所及び事業所内保育事業。

## 2. 地域子ども・子育て支援事業

教育・保育施設のみならず、地域に暮らすすべての子育て世帯の支援を図るため、新制度に示されている地域子ども・子育て支援事業については、ニーズ調査結果に基づいた見込量に対する確保を図り、安心して子育てできるように環境整備を推進します。

### (1) 量の見込みと確保方策

#### ① 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現在実施している延長保育は保育時間前後の1時間が主流であるため、保護者の多様な就労形態に対応し、また保護者のニーズにあわせた延長保育の実施ができるよう取り組みます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	利用人数	2,488	2,623	2,754	2,893	3,038
確保方策	人	2,488	2,623	2,754	2,893	3,038
	箇所	全園	全園	全園	全園	全園

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭などの留守家庭で小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

第2期ニーズ調査の結果から利用ニーズは令和6年度まで増え続けており、なおも確保量が不足します。

令和2年度に2箇所、令和4年度に1箇所の公設学童クラブを開設します。その他、不足している地域へ公設若しくは民設での設置を検討し、待機児童の解消を行います。

	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の 見込み	合計	人	2,460	2,465	2,496	2,503
低学年		人	1,787	1,788	1,830	1,841	1,839
高学年		人	673	677	666	662	667
1年生		人	756	757	774	779	779
2年生		人	529	529	542	545	544
3年生		人	502	502	514	517	516
4年生		人	339	341	335	333	336
5年生		人	192	193	190	189	190
6年生		人	142	143	141	140	141
確保方策	人		2,478	2,478	2,518	2,518	2,558
	箇所		50	50	51	51	52
	クラス単位		70	70	71	71	72

【区域別の整備目標】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
あげな 中学校区域	見込み	495	491	491	499	506
	確保量	554	554	554	554	554
具志川 中学校区域	見込み	479	483	486	497	490
	確保量	480	480	480	480	480
高江洲 中学校区域	見込み	388	398	425	440	465
	確保量	460	460	460	460	460
具志川東 中学校区域	見込み	341	345	357	354	356
	確保量	301	301	301	301	341
石川区域	見込み	393	404	397	400	388
	確保量	399	399	399	399	399
与那城・ 勝連区域	見込み	364	344	340	313	301
	確保量	284	284	324	324	324
合計	見込み	2,460	2,465	2,496	2,503	2,506
	確保量	2,478	2,478	2,518	2,518	2,558

## ③地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

ホームページや窓口での情報提供、親子(母子)健康手帳交付時や乳幼児健診会場等での周知を行い、地域子育て支援センターを必要としている世帯への情報提供について、更に取り組みを強化します。

また、今後、認定こども園の増加に伴い、地域の身近な場所で支援センター機能を利用できることとなれば一定の効果が見込まれます。

※なお、認定こども園には子育て相談機能があります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	年間述べ 利用人数	20,019	20,093	19,969	19,895	19,845
確保方策	人	20,019	20,093	19,969	19,895	19,845
	箇所	7	7	7	7	7

## ④一時預かり事業

## 1) 幼稚園型

幼稚園又は認定こども園において、主に在籍園児（1号認定子ども）を対象に実施する預かり保育に係る支援を行う事業です。市立幼稚園で3歳児・4歳児の受入れを行うことに伴い、一時預かり事業の利用希望者数の増加が見込まれ、希望するすべての利用者について、受入れを実施します。また、令和4年度以降は、全ての市立幼稚園が認定こども園に移行するため、一時預かり利用者は認定こども園の1号利用者のみとなり、2号認定者については、認定こども園の保育利用者となります。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定 年間利用	人日	8,256	8,218	8,223	8,245	8,274
	2号認定 年間利用	人日	202,854	202,854	0	0	0
	合計	人日	211,110	211,072	8,223	8,245	8,274
確保方策	年間述べ 利用人数	人日	210,796	209,978	8,223	8,245	8,274
	新規整備 学級数	クラス	全園	全園	全園	全園	全園

2) その他の一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

保育所整備等により保育施設の定員が増える中、定期的な一時預かりの利用希望者は減少する見込みとなっており、冠婚葬祭等、不定期な一時預かりの希望者のニーズに対応し、待機児童の解消後には、既存施設において一時預かりの実施の検討を行います。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		人日	3,116	3,154	3,192	3,228	3,264
確保方策	一時預かり事業 (幼稚園在園児 対象型を除く)	人日	1,416	1,454	1,492	1,528	1,564
		箇所	3	3	3	3	3
	ファミリー・サポ ート・センター (未就学児のみ)	人日	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700

⑤ 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

平成31年度より病後児保育事業を市内2箇所の保育園で実施しています。令和2年度には、病院と隣接した事業所内保育施設で病児・病後児保育事業の実施を予定をしており、3施設で量の見込分の確保を図ります。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		人日	486	506	524	542	557
確保方策	人日	486	506	524	542	557	
	箇所	3	3	3	3	3	

## ⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター〈就学児のみ〉）

小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

広報やホームページ、乳幼児健診時において、事業の周知に取り組みます。合わせて、保育サポーター養成講座を行い、援助会員の更なる確保に努めます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （就学児）	人日	1,844	1,844	1,844	1,844	1,844
確保方策	人日	1,450	1,550	1,650	1,750	1,844

## ⑦子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等など保護を適切に行うことができる施設において、一定期間の養育・保護を行う事業です。

ショートステイが提供できる施設の確保に努め、保護者のニーズに対応できるよう事業実施に向けて取り組みます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	49	49	49	49	49
確保方策	人日	49	49	49	49	49
	箇所	1	1	1	1	1

⑧利用者支援事業（子育て世代包括支援センターだいすき）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育ての支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健及び育児に関する相談等に適切に対応し、切れ目のない子育て支援に取り組みます。

- (1) 妊娠、出産、産後及び子育て期の期間を通じて妊産婦等の支援に必要な情報を継続的に把握します。
- (2) 妊娠、出産及び子育てに関する相談並びに情報提供、その他対象者に必要なサービスにつなぐ支援を行います。
- (3) 子育て支援を必要とする妊産婦等を早期に把握し、関係機関と連絡調整を行い、必要に応じて支援プランを策定して継続的な支援の管理を行います。
- (4) 地域の保健医療または福祉の関係機関等との包括的な支援の提供とネットワークづくりに取り組みます。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		箇所	1	1	1	1	1
確保方策	基本型	箇所	1	1	1	1	1
	特定型	箇所					
	母子保健型	箇所	1	1	1	1	1

※基本型と母子保健型をあわせて実施しています。

⑨乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

産後早期に関わることで、母親の育児不安の解消、子育て情報の提供に努めます。また、訪問指導等の結果、継続的な支援が必要な場合は、引き続き支援を行います。

訪問の同意が得られず、養育環境の把握や子育てに関する情報提供ができていない家庭への対応について検討し、子どもが生まれたすべての家庭を訪問できるよう取り組みます。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		人	1,304	1,297	1,291	1,289	1,287
確保方策		人	1,304	1,297	1,291	1,289	1,287

## ⑩ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、該当家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

乳児家庭全戸訪問事業等から支援が必要な家庭を早期に把握し、個別の状況に応じた支援計画に基づき、養育に関する指導・助言や家事援助などを行います。また、支援者に対し、調整会議等を開催し、本事業の役割を明確化します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	20	20	20	20	20
確保方策	人	20	20	20	20	20

## ⑪ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワークの連携強化を図り、要保護児童への対策を強化する事業です。

訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

## ⑫ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査結果に対し必要に応じた保健指導を実施します。

妊娠に気づいたら早期に届け出を行い、妊娠初期から健診や保健指導等適切な健康管理が受けられるよう周知を図ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人回	15,888	15,814	15,790	15,765	15,716
確保方策	人回	15,888	15,814	15,790	15,765	15,716

### ⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

対象者：教育：低所得世帯（第1～3階層）

保育：生活保護世帯（第1階層）

対象経費：教育 ①給食費（副食材料費）、②教材費・行事費等

保育 ①教材費・行事費等

教育・保育施設と連携し、事業の周知を図り、対象世帯すべてに円滑な事業の実施に努めます。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	教育	人	73	73	73	73	73
	保育	人	11	14	14	14	14
確保方策	教育	人	73	73	73	73	73
	保育	人	11	14	14	14	14

■ 子ども・子育て支援事業関連施策

3. 幼児期の教育・保育の一体的提供、推進

幼児期の教育・保育施設等の充実に当たっては、1・2歳児を中心とした待機児童が存在しており、この解消のために量的な確保を進める必要があります。さらに、幼児教育への高い関心とともに保育ニーズへの対応が求められており、保育園等による受け入れ体制の確保と、市立幼稚園の認定こども園移行による教育と保育の一体的提供を推進します。

また、量的確保とともに質の確保も重要であり、現在も幼稚園、保育園それぞれの研修等資質向上が進められています。教育・保育施設等が同じ方向性を持った質の確保が図れるように教育・保育施設等及び小学校が一体となり、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校の連携を図り、資質向上に努めます。

(1) 認定こども園の普及についての基本的考え方

保護者が安心して子育てしやすい「うるま市」を目指し、就学前の年齢ごとの子どもの育ちに対応する質の高い教育・保育の提供を図るとともに、保護者の多様なニーズに対応できる教育・保育施設の展開が重要となっています。加えて、国の進める幼児教育・保育の無償化に伴い想定される教育・保育施設の利用拡大に対応する供給体制を整備し、市内の3～5歳児が誰でも安心して教育・保育が受けられる環境づくりを図る必要があります。

このため、本市では市立幼稚園の拡充による3～5歳児の教育・保育の確保を推進するとともに、市立幼稚園の認定こども園移行により、教育・保育の両面のニーズに対応できる施設を増やし、幼児教育・保育環境の充実を図ります。

移行後の認定こども園の運営については、地域の実情等に応じて「公設公営」「公設民営」「民設民営」を検討・決定します。

参照：うるま市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等基本計画より

■ 市立幼稚園等の認定こども園移行スケジュール

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
移行個所数(園)	公営			1	5
		伊波幼稚園・あげな幼稚園・与那城幼稚園・南原幼稚園・赤道幼稚園・具志川幼稚園			
	民営	2	3	3	3
		天願こども園・平敷屋かなさこども園	中原幼稚園 川崎幼稚園 彩橋幼稚園	田場幼稚園 高江洲幼稚園 勝連幼稚園	宮森幼稚園 城前幼稚園 兼原幼稚園
計	2	3	4	8	

※公営＝市立認定こども園 民営＝公設民営又は民設民営（すべて公私連携幼保連携型認定こども園）

(2) 教育・保育の質の確保

① 研修等の充実

保育士、幼稚園教諭及び保育教諭の研修を実施し、幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。さらに合同研修機会を増やすことで、市内の保育施設全体の資質向上や同じ方向性を持った教育・保育が行われるように努めます。

また、保育資格のない保育従事者に対しても、より十分な職員研修を行い資質の向上を図る機会を設けます。

乳幼児理解に基づいた教育課程・保育課程等を作成し、遊びを通して子どもの発達や学びの連続性が保障されるよう取り組みます。

※保育教諭とは、保育士資格と幼稚園教諭免許状の両方を持ち、幼保連携型認定こども園で働く職員のことです。

② 教育・保育に関する評価、適正運営等の指導

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して、定期的に自ら提供する教育・保育の質について自己評価を促し、質の向上に努めます。

特定教育・保育施設又は地域型保育事業者として、本市の条例等を遵守し、良質な教育・保育の提供及び適正な運営が行われるよう、関係機関と連携し指導を実施します。

目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
巡回指導	全園	全園	全園	全園	全園

③ 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、市内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行うアドバイザーを配置し、教育・保育の資質向上を図ります。

(3) 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保

教育・保育施設等において、必要とされる職員体制が整えられるように、「保育士試験対策講座」、「保育園見学ツアー」、「保育士合同就職・面接会」の開催、「ハローワークの就職説明会」の参加等により、保育士、保育教諭、幼稚園教諭の確保に努めます。

また、私立保育施設等の保育士確保のため、本市独自事業として「再就職促進支援金」や「保育士宿舍借上げ支援事業」の上乗せ補助を行い、支援に取り組みます。

## (4) 保育園・幼稚園・認定こども園・小学校の連携の充実

幼児と児童の交流の機会を設けたり、保幼小連絡会を通して、小学校教師と保育者との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向けた取り組みを推進します。

目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
研修会の開催（回）	3	3	3	3	3

## (5) 教育・保育施設と地域型保育事業の連携

0～2歳児の地域型保育事業の利用から教育・保育施設利用へと円滑に移行できるように、地域型保育事業者からの保育に関する相談に対する助言や行事などを通じた合同保育による保育内容の支援、保育従事者の病気等による利用児童の受け入れが困難となった場合における代替保育の提供や卒園する児童の優先的な受け入れなどの連携内容を踏まえた連携施設の確保を進め、継続した教育・保育の提供を図ります。

目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連携施設の研修会の開催(回)	2	2	2	2	2

## (6) 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援に努めます。また、事業者等へ、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮に努めるよう促します。

#### 4. ニーズに対応した教育・保育や子育て支援の円滑な利用の確保

保育ニーズにおいては、産後休暇・育児休業明けでの待機児童の解消が課題となっているほか、5歳児保育ニーズに未対応の保育園もあります。また、幼児教育・保育の無償化による影響として1号認定の3歳児からの教育・保育ニーズ増加なども懸念されます。さらに、認可外保育園利用者の中の大半は潜在的な待機児童であり、認可保育園に通えない子にも教育・保育の保障に努める必要があります。

保育サービス以外では、地域の子育て家庭が身近な地域で子育て支援を受けられる環境づくりも必要です。

子育て家庭の多様なニーズに対応できるように、教育・保育施設等や子育て支援について、利用しやすい環境づくりを進めます。

##### (1) ニーズに対応した教育・保育環境の整備等充実

市立幼稚園を全園認定こども園に移行することにより、3～5歳児の連続した教育・保育の確保や保護者のニーズへ対応するための教育と保育の両面の受け入れ環境の整備を図ります。

0歳児や1歳児では産後休暇・育児休業明けで保育所に預けにくい状況があります。今後も、ニーズ調査で把握された潜在的ニーズに基づいて、保育の受け入れ体制を整え、利用しやすい保育環境の整備に努めます。

また、市内の全認可保育園で5歳児までの保育が実施されるように、今後も努めます。

島しょ地域においては、児童数が少ない状況にあり、平安座島に整備される認定こども園及び本島の認可保育所等への利用の案内などを行います。津堅島については、保育のニーズを見極めながら、地域に見合った支援策に努めます。

##### (2) 認可外保育施設への支援

認可外保育施設を利用する児童の処遇向上を図るため「きらめき保育事業」や「新すこやか保育事業」の実施、保育の質の向上を図るための「認可外保育施設職員研修事業」を実施します。

さらに保育施設長や施設職員研修を充実するとともに入所児童の処遇向上を図るため、安全面、衛生面、保育内容等の巡回指導等を実施します。

また、指導監督基準を満たしていない施設について、指導監督基準の達成を支援します。

	事業名	事業内容
1	きらめき保育事業	行事費、教材費の補助
2	新すこやか保育事業	給食費、賠償責任保険料、内科・歯科検診、給食関係職員の検便検査の補助

## 5. 子どもの居場所づくり

子どもたちが健やかに成長するために放課後や学校の長期休暇等、安全・安心に過ごすことができる居場所づくりの推進が重要となります。

新・放課後子ども総合プランを充実し、放課後児童クラブについてはニーズ量に即した整備を進めつつ、よりニーズの高い地域への対応を図り、保護者が安心して就労できる環境を整えます。また、児童館やこどもセンターの機能の充実を図り、発育・発達段階に応じた健全育成を担える施設となることを目指します。

### (1) 新・放課後子ども総合プランの推進

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的または連携して実施に努めます。

#### ① 放課後児童クラブの充実

保護者が共働き等により日中家庭にいない小学生の健全な育成を図るため、ニーズ量に対応した放課後児童クラブの整備を推進します。整備にあたっては、学校や公民館等の公的施設を活用した公設学童クラブの設置を進めます。

また、共働き家庭がより利用しやすいように、開所時間延長をすべての放課後児童クラブで実施できるよう支援します。さらに、放課後児童クラブの質の維持及び向上、適正な運営が行われるように、放課後児童クラブ指導員による支援及び訪問指導の強化を図ります。

#### ② 放課後子ども教室の充実

児童・生徒が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、今後も市内全小学校において、放課後子ども教室の実施を目指します。さらに中学校ではニーズに応じて実施できるよう努めます。

目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校実施数(箇所)	18	18	18	18	18

③放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携、一体的な実施の推進

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施又は各学校の余裕教室の活用による一体的（または連携型）な実施について、現在の1校での実施から令和6年度までに3校へと増加するように努めます。

両事業の実施に関する検討の場である「運営委員会」を開催し、余裕教室等の活用や共通プログラムの検討等取り組みが円滑に進められるよう努めます。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室が離れた場所にある場合の連携による事業の実施について、運営委員会を活用し継続して研究します。

目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一体的実施校(箇所)	1	2	2	3	3

(2) 放課後の居場所における人材確保（放課後児童支援員、地域人材）

放課後児童クラブについては、沖縄県及び関係機関と連携し、「放課後児童支援員認定資格研修（沖縄県）」や「子育て支援員研修（沖縄県）」、配慮を要する児童への対応等を含めた「放課後児童支援員の資質向上研修（本市）」の実施により、放課後児童支援員等の確保に努めるとともに資質の向上を図ります。

放課後子ども教室については、関係者の研修参加等による知識、技能の向上を図るとともに放課後子ども教室に関わる地域のサポーターの確保、「地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）」の確保に努めます。

(3) 児童館機能と整備の充実

市内の児童館において、0～18歳の発達段階に応じた活動機会の提供やイベントの実施、親子での利用機会の確保や青少年の健全育成推進のため、児童館における中高校生に居場所を提供し、異年齢間の交流を図るなど、児童館機能の充実に努めます。

未整備地区(中学校区)については、中長期的な方針として児童館整備を視野に入れながらも、既存の公共施設等を活用したソフト施策や新設される公共施設への併設等も含め児童館機能整備を推進します。

## 第2章 基本目標2：子どもの育ちを見守る環境

### 1. 子育て家庭のための相談・支援の充実

保健・福祉・教育・医療機関など関係機関の連携強化を図るとともに、きめ細やかな支援、必要な支援がしっかりと行えるように「子育て世代包括支援センターだいすき」を中心とした「相談、把握、つなぎ」を重視した支援に取り組みます。

#### (1) 妊娠期からの切れ目のない支援

妊娠期から子育て期にわたる総合的な情報提供と必要な支援へのつなぎを行うワンストップ窓口として「子育て世代包括支援センターだいすき」の機能を充実します。

地域子育て支援センターや認定こども園等と連携し、子育て世帯により身近な場での相談体制の強化に取り組みます。

また、児童・福祉・障害福祉・教育等の相談窓口や関係機関と連携し、妊娠期から切れ目なく支援するネットワークの構築に取り組みます。

日本語を話せない（日本語以外を母国語とする）子育て世帯が増えていることから、多言語での情報提供・相談対応ができるよう、多言語に対応した情報提供資料の作成配布、ICTの活用による通訳環境の整備に努めます。

	事業名	事業内容
1	子育て世代包括支援センターだいすき（利用者支援事業）（再掲）	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育ての支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整等を実施
2	家庭児童相談室	0～18歳未満のお子さんについて子育ての悩みなど児童に関する相談を実施
3	教育等の相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育や進路等の問題や悩みをもつ幼児、児童生徒、既卒者、保護者及び教職員の相談、支援の実施</li> <li>・心の健康に関する知識の普及</li> </ul>

目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連絡会議の開催（回）	12	12	12	12	12

(2) 妊産婦と子どもの健康支援

乳幼児期は身体の発達を促し、機能を高め、生涯の健康づくりの基礎となる望ましい生活習慣の基礎を身につける重要な時期です。

乳幼児の発育、発達、栄養、生活習慣、疾病予防などについて、電話、訪問、来所、健康診査を行います。親子(母子)健康手帳の交付時には、「うるま市こどもの健康応援 BOOK だいすき」の配付を行い、今後も継続して実施し、妊娠期から子育て期にわたる相談・支援等の周知啓発に努めます。

また、産前から産後の母親の支援については、安心して子育てができるように産婦健康診査、産後ケア事業、産前産後サポート事業など母親の健康支援体制を強化します。

さらに本市は、10代の妊娠・出産の割合(全出生数に占める10代の母親が出産した割合)が国・沖縄県に比べて高い状況となっております。子どもたちに対する性教育については、全ての中学校において実施していますが、自分自身を大切にすることを育み、性に対する正しい知識を身に着けるために、教育委員会と市長部局とが密接に連携し、より早い段階から性教育を導入・実施することを検討します。併せて、若年の妊産婦に対し、妊娠・出産・育児に関する相談・指導を行うことで、安心して出産を迎えることができるよう寄り添った支援を行い、さらに自立に向けた支援につなげます。

乳幼児を感染症や不慮の事故から守るため、予防接種の重要性及び事故予防対策について乳幼児健診会場や広報誌・ホームページでの周知、乳幼児事故予防講演会の実施等、すべての乳幼児の健やかな成長・発達と安全・安心な子育てを支える環境・地域づくりに取り組みます。

	事業名	事業内容
1	産婦健康診査	産後まもない時期の母親の心身の健康管理のための健診実施
2	産後ケア事業	退院直後に支援が必要な母子を対象に宿泊または通所、助産師等の訪問により、母親の心身のケアや育児サポートの実施
3	産前産後サポート事業	・子育て支援センター等で、妊産婦等へ出産や育児に関して助産師等による相談・交流支援の実施 ・助産師の自宅訪問による、出産や育児に関する相談支援の実施
4	こども健康相談	保健師・助産師・看護師による妊産婦と乳幼児の健康に関する相談実施
5	こども栄養相談	栄養士による妊産婦と乳幼児の栄養に関する相談
6	のびのび相談	臨床心理士による乳幼児の発達に関する相談
7	妊産婦・新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭へ訪問し、相談や地域の子育て支援サービスの紹介
8	でまえ♡だいすき	支援センターにて初めての妊娠や初めての育児(生後1～3か月)の方のおしゃべり交流会
9	ぷれママ・ぷればぱくらぶ	妊娠中のからだづくりや食事、産後すぐの子育てについて学ぶ教室

	事業名	事業内容
10	あっぷる／オレンジ☆くらぶ	1歳6か月健診事後教室 子どもについての気になりごとや、成長発達の経過の見守りなどについて、親子で参加し、遊びを通して学ぶ教室
11	乳幼児健康診査	乳児、1歳6か月児、3歳児における健診の実施 歯科診察・相談、栄養相談
12	2歳児歯科検診	歯科診察・ブラッシング指導・栄養相談
13	こども医療費の助成	0歳から中学卒業までの児童が治療を受けた医療費の一部を助成

目標指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳幼児健康診査受診率(%)		93	95	95	95	95
3歳児のうち蝕有病者率(%) (平成30年度：24.1%)		減少	減少	減少	減少	減少
定期予防 接種率(%)	MR1期	95	95	95	95	95
	MR2期	95	95	95	95	95

### (3) 「食育」の推進

子どものうちに健全な食生活を確立することは生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となります。子どもへの食育の基礎を形成する場である家庭や学校との連携を行い、健全な食生活の確保に向けた取り組みを推進します。

#### ①乳幼児期の食育

離乳食教室の開催や、乳幼児期の各期に応じた個別の食育指導の充実を図ります。

#### ②食物アレルギーのある子どもへの対応

教育・保育施設や地域型保育事業所において食物アレルギーの対応が図られるよう、アレルギーに関する知識の習得及び情報の共有を図ります。

また、学校においては、食物アレルギーに関する連絡会や詳細献立表配布による情報提供などで、全学校の連携による情報共有と対応の充実を図ります。

	事業名	事業内容
1	離乳食教室	スタート教室（生後4～7か月児の保護者） ステップアップ教室（生後8～12か月児の保護者） 離乳食について、講話やデモンストレーションによる指導の実施

## 2. 児童虐待防止対策の充実

「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子育て支援施策と母子保健施策との連携を図り、養育支援を必要とする家庭の実態把握に努めるとともに必要な支援の実施により児童虐待の予防を図ります。また、発見から対応について児童相談所をはじめとする専門機関との連携を図り、虐待の早期発見・早期対応を実施するなど児童虐待防止対策に取り組みます。

### (1) 発生予防・早期発見

妊娠、出産および育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦がいる家庭を早期に把握するとともに、特に若年妊産婦等の支援を必要とする場合には、関係機関と連携し、適切な支援を行います。乳幼児健診未受診の場合は、虐待の気づきが遅れる可能性があるため、訪問等による未受診家庭への受診勧奨や養育状況の確認を行います。

また、虐待予防のパンフレットを配布し、虐待防止の啓発および相談窓口機関の周知を行うとともに、児童相談所、警察、医療機関、学校、民生委員・児童委員等の関係機関との連携体制の構築を図り、児童虐待の発生予防と早期発見に取り組みます。

さらに、虐待予防に関する関係者が適切な対応ができるよう研修体制を充実し、資質の向上に努めます。

## (2) 発生時の迅速・的確な対応

虐待を受けている児童やその親が抱える多様な問題の解決を図る「うるま市要保護児童対策地域協議会」を中心に、児童相談所をはじめとする各関係機関等との連携により児童虐待に関する情報交換や調整、連携強化を図り、個々のケースに十分な対応ができるよう取り組みます。

また、被虐待児童及び疑いのある児童の被害後の心身の回復を図るため、要保護児童対策地域協議会でのケース会議等により関係機関と協力し、支援に努めます。

さらに、相談窓口への社会福祉士等の専門職員の配置と、各小中学校へ配置されているスクールカウンセラーを活用した教育相談等を充実させていきます。併せて各中学校区へのスクールソーシャルワーカーの配置に努め、児童生徒だけでなく保護者の抱える課題に対し、関係機関とともに適切な支援が図れるよう取り組んでまいります。

	事業名	事業内容
1	要保護児童対策地域協議会	関係機関の円滑な連携と協力関係を築き、虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見と適切な支援の実施
2	教育等の相談（再掲）	・教育や進路等の問題や悩みをもつ幼児、児童生徒、既卒者、保護者及び教職員の相談、支援の実施 ・心の健康に関する知識の普及
3	家庭児童相談室（再掲）	0～18歳までのお子さんについて子育ての悩みなど児童に関する相談を実施
4	養育支援訪問事業（再掲）	支援の必要な家庭の状況に応じた養育の指導・助言・家事援助の実施
5	スクールソーシャルワーカー設置事業	児童・生徒、その家庭が抱える問題に対し、相談・助言・支援の実施
6	スクールカウンセラー等配置事業（沖縄県事業）	児童生徒の不登校及びいじめその他の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、児童生徒の心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する者を小中学校等へ配置する事業

目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催(回)	1	1	2	2	2
虐待予防に関する研修会の開催(回)	3	4	5	6	7

### 3. ひとり親家庭の支援の充実

ひとり親家庭は子育てと仕事の両立や経済面、住居、子どもの養育など様々な困難を抱えていることや近年の社会情勢からますます厳しい状況にあります。

これらを受け、ひとり親が安心して子育てできる環境づくりとひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援に取り組んでいきます。

#### (1) 子育て・生活支援策

就労支援員による相談支援体制の質の向上を図るとともに、ひとり親家庭が抱える様々な課題について相談できるよう、適切な支援メニューにつなげられる体制の整備を図ります。

また、子育てや家事・生活支援を行うために、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」、「ひとり親家庭生活支援拠点事業」の実施、併せて母子生活支援施設設置について調査・研究をします。また、ひとり親家庭の子どもに対し、生活習慣の習得支援や学習支援、食事の提供等を行う居場所の設置により、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図ります。

#### (2) 就業支援策

就業支援を担う「就労支援員」を配置し、就業支援体制の確立を図り、社会的自立を促進していくための自立支援プログラムを策定し支援に取り組みます。併せて「高等職業訓練促進給付金等事業」、「母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業」を実施します。

#### (3) 経済的支援

ひとり親家庭の経済的負担軽減を図るため、「児童扶養手当の支給」、「母子及び父子家庭等医療費助成」、「母子父子寡婦福祉資金貸付」、「放課後児童クラブひとり親等支援事業」を今後も推進します。

	事業名	事業内容
1	ひとり親家庭等日常生活支援事業（沖縄県事業）	母子家庭、父子家庭および寡婦を対象にヘルパー派遣を行い、一時的な保育や日常生活の支援・指導等を実施
2	ひとり親家庭生活支援拠点事業	さまざまな課題を抱えているひとり親家庭に対して民間アパートを借り上げ、住宅支援や就労支援、子育て支援等を実施
3	高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母または父が看護師や介護福祉士などの資格取得のため、1年以上養成機関等で就業する場合に生活の負担軽減を図るための費用を支給（資格要件等あり）
4	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母または父が医療事務や介護関連資格等の資格取得のため、指定された教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の一部を支給
5	児童扶養手当	離婚や死亡などにより、父又は母と生活を共にできない児童が養育されている母子・父子世帯等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉を図ることを目的として一定の手当を支給。
6	母子及び父子家庭等医療費助成	母子及び父子家庭等に対し、受けた医療費の本人負担分の一部を助成
7	母子父子寡婦福祉資金貸付	母子および父子家庭の児童が進学する場合の修学資金や就職支度金等、各種資金を原則無利子で貸付
8	放課後児童クラブひとり親等支援事業	ひとり親家庭等の児童クラブ利用料の負担を軽減し、生活の安定と自立を支援することを目的に、放課後児童クラブの利用料金の一部を補助

目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ひとり親家庭生活支援拠点事業支援終了世帯数(件)	10	10	10	10	10
高等職業訓練促進給付金等事業受給者数(件)	19	19	19	19	19
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業受給者数(件)	8	8	8	8	8

#### 4. 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

障がい児等特別な支援が必要な子どもについては、早期発見のほか、一人ひとりの障がい状況に応じた支援や対応について、医療・保健・教育・保育等の各機関での対応充実とともに連携体制の強化を図ります。特に近年は発達障がいの子どもの数も増えており、家庭や関係者が発達障がいについて理解し、対応していけるように支援や資質向上を図ります。

##### (1) 障がいの早期発見

乳幼児健診や保育施設、学校等の関わりのなかで、成長、発達が気になる子について、心理士等による相談指導や健診事後教室、親子通園等を実施し、必要な支援を保護者と一緒に考え、必要に応じて医療機関への受診や障害福祉サービス等につなぎます。

##### (2) ライフステージに応じた丁寧な支援

障がい児等特別な支援が必要な子どもとその家族を支えていく体制整備では、障がいのある子どもの立場に立ったきめ細やかな相談支援の充実と、乳幼児期・学齢期等のライフステージに応じた保健、医療、福祉、教育等との連携により一貫した効果的な支援を目指します。

##### (3) 障がいの有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり

障がいをもつ児童の健全な育成を図るため、幼稚園特別支援教育加配の配置、学習支援ヘルパーの配置、担当者会等の研修会の実施、就学指導委員会の充実等により、障がい児の教育環境の整備を推進します。

保育施設及び認定こども園では、障がい児保育事業を円滑に実施するために、保育士、保育教諭の配置と資質向上、助言、指導、施設整備等の充実を図ります。幼稚園では、障がい児加配教諭を配置し、ニーズに応じた支援を行っていきます。また、適切な支援が行なえるよう、障がい児加配教諭の資質向上のための研修会の実施や、施設整備等の充実を図ります。

市立幼稚園、認可保育園、認定こども園、認可外保育施設に通う配慮を要する子への巡回等相談については、巡回及び電話相談による保育士、幼稚園教諭及び障害児加配教諭への技術的指導及び研修事業を今後も継続するとともに、充実を図っていきます。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）における障がい児の受け入れを全クラブで実施対応できるように努めます。

##### (4) 障害児福祉サービスの提供

障がい児等については、児童福祉法に基づく障害児相談支援、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）や障害者総合支援

法に基づく福祉サービスについて周知・広報を図るほか、障害福祉サービス事業所と連携し、各種サービスの充実を図ります。

人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が、地域で適切な支援を受けられるように、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。

また、障がい児等の児童発達支援と、地域支援・専門的支援の強化を行う児童発達支援センターの設置に向けた取り組みを行います。

目標指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障がい児の受入数（人）	認可保育園	55	60	65	70	75
	市立幼稚園	71	48	0	令和4年度には、市立幼稚園全園が認定こども園へ移行します。	
	（うち、預かり保育の受入数）	37	27	0		
	認定こども園	28	54	106	115	124
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	85	90	95	100	105

	事業名	事業内容
1	のびのび相談（再掲）	臨床心理士による乳幼児の発達に関する相談
2	あっぷる／オレンジ☆くらぶ（再掲）	1歳6か月健診事後教室 こどもについての気になりごとや、成長発達の経過の見守りなどについて、親子で参加し、遊びを通して学ぶ教室
3	障害児相談支援	・障がい児やその家族に対し、総合的相談支援を実施（基本相談支援） ・通所支援を利用する際、利用計画を作成し、必要に応じて計画の変更、事業者との調整、情報提供などの支援の実施（計画相談支援）
4	保育所等訪問支援	※障がい児通所支援 保育所やその他児童が集団生活する施設等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等の実施
5	児童発達支援	※障がい児通所支援 日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練の実施
6	医療型児童発達支援	※障がい児通所支援 肢体不自由のある児童に対し、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関等への通所支援、児童発達支援及び治療の実施
7	放課後等デイサービス	※障がい児通所支援 学校授業終了後または休日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の実施
8	障害児福祉手当	在宅の重度障がい児に対し、その重度の障がいによって生ずる特別の負担の軽減を図るための手当
9	特別児童扶養手当	身体や精神に障害のある20歳未満の児童に対し、児童の福祉の増進を図るための手当
10	重度心身障害児医療費助成	心身に重度の障がいのある方の保健の向上と福祉の増進を目的として、保険診療による医療費の一部助成

### 5. 仕事と家庭生活との調和の実現(ワークライフバランス)のための働き方の見直し

共働きの子育て家庭が増加する中、仕事と家庭生活の調和である「ワークライフバランス」の推進が必要となっています。

仕事と家庭生活の調和の実現について、労働者、事業主、地域住民の理解や関係法令の周知に取り組み、働き方の見直しや子育て支援に取り組む企業等へ情報提供等に努め、実践していける環境づくりを目指します。

## 第3章 計画の推進について

### 1. 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く市民に周知します。

### 2. 計画の推進体制

子ども・子育て支援事業計画を推進し、もって幼児期の質の高い教育・保育及び子ども・子育て支援を提供するため、庁内に設置されたうるま市子ども・子育て支援事業計画推進本部会議を核とした推進体制により、各事業を実施、展開します。

また、各事業を円滑に実施するために、庁内関係部局の密接な連携を図るとともに、教育・保育の一体的な提供及び質の向上を図るため、教育委員会と市長部局が連携し、継続して取り組みます。

計画の推進にあたっては、各事業の提供体制の整備と、相談事業等の体制について、両体制の充実を図りながら、相互に連携することで相乗的に作用できるよう、連絡・調整に努めます。

さらに、教育・保育の実施主体、及び子ども・子育て支援事業の実施主体と行政が連携し、協働しながら取り組みを進めます。

### 3. 事業等の実施状況、ニーズ等の定期的な把握

子どもの状況や子育て家庭のニーズは多岐にわたり、又、常に変化をしていきます。本計画を策定するにあたってはニーズ調査等を行いました。今後も子育て支援環境や社会情勢の変化などによりニーズも変わっていくことから、計画開始後の取り組みの実施状況と課題、子どもと子育て家庭のニーズを定期的に把握し、計画の見直しについて見極めを行っていきます。

4. PDCAサイクルによる推進状況チェック

本計画は、計画に基づく取り組みの達成状況を継続的に把握・評価し、その結果を踏まえた計画の改善を図るといったPDCAサイクルによる適切な進捗管理を行っていきます。

この過程では、計画の審議にあたった「うるま市子ども・子育て会議」が、毎年度、計画の進捗状況の報告に基づき、点検・評価を行い、本市はうるま市子ども・子育て会議からの意見を踏まえて取組方法の見直しを行っていきます。





沖縄県うるま市 うるま®



## 資料1 子ども・子育て支援法(第一章、第五章、第七章)より

(平成二十四年法律第六十五号)

施行日： 令和元年十月一日

最終更新： 令和元年五月十七日公布(令和元年法律第七号)改正

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(定義)

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。

4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。

5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。

7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。

8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。

9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。

10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。

一 認定こども園(保育所等(認定こども園法第二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。))であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項

- 第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の十第一項第二号、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。)
- 二 幼稚園（第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第二号、第三章第二節（第五十八条の九第六項第三号ロを除く。）、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。)
- 三 特別支援学校（学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。)
- 四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。）のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
- イ 認定子ども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの
- ロ 認定子ども園法第三条第十一項の規定による公示がされたもの
- ハ 第五十九条の二第一項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの
- 五 認定子ども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの
- イ 認定子ども園（保育所等であるものを除く。）、幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間
- ロ 認定子ども園（保育所等であるものに限る。） イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間
- 六 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（前号に掲げる事業に該当するものを除く。)
- 七 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
- 八 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業（同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。）のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

## 第五章 子ども・子育て支援事業計画（抜粋）

### （基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

### 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
  - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
  - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(市町村子ども・子育て支援事業計画)
- 第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
  - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
  - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第七十七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## 第七章 子ども・子育て会議等（抜粋）

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
  - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
  - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
  - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
  - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

## 資料2 うるま市子ども・子育て会議条例

平成25年10月8日

条例第38号

改正 平成28年3月18日条例第5号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、うるま市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し知識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 子育て会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前3項(第1項ただし書を除く。)の規定は、部会の会議について準用する。

(関係者の出席等)

第8条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、必要な資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、こども部こども未来課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年うるま市条例第33号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成28年3月18日条例第5号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 資料3 うるま市子ども・子育て支援事業計画推進本部設置規程

平成25年4月30日

訓令第26号

改正 平成25年5月31日訓令第32号

平成26年3月20日訓令第15号

平成29年4月3日訓令第23号

平成30年4月25日訓令第41号

(趣旨)

第1条 この訓令は、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図るため、うるま市子ども・子育て支援事業計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) うるま市子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関すること。
- (2) うるま市子ども・子育て会議との連絡調整に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う制度設計等の検討に関すること。
- (4) 組織機構の見直し等の検討に関すること。
- (5) その他市長が特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進本部に委員長及び副委員長を置き、委員長に副市長、副委員長にこども部長及び指導部長をもって充てる。

- 2 委員長は、推進本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員長は、会議での審議事項の内容により必要な委員のみを招集するものとする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員に対し資料の作成、提出又は説明を求めることができる。
- 5 委員長は、会議で審議した事項について、必要に応じて市長に報告するものとする。

(部会)

第6条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部の下に部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、別表第2に掲げる者を市長が任命し、辞令を用いることなくその職に命ぜられたものとする。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長にこども部長、副部会長に指導部長及び教育部長をも

って充てる。

- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会は、第2条に規定する所掌事務に掲げる事項を調査及び協議する。
- 7 部会の会議は、必要に応じ部会長が招集し、その議長となる。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 9 部会長は、会議で審議した事項について、推進本部に報告するものとする。
- 10 部会長は、会議での審議事項の内容により必要な委員のみを招集するものとする。
- 11 部会の委員が会議等に出席できない場合は、部会の委員の指名する職の者を代理で出席させることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、前条第6項に掲げる事項を専門的に審議させるため、部会に分科会を置くことができる。

- 2 部会長は、別表第2に掲げる職員のうちから分科会の構成員を選任し、及び分科会主任（以下「主任」という。）を指名する。
- 3 主任は、分科会で審議された事案を部会長へ報告しなければならない。

(事務局)

第8条 推進本部及び部会の事務局は、こども部に置き、庶務を処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、委員長が推進本部に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成25年5月31日訓令第32号）

この訓令は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日訓令第15号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月3日訓令第23号）

この訓令は、平成29年4月3日から施行する。

附 則（平成30年4月25日訓令第41号）

この訓令は、平成30年4月25日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所属及び職名	備考
副市長	委員長
こども部長	副委員長
指導部長	副委員長
企画部長	委員

総務部長	委員
福祉部長	委員
市民部長	委員
経済部長	委員
都市建設部長	委員
教育部長	委員

備考 部長とは、参事を含む。

別表第2（第6条、第7条関係）

所属及び職名	備考
こども部長	部会長
指導部長	副部会長
教育部長	副部会長
企画部企画政策課の課長及び係長	委員
企画部財政課の課長及び係長	委員
企画部情報課の課長及び係長	委員
総務部総務課の課長及び係長	委員
福祉部保護課の課長及び係長	委員
福祉部介護長寿課の課長及び係長	委員
福祉部障がい福祉課の課長及び係長	委員
こども部こども未来課の課長及び係長	委員
こども部保育幼稚園課の課長及び係長	委員
こども部児童家庭課の課長及び係長	委員
こども部こども健康課の課長及び係長	委員
市民部市民協働課の課長及び係長	委員
市民部健康支援課の課長及び係長	委員
経済部産業政策課の課長及び係長	委員
経済部商工労政課の課長及び係長	委員
経済部観光振興課の課長及び係長	委員
都市建設部都市政策課の課長及び係長	委員
都市建設部建築工事課の課長及び係長	委員
教育部教育総務課の課長及び係長	委員
教育部学校施設課の課長及び係長	委員
教育部生涯学習スポーツ振興課の課長及び係長	委員
指導部学務課の課長及び係長	委員
指導部指導課の課長及び係長	委員

備考 課長とは、主幹、技幹、副主幹及び副技幹を含む。

係長とは、主査及び技査を含む。

## 資料4 第2期うるま市子ども・子育て支援事業計画策定経過

	内容	うるま市子ども・子育て会議	うるま市子ども・子育て推進本部	
			推進本部会議	部会／分科会
平成30年度	○子ども・子育て支援に関するニーズ調査 調査期間：平成31年2月22日～3月11日 (1)就学前児童保護者調査：3,000名 (2)小学校低学年保護者調査：1,835名	第3回 平成31年3月25日	第4回 平成31年3月18日	平成31年1月21日
	○第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について			
令和元年度	○子ども・子育て支援事業計画について ○第2期計画策定スケジュールについて ○ニーズ調査結果概要の報告について ○人口推計について ○「量の見込み(教育・保育事業)」について	第1回 令和1年9月19日	第1回 令和1年8月29日	—
	○教育・保育事業等の「量の見込み」・「確保方策」について ○地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保方策」について	第2回 令和1年11月5日	第2回 令和1年11月1日	— 令和1年10月17日 令和1年10月25日 令和1年10月31日
	○第1期うるま市子ども・子育て支援対策の評価の報告について ○第2期計画子ども・子育て事業計画骨子(案)について	第3回 令和2年1月14日	第3回 令和1年12月23日	— 令和1年12月3日 令和1年12月16日
	○第2期うるま市子ども・子育て支援事業計画(素案)について	第4回 令和2年2月19日	第4回 令和2年2月10日	— 令和2年1月24日
	○パブリックコメントの実施 「第2期うるま市子ども・子育て支援事業計画(素案)」について意見募集 実施期間：令和2年2月21日～3月4日			
	○第2期うるま市子ども・子育て支援事業計画(素案)について ○特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員の設定について	第5回 令和2年3月6日	第5回 令和2年2月25日	—
	○答申 「第2期うるま市子ども・子育て支援事業計画」の策定及び特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員の設定について(答申)	令和2年3月25日		

## 資料5 うるま市子ども・子育て会議委員名簿

令和2年3月時点

	所属等	氏名	備考
1	子どもの保護者	齋藤 弘孝	
2	子どもの保護者	上間 富士子	
3	子どもの保護者	久高 紀子	
4	私立幼稚園の代表	入江 みどり	
5	認可保育所の代表	上原 東	副会長
6	認可外保育所の代表	国吉 直人	
7	うるま市商工会	島袋 行正	
8	なかきす児童センター	仲村 千秋	
9	公立大学法人名桜大学	嘉納 英明	
10	国立大学法人琉球大学	岡花 祈一郎	会長
11	うるま市民生委員児童委員協議会	下門 順子	
12	うるま市PTA連合会	仲村 昌枝	
13	多様性を応援する親の会	児玉 初美	
14	うるま市母子保健推進員協議会	佐久本 春枝	
15	うるま市母子寡婦福祉会	島袋 淳子	

---

第2期うるま市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 うるま市  
企画・編集 こども未来課  
〒904-2292  
沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号  
TEL 098-989-5313

---



うるま市